

JAバンク石川信連  
ディスクロージャー誌

# REPORT 2025

JAバンク石川信連



経営管理委員会会長  
西川 一郎



代表理事理事長  
川岸 勘造

## ごあいさつ

日頃から石川県信用農業協同組合連合会（略称「ＪＡバンク石川信連」）をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当会は昭和23年の設立以来、農業専門金融機関として県下ＪＡと一体となり、石川県農業の振興と農家経済の向上を金融面から支援させていただくとともに、地域金融機関として地域社会の発展に貢献すべく事業展開を続けてきております。

さて、能登半島地震の被災地では、日常生活を取り戻そうとしている矢先の令和6年9月に奥能登豪雨が発生し、農作物被害や再取得した農業機械の損壊など、営農再開への意欲減退や地域を離れる組合員の増加が懸念される中、ＪＡグループ石川では総力を挙げて地域農業の復旧・復興に取り組んでおります。

金融環境については、日本経済が賃上げや設備投資需要の拡大により緩やかな回復傾向が続くと見込まれる中、日銀が利上げ姿勢を維持するものの、米国関税政策による世界経済への影響が懸念されており先行きは不透明な状況にあります。

農業情勢については、高齢化による後継者不足や農業生産資材価格が高止まりするなど厳しい経営環境にあります。また、足元の米の小売価格の高騰に対し政府は価格引下げに向け、備蓄米の放出を行うなど、消費者側の立場を重視した政策を打ち出しており、米を巡る情勢は不透明な状況となっております。

こうした中、ＪＡバンク石川では、能登半島地震・奥能登豪雨からの復旧・復興に向けた取組みを推し進めるとともに、農業・くらし・地域の各領域の多様なニーズに対して、つながり強化戦略の実践により金融仲介機能を発揮し支持・支援され続ける姿の実現を目指す「ＪＡバンク石川中期戦略（2025～2027年度）」を樹立し、会員ＪＡの目指す姿の実現に向けて強力に支援していくとともに、持続可能な収益還元に努めていくこととしております。

つきましては、当会の事業運営に対し一層のご理解をいただくため、令和6年度の業務内容、活動状況等について取りまとめた「REPORT 2025」（ディスクロージャー誌）を作成いたしましたので、ご一読いただければ幸いに存じます。

引続き県下ＪＡとともに石川県農業をはじめとする地域社会の発展に向けて全力を傾ける所存でございますので、一層のご支援・お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月

経営管理委員会会長 西川 一郎  
代表理事理事長 川岸 勘造

# REPORT 2025

## JAバンク石川信連

### も く じ

#### ごあいさつ

|                     |   |
|---------------------|---|
| JAグループ・JAバンクの概要について | 2 |
|---------------------|---|

|       |   |
|-------|---|
| 事業の方針 | 4 |
|-------|---|

|              |   |
|--------------|---|
| 地域密着型金融への取組み | 5 |
|--------------|---|

|            |    |
|------------|----|
| 令和6年度事業の概況 | 10 |
|------------|----|

|                 |    |
|-----------------|----|
| 業務の適正を確保するための体制 | 12 |
|-----------------|----|

|                 |    |
|-----------------|----|
| コンプライアンス（法令等遵守） | 14 |
|-----------------|----|

|       |    |
|-------|----|
| リスク管理 | 19 |
|-------|----|

|    |    |
|----|----|
| 組織 | 20 |
|----|----|

|                |    |
|----------------|----|
| JAバンク石川の事業のご案内 | 22 |
|----------------|----|

|       |    |
|-------|----|
| 沿革・歩み | 30 |
|-------|----|

|     |    |
|-----|----|
| 資料編 | 31 |
|-----|----|

|    |  |
|----|--|
| 索引 |  |
|----|--|

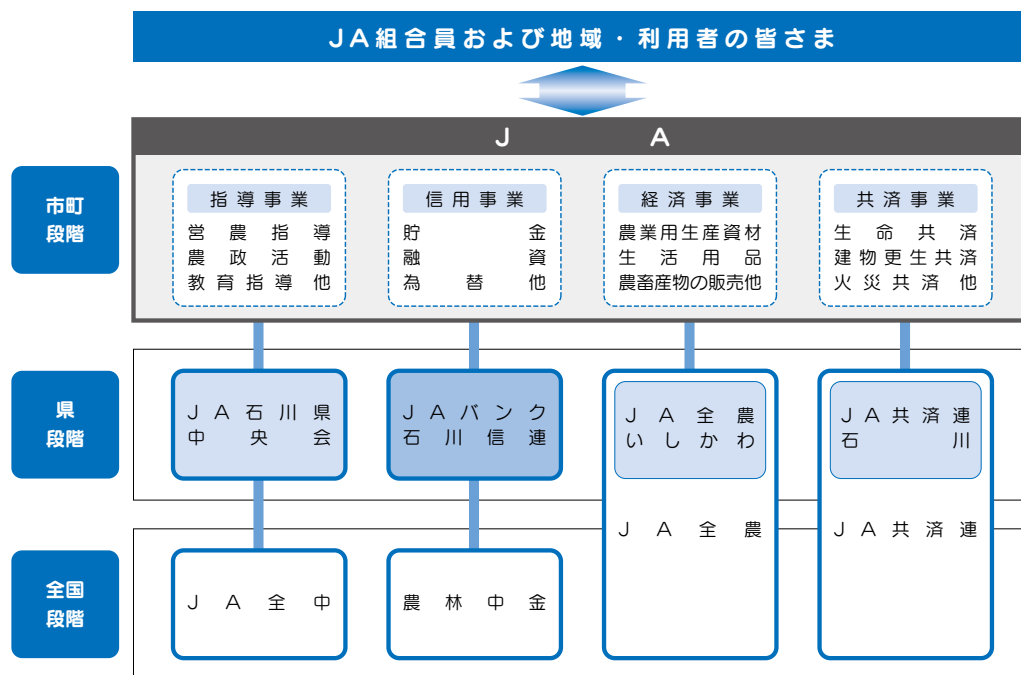
・本資料に掲載してある計数は原則として百万円単位未満を切り捨てのうえ表示しております。  
・構成比率は100に調整しております。  
・計数中の“0”は計数が百万円単位未満であることを、“－”は該当する計数がないことを表わしております。

# J Aグループ・J Aバンクの概要について

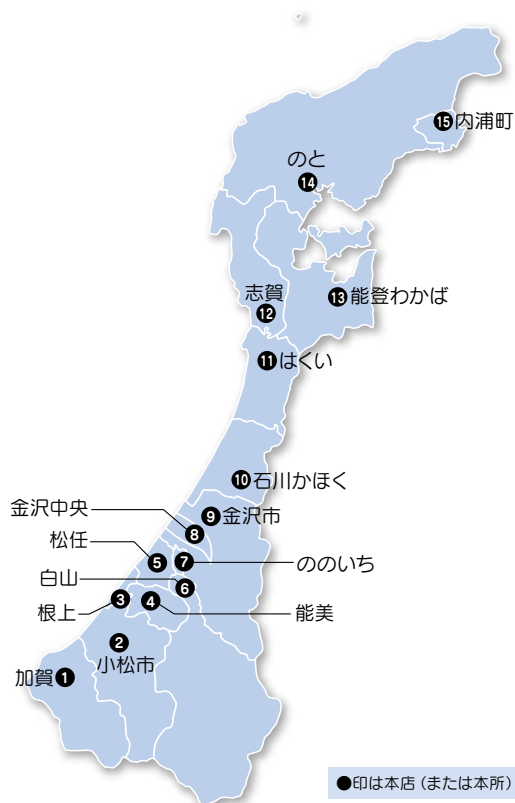
## J Aグループ石川の仕組み

J Aグループは、農家組合員をはじめとする組合員組織を基盤に、市町段階のJ A、県段階・全国段階の連合会組織で構成し、それぞれが機能を分担のもと、信用事業、指導事業、経済事業、共済事業等を展開しております。

このうち、信用事業においては、J A・信連・農林中金で構成するグループを総称して「J Aバンク」とし、グループ全体のネットワークと総合力で、地域の皆さまに、より身近で便利、そして安心なメインバンクとなることを目指しております。



## J Aバンク石川のネットワーク



石川県下15 J Aの信用事業部門と当会を総称して「J Aバンク石川」とし、J Aと一体となって信用事業を展開しております。

当会は、信用事業を行う県段階の連合会組織として、県下J Aの事業運営をサポートするとともに、県域を営業エリアとする地域金融機関として地域の皆さまから信頼される事業運営を行い、地域農業および経済の発展に貢献できるよう努めております。

### J A バン ク 石 川

#### 県下15 J A

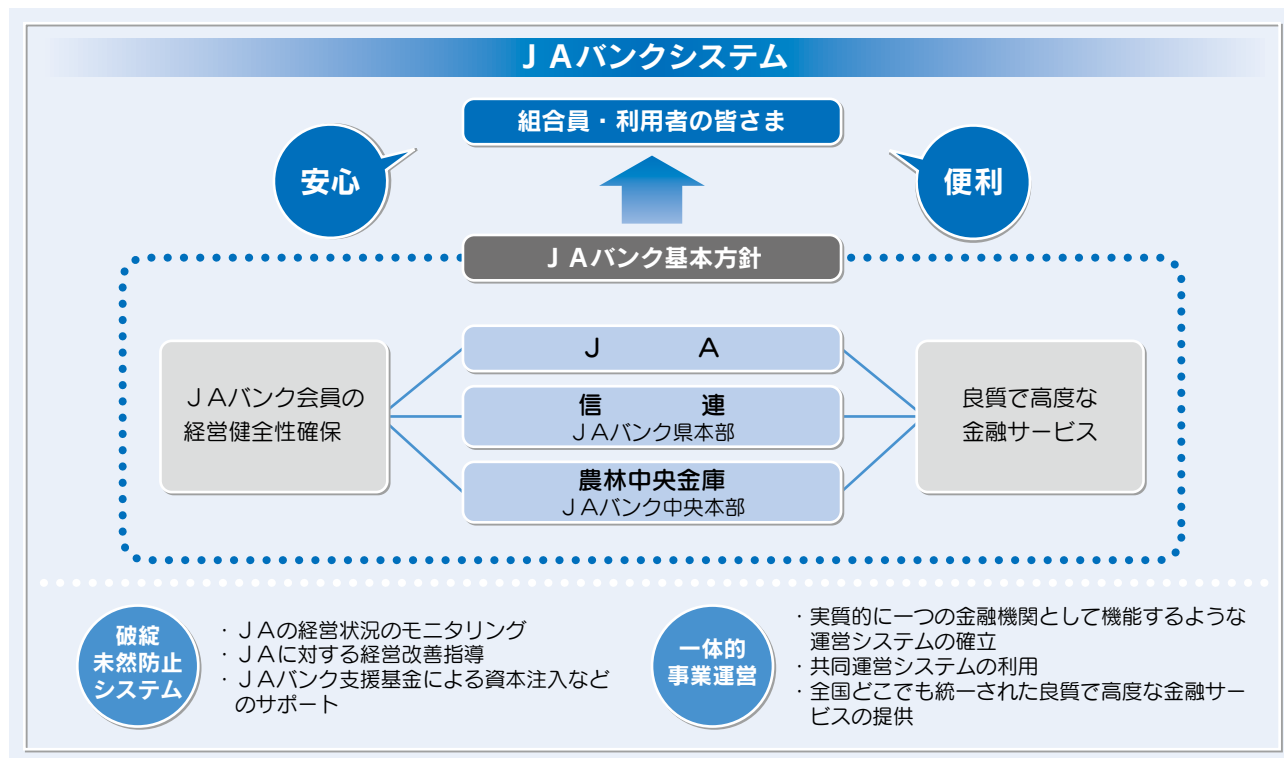
- |           |                 |                 |
|-----------|-----------------|-----------------|
| ① J A 加賀  | ⑥ J A 白山        | ⑪ J A はく い      |
| ② J A 小松市 | ⑦ J A のの い ち    | ⑫ J A 志 賀       |
| ③ J A 根 上 | ⑧ J A 金 沢 中 央   | ⑬ J A 能 登 わ か ば |
| ④ J A 能 美 | ⑨ J A 金 沢 市     | ⑭ J A の と       |
| ⑤ J A 松 任 | ⑩ J A 石 川 か ほ く | ⑮ J A 内 浦 町     |

#### 県連合会

J A バン ク 石 川 信 連

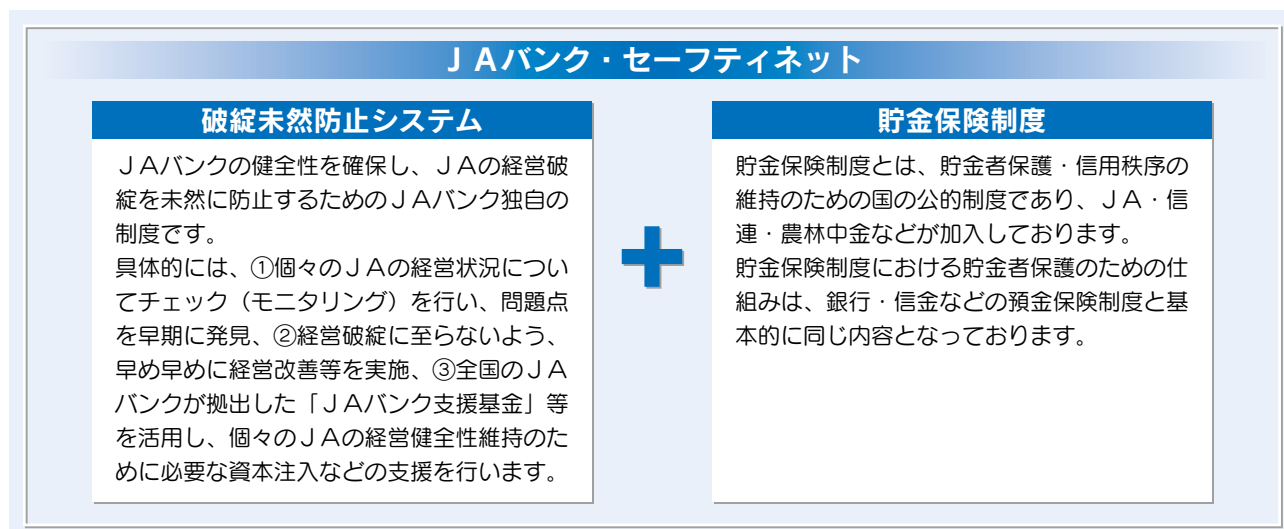
## ＪＡバンクシステムとは…

組合員・地域利用者の皆さまに、より便利で安心な金融機関としてご利用いただくため、全国のＪＡ・信連・農林中央金庫の総合力を結集し、再編強化法に基づき、実質的に「ひとつの金融機関」として活動する取組が「ＪＡバンクシステム」です。このＪＡバンクシステムを活用し、全体の高度化、専門化などを進めていきます。



## ＪＡバンク・セーフティネットとは…

ＪＡバンクでは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「ＪＡバンク・セーフティネット」を構築しています。これにより、組合員・利用者の皆さまにより一層の安心をお届けします。



# 事業の方針

当会は、能登半島地震・奥能登豪雨からの復旧・復興に向けた取組みを推し進めるとともに、農業・暮らし・地域領域の多様なニーズに対して、つなぎ強化戦略の実践により金融仲介機能を発揮し支持・支援され続ける姿の実現を目指す「JAバンク石川中期戦略（2025～2027年度）」を樹立し、会員JAの目指す姿の実現に向けて強力に支援していくとともに、持続可能な収益還元に努めていくこととしております。

## JAバンク石川中期戦略（2025～2027年度）

JAグループ  
の目指す姿

JAバンク

持続可能な  
農業の実現

豊かでくらしやすい  
地域共生社会の実現

協同組合としての  
役割発揮

能登半島地震・  
奥能登豪雨からの  
復旧・復興

農業・暮らし・地域領域の多様なニーズに対して、  
総合事業性を活かした金融仲介機能を発揮し、支持・期待され続けている姿

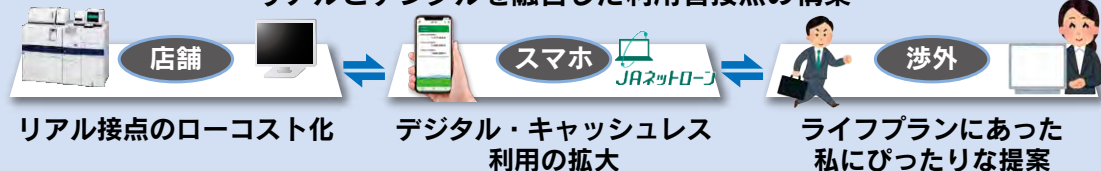
### つなぎ強化戦略～利用者がつながりたくなるJAに～

徹底して組合員・利用者の目線にたったサービス・体験を提供し、これまでのリアル接点に加えてデジタル接点を組み合わせながら組合員・利用者の期待に応えていくことで、結果としてJAに愛着・信頼を感じる組合員・利用者を増やしていく。

#### 徹底して組合員・利用者の目線にたったサービス・体験の提供



#### リアルとデジタルを融合した利用者接点の構築



### 総合事業全体での経営戦略高度化

総合事業全体で最適かつ関連性ある  
経営戦略の策定と実践

連合会間の連携

JAとの戦略策定および進捗管理の枠組み構築

### JAバンク石川信連の令和7年度事業計画における基本方針

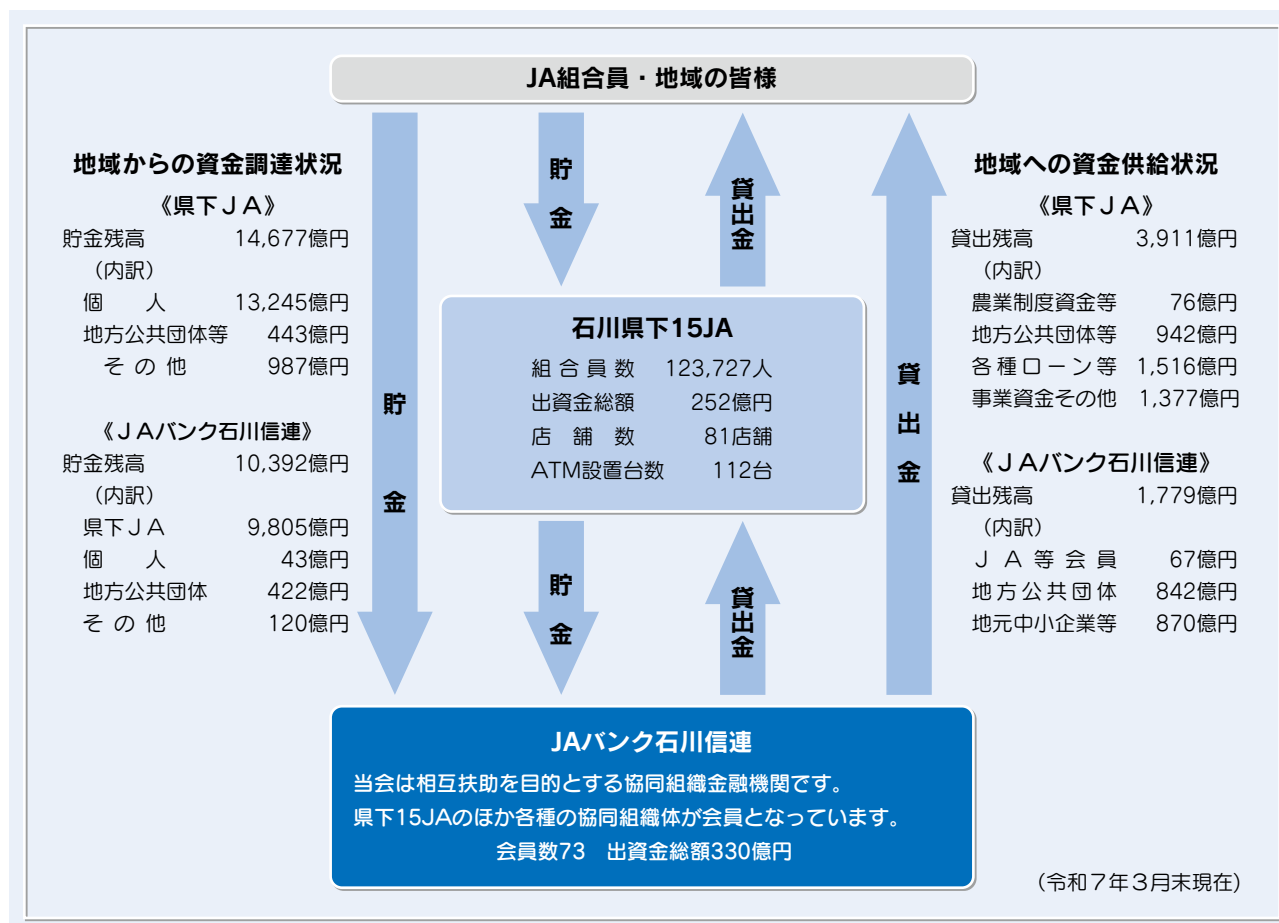
1. 能登半島地震・奥能登豪雨災害からの復旧・復興への取組み
2. つなぎ強化戦略による金融仲介機能発揮と総合事業全体での経営戦略高度化に向けたJA・信連一体となった取組み
3. 金融正常化を踏まえたポートフォリオ再構築とリスク管理高度化による収益確保への取組み
4. 機能還元強化に向けた体制再構築と徹底した業務効率化への取組み

## 地域密着型金融への取組み（中小企業等の経営改善及び地域の活性化のための取組み）

当会は、石川県を事業区域として、県内ＪＡ等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域社会の一員として、金融を通じて県内経済の継続的発展に努めている地域金融機関であります。

また、金融サービスの提供はもとより、環境・文化・教育・スポーツといった面からも広く地域社会の活性化に取り組んでおります。

以下に、当会の地域密着型金融への取組みをご紹介します。



### お取引先とのネットワークづくり

#### 「アグリファンド石川」

昭和52年に、農業生産の中核的担い手となる自立経営農家の育成と、農業経営の安定向上を目的に、旧農林漁業金融公庫資金の利用者を対象に設立。

現在、会員数は83先で、持続可能な農業経営を目指し、会員が抱える経営課題の解決をテーマとした勉強会等、農業経営の安定・向上に向けた活動を行っています。

#### 「翼信会」

昭和62年に、当会取引先企業等を会員とし、会員相互の情報交換と研鑽を目的に設立。

現在、会員数は44先で、年2回の経営者交流会のほか、講演会、視察研修や従業員交流会等を行っています。

また、アグリファンド石川とは合同研修会を行うなど、相互交流を図っています。

## 能登半島地震および奥能登豪雨の対応について

### ～松下奈緒さんによる被災者激励ミニライブ～

JAのと・JA内浦町主催による能登半島地震復興応援企画として、JAバンクイメージキャラクターの松下奈緒さんによる被災者激励ミニライブが令和7年5月に輪島市の航空学園と珠洲市のラポルトすずにて行われ、当会もイベント運営に参画しました。

ライブ会場では松下奈緒さんがヒロインを務めた朝ドラ主題歌「ありがとう」など、計7曲演奏し、交流会・抽選会も行われ、2会場あわせて、計700名超の方にご来場いただきました。



### ～行政等と連携した現地融資相談会の実施～

被災地農業の復旧・復興支援に向け、地元JAと石川県、日本政策金融公庫金沢支店が連携し、営農再開に向けた必要資金にかかる相談や補助事業の申請手続きなどのための現地相談会を開催しました。

### ～災害資金の創設・拡充～

能登半島地震からの復旧・復興までに時間を要することが懸念されるなか、被災者のニーズに即した支援を図るべく、既往災害資金と比べ、融資限度額や資金用途等を拡充した新たな災害資金を創設し、被災者の生活再建および地域農業の復旧・復興支援に取り組んでおります。

また、能登半島地震の被災地で発生した奥能登豪雨災害に対しては、地震にかかる災害資金の対象者等を拡充することで、地震の被災者支援と一体的に取り組むを進めております。

JAバンク石川は被災された皆様の農業経営の復旧・復興をご支援いたします

幅広いニーズにお応えします！ 運転資金 | 設備資金 | つなぎ資金

**令和6年能登半島地震農業復興特別資金**

対象者 ●農業を営む個人・法人 ●農業を営む個人等が組織する法人

| 資金用途 | 個人      | 法人      |
|------|---------|---------|
| 運転資金 | 3,600万円 | 7,200万円 |
| 設備資金 | 3,000万円 | 6,000万円 |

※2億円の組合・協会の場合は、お借入可能

金利 当初5年間無利子 (その後、優遇利率適用) 固定金利も1.00%からあります

返済期間 15年以内 (うち借入期間3年以内)

※この資金は、被災地での農業の復興・再開に活用することを目的としています。被災地以外での利用はできません。また、この資金は、被災地での農業の復興・再開に活用することを目的としています。被災地以外での利用はできません。

JAバンク石川 令和 年 月 日

## 中小企業等への経営支援

平成21年12月の金融円滑化法施行以来、合計56件3,991百万円（令和7年3月末現在）の貸付条件変更申込みがあり、債務者の経営実態や企業特性を踏まえたうえで迅速な審査と適正な対応を行いました。なお、貸付条件変更後は定期的な訪問等により債務者の経営状況の把握に努め、適切な経営指導・経営改善支援等に努めております。

## 「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針について

経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当会は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢を整備し、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めております。

## 農業者の所得向上と地域活性化に向けた取組み

### ～「担い手コンサルティング」の取組み～

ＪＡバンク石川では、農業者の所得向上に向けて「担い手コンサルティング」に取り組んでおります。農業者の経営分析による課題の見える化と解決策の提案、収支計画の作成支援を行う取組みをＪＡが主体となり、県連（営農戦略室、全農いしかわ、共済連石川、当会）と行政がサポートし、一体となって行っております。

### ～農業者のニーズに応じた資金対応～

農業者の所得増大等に向け、ＪＡバンク石川が一体となって取り組んでおります。

#### ＪＡバンク利子補給事業

担い手農業者、地域農業者の借入負担を軽減するため、農業近代化資金、農業バックアップ資金等の借入者に対する利子補給を行っております。

#### 農業近代化資金・農業バックアップ資金の保証料助成

農業近代化資金・農業バックアップ資金の借入者に対し、保証料の助成をすることで、農業経営をバックアップし成長に向けた支援を行っております。



#### 農業専門金融機関としての役割発揮

農業専門金融機関として担い手に対する一層の機能発揮を目指して、県内15ＪＡ・当会に「担い手金融リーダー」を設置しております。

#### 農村地域振興・中小企業活性化等の基金（ファンド）への出資

当会は、石川県が創設した「いしかわ農業参入支援ファンド」等に対し、ＪＡバンク石川として基金の一部を出資し、農業参入の支援・促進、農村地域振興等の観点から、ファンドの取組みを応援しております。

## ～アグリファンド石川の活動活性化に向けた取り組み～

当会では、農業経営の安定・向上を目指すべく結成された農業者団体「アグリファンド石川」の事務局として運営のサポートを行っております。

令和6年度においては、地方創生や地域農業の活性化をテーマとしたセミナーを開催しました。



アグリファンド石川 セミナー

## ～ビジネスマッチングに向けた取り組み～

農業所得の増大に向けて、生産者と加工流通業者等とのビジネスマッチングなど農商工連携を推進するため「北陸食農ネットワーク会議」を開催し、北陸三県の農業者、企業等の商品・サービスを北陸地区内および全国へ向けて情報発信しております。

## 食農教育サポート

未来を担う子供たちに対して、食農を中心とする教育活動を通して、食・環境等と農業のつながりを知ってもらい、農業に対する理解を深めるため、JAバンク教材本「農業とわたしたちの暮らし」を県内小学5年生及び特別支援学校へ贈呈しております。



## 地域社会への貢献

当会では、県内JAとともに、地域社会の一員として農業と自然を大切にしたい地域貢献活動の実践を掲げ、環境・文化・教育面にわたり幅広く活動を実施しており、これらの活動を通じて地域社会の振興・活性化に取り組んでおります。

### 「JAバンク石川 石川県トレセンジュニアサッカー大会」への協賛

ジュニアサッカーの普及と子どもたちの健全な育成を目的として、令和7年5月、小松市こまつドームドリームピッチにおいて、「第37回 JAバンク石川 石川県トレセンジュニアサッカー大会」を開催しました。



ジュニアサッカー試合風景

#### 「第47回 J Aバンク石川「くらしの絵」コンクール」の開催

「くらしと農業」をテーマに、子どもたちがくらしを見つめることで正しい生活感の醸成を図るとともに、美術教育の振興を目的として、第47回 J Aバンク石川くらしの絵コンクールを開催し、令和6年10月の「石川の農林漁業まつり」において入賞作品の展示、特別優秀賞受賞者への表彰式を行いました。



石川県知事賞作品



J Aバンク石川信連 経営管理委員会会長賞

#### 「よりそうと学ぶ マネー教室」の開催

令和7年1月、イオンモール白山において、未就学児～小学校低学年の子どもたちを対象に、お買い物体験を通してお金の使い方や価値など、基本的な金融知識を身につけてもらうことを目的に、「よりそうと学ぶ マネー教室」を開催し、教室には1,000名超の親子にご参加いただきました。



#### 「いしかわ・金沢 風と緑の楽都音楽祭」への協賛

文化芸術等広く地域社会の活性化に取り組むべく、北陸の音楽文化の発信や地方創生をテーマとした「いしかわ・金沢 風と緑の楽都音楽祭」への協賛を行っております。

#### 「クリーンビーチいしかわ」への協賛

海岸愛護運動として、石川の美しい海岸を取り戻すことを目的に実施されている「クリーンビーチいしかわ」（毎年行われている海岸一斉清掃活動）に協賛しております。



# 令和6年度事業の概況

令和6年度日本経済は、労働力不足を背景にした賃上げや円安による物価高が継続する中、個人消費については家計の節約志向が重荷となったものの、堅調な企業設備投資や好調なインバウンド消費に支えられて回復基調を維持しました。

金融情勢については、日銀が政策金利を0.50%に引き上げるとともに今後の利上げ方針を維持したことを受け、長期金利は3月下旬にかけて約16年半ぶりの水準となる1.590%まで上昇しました。

株式相場については、日経平均株価が7月11日に史上初となる42,000円台の大台に乗り、その後、一時急落する場面があったものの、39,000円前後で推移しました。

農業を巡る情勢については、高齢化による後継者不足や農生産資材価格が高止まりする等厳しい経営環境の中、足元では需給逼迫により米の小売価格が高騰し続け

ております。一方、政府においては「食料・農業・農村基本法」を改正し、食料安全保障の強化等に向け取組むこととしております。

能登半島地震の被災地では、日常生活を取り戻そうとしている矢先の9月に奥能登豪雨が発生し、農作物被害や再取得した農業機械の損壊など、営農再開への意欲減退や地域を離れる組合員の増加が懸念されており、地域農業の復旧・復興に時間を要することが見込まれます。

こうした中、能登半島地震等からの復旧支援に取り組むとともに、「JAバンク石川中期戦略（2022～2024年度）」の最終年度として、農業・くらし・地域の各領域でJA毎の実情に応じた金融仲介機能の発揮に向けて県域機能の発揮に取り組みました。また、金利上昇に伴う調達コスト増加による利鞘縮小や保有有価証券の評価損拡大など厳しい経営環境のなか、持続的な収益確保に向け運用利回り改善に努めた結果、経常利益14億7百万円、当期剰余金10億24百万円を計上致しました。

## 主要な経営指標の推移

(単位：百万円、口、人、%)

| 項 目             | 令和2年度     | 令和3年度     | 令和4年度     | 令和5年度     | 令和6年度     |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 経 常 収 益         | 8,471     | 7,833     | 7,171     | 7,070     | 7,126     |
| 事 業 純 益         | 1,652     | 1,581     | 1,179     | 1,366     | 935       |
| 経 常 利 益         | 1,760     | 1,878     | 1,716     | 1,905     | 1,407     |
| 当 期 剰 余 金       | 1,590     | 1,737     | 1,539     | 1,623     | 1,024     |
| 出 資 金           | 33,047    | 33,047    | 33,047    | 33,047    | 33,047    |
| 出 資 口 数         | 3,304,734 | 3,304,734 | 3,304,734 | 3,304,734 | 3,304,734 |
| 純 資 産 額         | 65,051    | 62,237    | 58,483    | 56,075    | 46,808    |
| 総 資 産 額         | 1,164,668 | 1,174,860 | 1,123,616 | 1,114,191 | 1,094,189 |
| 貯 金 等 残 高       | 1,086,319 | 1,100,263 | 1,055,095 | 1,049,436 | 1,039,200 |
| 貸 出 金 残 高       | 148,489   | 161,425   | 174,978   | 176,596   | 177,944   |
| 有 価 証 券 残 高     | 199,282   | 212,314   | 214,649   | 227,974   | 221,664   |
| 剰 余 金 配 当 金 額   | 1,516     | 1,555     | 1,108     | 1,092     | —         |
| 普通出資配当額         | 349       | 349       | 349       | 349       | —         |
| 後配出資配当額         | 155       | 155       | 155       | 155       | —         |
| 事業分量配当額         | 1,011     | 1,050     | 603       | 587       | —         |
| 職 員 数           | 71        | 70        | 67        | 68        | 66        |
| 単 体 自 己 資 本 比 率 | 16.52     | 16.42     | 16.48     | 16.72     | 16.71     |

(注) 貯金等残高には譲渡性貯金を含みます。

(注) 単体自己資本比率は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。

### 貯金等残高

地公体からの貯金が増加したものの、会員JAからの貯金が減少したことから、当期末残高は10,392億円（前年対比0.9%減少）となりました。



### 貸出金残高

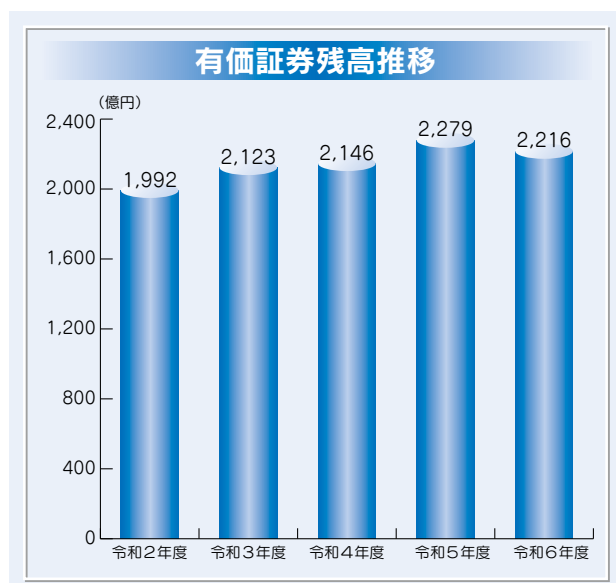
金融機関貸付が減少した一方、米価高騰による資金需要により当座貸越が増加した結果、当期末残高は1,779億円（前年対比0.7%増加）となりました。



### 有価証券残高

利回り確保のため超長期国債の取得を継続する一方、金利リスク抑制のため、長期国債に加え中長期の事業債を取得しました。また、収益機会の多様化とリスク分散の観点から受益証券を取得しました。

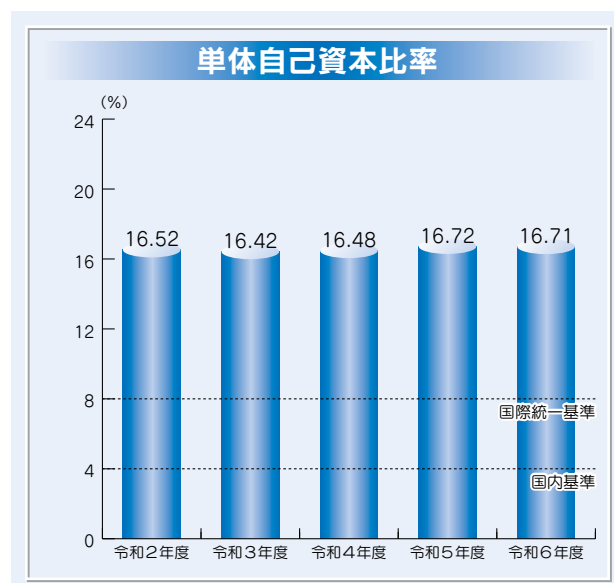
なお、金利上昇の影響受け評価損が拡大した結果、当期末残高（時価評価後）は2,216億円（前年対比2.7%減少）となりました。



### 単体自己資本比率

バーゼルⅢ最終化の適用によりリスク・アセットの算出方法が変わっていることに加え農林中央金庫への出資増等によりリスク・アセット額が増加したことを要因に、前期比0.01ポイント減少の16.71%となりました。

また、当会の自己資本比率は、国内基準及び国際基準を大きく上回り、健全な内容となっております。



# 業務の適正を確保するための体制

当会は、農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくため、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題として位置付けるとともに、企業倫理および法令等の遵守、適切なリスク管理その他業務執行の適正性を確保するための内部統制に関する基本方針を策定しております。今年度の運用状況の概要は、以下のとおりです。

## 1. 内部統制基本方針

- (1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 法令等の遵守による経営の健全性を確保するため、コンプライアンス・マニュアル等を定め、役職員が法令等を厳格に遵守し誠実かつ公正な業務運営を遂行することの重要性を周知徹底する。
  - ② 理事の法令等遵守状況については、他の理事および監事による監督を受けるほか、重要事項の決定にあたっては事前に当会のコンプライアンス統括部署が審査を行う。
  - ③ 不祥事の未然防止、早期発見および内部牽制と自浄作用を高めることを目的として、「J Aグループ 石川ヘルプライン」制度を設置する。
  - ④ 「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、コンプライアンス推進・教育研修活動などを計画的に実施する。
  - ⑤ マネー・ローダリング及びテロ資金供与対策について、「マネー・ローダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、適切な業務運営を行う。
  - ⑥ 「財務報告に係る内部統制基本方針」等に基づき、財務報告の信頼性・適正性を確保するための態勢を整備する。
  - ⑦ お客さま本位の業務運営の徹底のため、基本方針を制定するとともに、役職員へ研修等を通じて、お客さま本位の金融サービスを提供する態勢を整備する。
- (2) 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
  - ① 理事会その他の重要な会議の議事録、稟議書等職務の執行にかかる重要な文書等は、保存期間および管理基準を定めて適切に管理する。
  - ② サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。
  - ③ 業務の担当部署は、理事または監事の求めに応じ職務の執行にかかる情報を閲覧に供する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことを重要な経営課題ととらえ、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理の組織体制と仕組み等を定めたリスク管理の基本方針を制定する。
  - ② 管理すべきリスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク）とオペレーショナル・リスクに分類し、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針およびプロセスを定めて管理する。こうしたリスクマネジメントを適切に実行するために、リスク管理にかかる意思決定機関、担当部署を設置し、それぞれの役割責任を明確に定義して、実施体制を整備する。
  - ③ 種々のリスクを計量化したうえで、その合計額が自己資本額の範囲内に収まるよう、あらかじめ部門別にリスク資本を配賦し、これを上限とした運用を行う経済資本配賦の実施により、経営全体での統合的なリスク管理を進め、一層の高度化に取り組む。
- (4) 農協法で規定される経営の健全性確保を遵守するため、法令で定められていた要件に基づき規制資本に関するマネジメントを実施する。
- (5) 大規模な災害による被災等に際し、業務の維持を図るために必要な態勢を確保する。
- (4) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 事業計画を定め、その進捗状況を定期的に評価する。
  - ② 理事会の意思決定を効率的に行うため、常例または随時の経営課題等を協議する委員会を設置し、理事会の議決事項にかかる原案の検討等を行う。
  - ③ 役職員の職務の執行を効率的に行うため、組織体制の整備を行い、機構・職制・業務分掌等を明確に定める。
- (5) 当会およびその子会社等における業務の適正を確保するための体制
  - ① 当会の業務の適正を確保するため、子会社管理規程を定める。
  - ② 円滑な業務運営を図るため、当会と子会社等の間において協議または報告すべき事項を定め、経営・業務の執行状況等を把握し、適宜指導・助言・管理・実績検討を行う。
- (6) 内部監査体制
  - ① 当会の適正な業務運営の執行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門として監査室を設置し、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われることを確保するための態勢を整備する。
  - ② 内部監査は、当会の全業務を対象とし、理事会が承認する内部監査計画に基づき実施する。
  - ③ 内部監査結果を理事会に報告し、内部監査実施状況を経営管理委員会へ報告する。
  - ④ 監査室長は、監事および会計監査人と定期的および必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を強化する。
- (7) 監事の職務を補助すべき職員に関する事項および当該職員の理事から独立性に関する事項
  - ① 監事の職務執行を補助するため、独立した機構として監事室を設置する。
  - ② 監事室には、監事会運営に関する事務および監事の指示する事項にかかる業務に従事するための職員を配置する。
  - ③ 監事室に配属する職員は、監事の指揮命令に従い業務を遂行する。
  - ④ 監事室に配属する職員の業績評価、人事異動については、あらかじめ常勤監事の意見を聴取し、当該意見を尊重する。
- (8) 理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制
  - ① 理事は、当会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、ただちに当該事実を監事に報告する。
  - ② コンプライアンス所管部は、コンプライアンスの観点から重要な事実を把握した場合またはコンプラ

イアンス態勢全般に関して重要な事項がある場合には、監事にその旨を報告する。

- ③ 監査室は、業務監査結果を監事に報告し定期的に意見交換を行う。
- ④ 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供する。
- (9) 監事に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
適正な目的により監事へ報告を行った当会の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保することとし、その旨を周知徹底する。
- (10) 監事の職務執行について生ずる費用に係る方針  
監事がその職務執行について生ずる費用等を支弁するために、適切な予算枠を設けるとともに、監事が請求する費用について、監事の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用をすべて負担するものとする。
- (11) その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監事監査の重要性・有用性を十分認識し、次のとおり、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。
  - ① 監事は、理事会および経営管理委員会に出席するほか、重要な会議に出席して、意見を述べるができるものとする。
  - ② 理事は、監事と定期的に意見交換を行う。
  - ③ 理事および職員は、監事からの調査またはヒアリング依頼に対して協力する。
  - ④ その他、理事および職員は、監事監査規程に定めのある事項を尊重する。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当会は、法令遵守、リスク管理、グループ会社管理、内部監査の各管理体制について、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、内部統制委員会等の会議体において体制毎に進捗管理を行い、適切な内部統制の構築・運用に努めており、令和6年度の運用状況は以下のとおりです。

- (1) 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
法令等遵守体制については、役職員の行動規範を定めるとともにコンプライアンスプログラムの策定や役職員の研修等を行いコンプライアンス態勢の強化に取り組んでいます。また、マネー・ローndリング等および反社会的勢力等への対応については、基本方針を定め体制を整備するほか、県内JAに向けた研修会等対応支援等の取組みを実施しています。  
財務報告の信頼性・適正性の確保については、財務報告にかかる基本的な考え方を定めるとともに、その態勢について理事会で確認・協議を行っています。  
また、お客さま本位の業務運営の徹底のため、基本方針を明確に示し、役職員に周知を行っています。
- (2) 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制  
当会は、重要な会議体については議事録の作成保管に対する体制を整備するとともに、文書取扱細則をはじめとする諸規程を制定のうえ役職員に対し周知し情報の管理を確実なものとしています。

また、「JAバンクの内部管理態勢構築にかかる指針」（サイバー攻撃への備え）を踏まえたサイバーセキュリティ対策にかかる体制の整備を行っています。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当会は、リスクマネジメント基本方針を定め、業務遂行から生ずる様々なリスクを把握し、リスク管理委員会、理事会・経営管理委員会で定期的に協議・検討を行っています。また、災害等が発生した場合でも利用者に基本的サービスを継続的に提供できるようJAバンク石川業務継続要領を定めています。
- (4) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
事業計画の進捗管理を役員・部長により構成する部長会議、ALM委員会、理事会において定期的に検討・協議し実効性を図っています。また、部長会議において重要案件の報告等を行い、理事の迅速な経営判断ができるような協議の場としています。
- (5) 当会およびその子会社等における業務の適正を確保するための体制  
各業務に係る諸規程を適時適切に見直し、業務フロー等の管理体制の改善を行い、効率的な業務運営ができるよう努めています。また、子会社管理規程を策定し、子会社における業務管理体制やリスクの把握に努めています。
- (6) 内部監査体制  
内部監査規程を定め、当会の経営諸活動の全般にわたる管理、運営の制度及び業務の遂行状況を内部統制の適切性の観点から検討・評価しており、その結果については理事長及び監事に報告しています。
- (7) 監事の職務を補助すべき職員に関する事項および当該職員の理事からの独立性に関する事項  
監事の職務執行を補助するため、業務執行部門から独立した機構として監事室を設置し、職員を配置しています。また、監事室に配属する職員の業績評価、人事異動等については、あらかじめ常勤監事の意見を聴取しています。
- (8) 理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制  
理事会や理事会から付託されて協議等を行う会議体において、監事が出席し報告を受ける体制を整えています。また、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供しています。
- (9) 監事に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
監事監査規程に、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保することを明記しており、役職員に周知しています。
- (10) 監事の職務執行について生ずる費用に係る方針  
監事の職務執行について生ずる費用については、年度毎に予算化するほか、個別に発生する追加費用についても支払うこととしています。
- (11) その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
理事と監事は、業務の運営や課題等について定期的に意見交換を行っており、内部監査部署には監事との連携を指示し、監事監査が実効的に行われるための体制を整備のうえ運営しています。

# コンプライアンス（法令等遵守）

当会は、農業者及び地域の企業・住民のための協同組織金融機関として、農業の健全な発展、豊かな国民生活の実現、地域社会の発展に貢献することを基本的な役割・使命とし、これまで以上に揺るぎない地域社会からの信頼を確立していくため、役職員の行為規範及び遵守事項を策定したコンプライアンス・マニュアルにおいて下記の6項目からなる基本方針を定め、毎年度策定するコンプライアンス・プログラムの具体的実践を通じ、健全かつ適切な事業運営に取り組んでおります。

## 基本方針

### (1) 基本的使命と社会的責任

当会は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするとともに、「JAバンクシステム」における都道府県域の指導機関として、県内信用秩序の維持に責任を負っています。

こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの一層のゆるぎない信頼を確立します。

### (2) 質の高いサービスの提供

お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。

### (3) 法令等の厳格な遵守

関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請に適切し、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

### (4) 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している

なか、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

### (5) 透明性の高い組織風土の構築

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。

### (6) 持続可能な社会への貢献

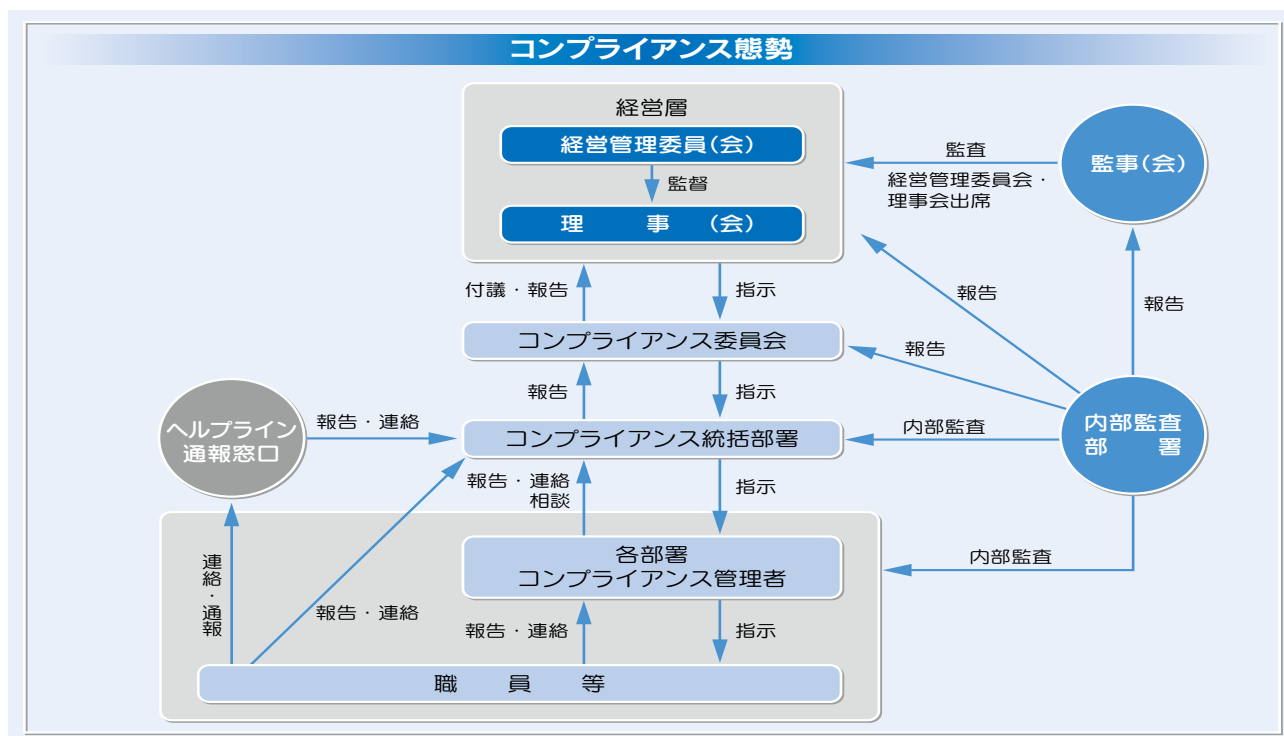
社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

## コンプライアンスにかかる取組み

令和6年度コンプライアンス・プログラムに基づき、コンプライアンス意識の向上のため階層別研修を開催したほか、メンタルヘルスケアの実施、コンプライアンスにかかる各種資格取得を奨励しました。

法令等の改正動向を踏まえ、個人情報保護、反社会的勢力との取引排除およびマネー・ローンダリング対策にかかる規程類を整備し、各取組みに向け態勢の整備・強化に努めました。

引き続き、会員・利用者からの信頼性確保のため、全役職員がコンプライアンスの重要性を理解し、実践してまいります。



## 利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていきます。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます。）および情報提供を適切に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応および金融ADR制度において求められる措置・対応を含みます。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

## お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当会は、農業専門金融機関として県下JAと一体となり石川県農業の振興と農家経済の向上を金融面から支援させていただくとともに、地域金融機関として地域社会の発展に貢献すべく事業展開に努めております。

当会では、この理念のもと、平成29年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、当会利用者のほか、県下JAの信用事業をサポートする県域組織として県下JAとお取引いただく組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

1. お客さまへの最適な商品提供  
お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、お客さまが選択する商品数を絞り選びやすさを重視するほか、過去の運用実績が相対的に良好であることや手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。なお当会は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2、3）】
2. お客さま本位のご提案と情報提供
  - (1) お客さまの金融知識・経験・財産、ライフプラン等のヒアリングを行うとともに資産運用スタイル診断シートを用いて、お客さまのニーズに合った商品をご提案いたします。【原則2本文および（注）、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】
  - (2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク

特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、資産運用ガイダンス等により資産運用の必要性から商品の絞り込みまでについて必要な情報を十分にご提供します。【原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

- (3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、JAバンクセレクトファンドマップにより丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。【原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

### 3. 利益相反の適切な管理

お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、金融商品の販売・推奨等において利益相反が生じやすい場面においては重要情報シートの活用により具体的説明を行うなど、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。【原則3本文および（注）】

### 4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材育成と態勢の構築

研修による指導や資格取得の推進を通じて、お客さまの多様な資産運用等のニーズに対し、高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

また、県下JAに対し、農林中央金庫が提供する各種研修プログラムを活用し人材育成を支援してまいります。【原則2本文および（注）、原則6（注5）、原則7本文および（注）】

（※）上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021年1月改訂）との対応を示しています。

## 金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金、その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様に対して適正な勧誘を行います。

1. お客様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

## 金融円滑化基本方針

当会は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対し

て必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

1. 当会は、農業経営者、中小企業者等のお客さまから、新規貸付の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当会にて、既に借入れいただいている資金について、その弁済に支障を生じている、もしくは生じるおそれのある農業経営者、中小企業者または住宅ローンご利用等のお客さまから、当該債務の弁済にかかる負担の軽減の申込みがあった場合には、お客さまの事業についての改善や再建の可能性その他の状況を勘案しつつ、できる限り、当該債務の条件変更、旧債の借換えなど負担の軽減に資する措置をとるよう努めます。
3. お客さまから上述の申込みまたは事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めがあった場合には、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
4. 当会は、お客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
5. 当会は、上述のようなお申込み、ご要望につきまして、お客さまの状況等をきめ細かく確認させていただくとともに、お客さまの経験等に応じて説明を適切かつ真摯に対応させていただきます。また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
6. 当会は、上述のような金融の円滑化を適切に進めるために、次のような体制を整備いたしております。
  - (1) コンプライアンス委員会において、金融円滑化管理態勢整備にかかる企画、推進および管理に関する重要な事項の審議等を行います。
  - (2) 金融円滑化管理責任部署および金融円滑化管理担当者を設置し、金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
  - (3) お客さまからの金融円滑化にかかるご相談窓口を食農営業部に設置し、公正・円滑な対応に努めてまいります。

## 与信取引に関する利用者への説明態勢

当会は、与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関して利用者（借入者・保証人等）の知識、経験及び財産の状況に応じて契約時など重要な事項の利用者への適切な説明態勢等を定めた「与信取引に関する利用者への説明態勢にかかる規則」を制定し、利用者との更なる信頼関係構築に努めております。

## 金融ADR制度への対応

当会では、お客さまにより一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、JAバンクに関するご相談および苦情等を受け付けております。

### 1. 苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所と連携し迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

□当会の相談・苦情等受付窓口

貯金・国債・投信 076-240-5181

融資 076-240-5141

（9時～17時、金融機関の休業日を除く）

□JAバンク相談所 03-6837-1359

（9時～17時、金融機関の休業日を除く）

### 2. 紛争解決措置の内容

当会では、紛争解決措置として外部機関である金沢弁護士会を利用しております。

（紛争解決措置の利用にあたっては、上記窓口またはJAバンク相談所にお申し出下さい。）

## 個人情報保護方針

当会は、利用者等の皆様の個人情報および個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

### 1. 関係法令等の遵守

当会は、利用者等の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。

### 2. 利用目的

当会は、利用者等の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいいたしません。

また、当会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。

### 3. 適正な取得

当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

### 4. 安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切

な措置を講じ、従業者および委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。

#### 5. 第三者への提供

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報（外国にある第三者を含みます。）を提供しません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

#### 6. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

#### 7. 仮名加工情報の取扱い

当会は、仮名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

#### 8. 匿名加工情報の取扱い

当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

#### 9. 開示・訂正等、利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等および利用停止等ならびに第三者提供の停止のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

また、第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

#### 10. 継続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

#### 11. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

※個人情報保護法に基づく公表事項等については、当会ホームページをご覧ください。

## 情報セキュリティ基本方針

当会は、会員・利用者等の皆さまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内の情報及び預託情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 当会は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに係る諸法令、及び農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。

2. 当会は、情報の取扱い、情報システム及び情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。

3. 当会は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、情報セキュリティを推進できる体制を維持します。

4. 当会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に留めるよう努めます。

5. 当会は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティ管理態勢を確立し、維持改善に努めます。

## 利益相反管理方針

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法等に基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

#### 1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

#### 2. 利益相反のおそれのある取引

「利益相反のおそれのある取引」には、以下の取引があります。

- (1) お客さまと当会の間の利益が相反する取引
- (2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する取引

#### 3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- (1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- (2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- (3) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合は、利益相反管理統括部署に相談し、特定を行います。

#### 4. 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる何れかの方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法

- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法
- 5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存  
利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当会が定める内部規程に基づき適切に記録し、保存いたします。
- 6. 利益相反管理体制
  - (1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。
  - (2) 当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規程等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- 7. 利益相反管理体制の検証等  
当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を検証し、必要に応じて見直しを行います。

## マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当会は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に反社会的勢力等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。  
（管理態勢等）

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当会は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、反社会的勢力等に対しては、役職員の安全確保を最優先に行動します。  
（外部専門機関との連携）

当会は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

## 偽造キャッシュカード対策について

偽造キャッシュカードを用いた不正な引出しについては、JAバンクとお客さまとの信頼関係に関わる重要な事項であることから、JAバンク石川では以下のとおり被害防止対策に積極的に取り組んでおります。

1. キャッシュカード盗難・偽造保険の加入  
JAバンク石川のキャッシュカード（ローン契約のあるカードも含みます。）には、すべて盗難・偽造保険がセットされています。
2. ATM画面の覗き見防止措置  
ATM操作時の覗き見防止対策として、覗き見防止フィルムの貼付、後方確認用鏡の設置を行いました。
3. 暗証番号のセキュリティ強化  
生年月日、電話番号、郵便番号、住所地番、自動車のナンバー等の暗証番号登録については注意喚起するとともに、ATMでの暗証番号変更サービスを行っております。
4. お客さまによる1日当りの支払限度額ならびに利用限度額設定  
ATMでの1日当りの支払限度額を200万円（磁気カードまたはIC化未対応のATMの場合は50万円）としております。なお、口座単位の1日当りの利用限度額をJA窓口にて任意に設定することができます。
5. キャッシュカード等の盗難・紛失への対応  
通帳、証書、印鑑、キャッシュカード等が盗難に遭ったり、紛失した場合の窓口を、「ATM全国集中監視センター」に設置しております。
6. キャッシュカードのIC化対応  
平成18年10月よりICキャッシュカードの発行を開始するとともに、ATMのIC化を完了しております。
7. 異常な取引を検知しお客さまに通知する仕組み  
一定額以上の高額な引出しが継続するなどの「異常な取引」を検知し、お客さまに通知する仕組みを導入しています。

詳しくは、お取引されているJAの窓口またはJAバンク石川のホームページでご確認下さい。

# リスク管理

金融機関経営を巡るリスクが多様化・複雑化する中、経営の健全性確保と収益性向上のためのリスク管理態勢強化が一層求められています。

当会では「リスクマネジメント基本方針」に基づき、「リスク管理委員会」ならびに「ALM委員会」を設置し、リスク管理の充実・強化に努めております。

特に信用リスクの管理については、「財務管理委員会」を設置して、リスク管理債権の処理方針等を協議検討しております。

また、昨今の国際情勢を踏まえ、マネー・ローダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっており、当会ではマネロン対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じております。

## リスク管理態勢

信用リスクや市場リスクのほか、システムリスク、事務リスクなど当会業務運営にかかる諸リスクの計量化・統合的管理を行い、健全かつ適切なリスクマネジメントによるリスクのコントロールと安定的な収益確保に努めております。

体制面では、リスク管理委員会を定期的開催し、リ

スク管理の企画・立案、リスク計測・評価、リスク管理の検証及びリスク管理の改善について協議・検討しております。

## ALM管理態勢

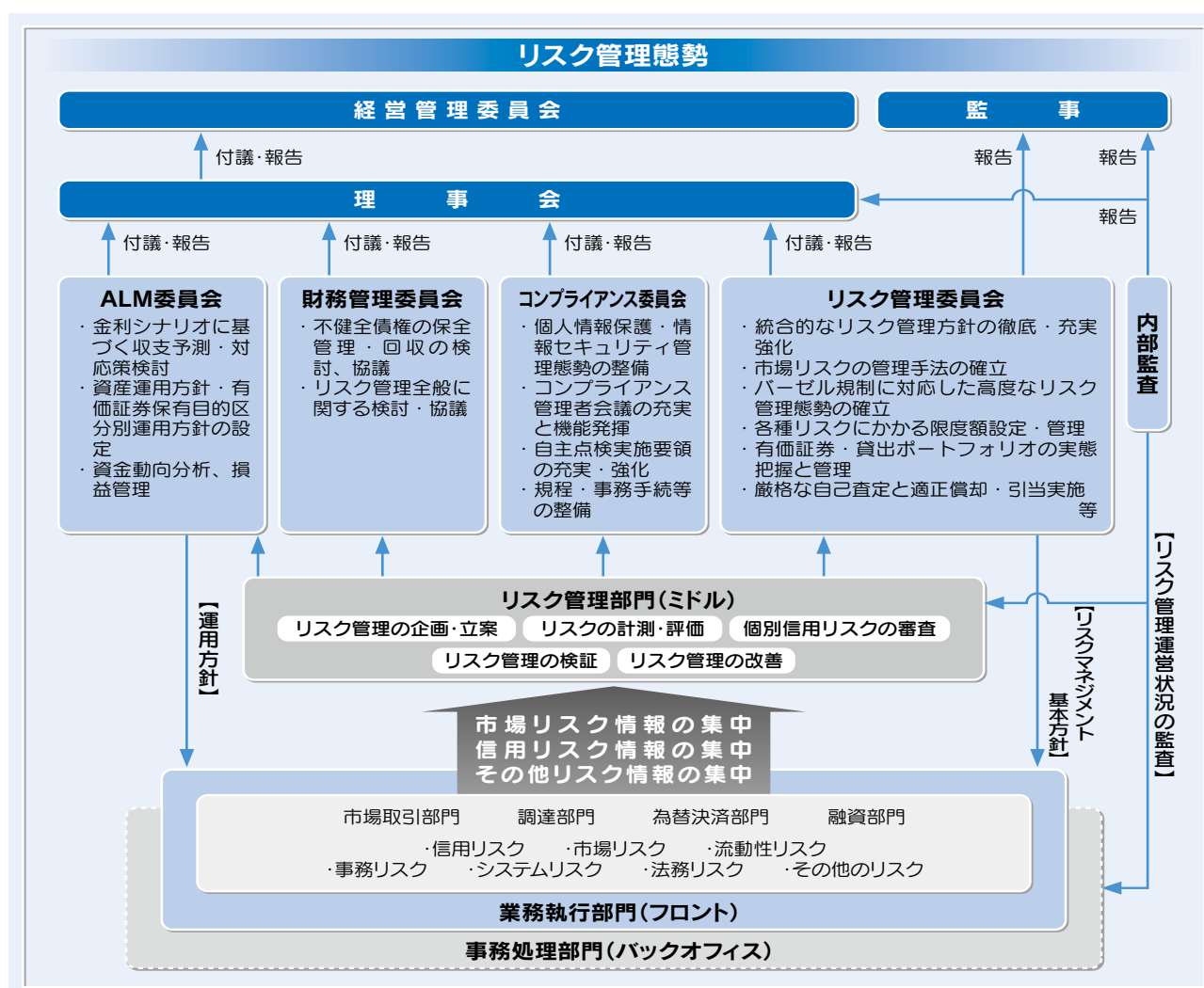
市場リスク、流動性リスク等の状況を的確に把握し、資産・負債を総合的に管理することにより、安定的収益の確保と財務の健全性維持に努めております。

体制面ではALM委員会等を定期的開催し、資金動向の分析・損益管理の徹底を図るとともに、収支シミュレーションの実施による資産運用方針等を検討しております。

## 監査態勢

業務運営や事務処理の適正化と事故未然防止のため、各部署で定期的に行う自主点検に加え、監査室による年間計画に基づく内部監査、監事による定期監査・随時監査等、相互牽制に努めております。

また、会計監査人の外部監査による内部統制機能の検証を実施しております。



# 組 織

## 〈経営管理委員〉

| 役 職 名       | 氏 名     |
|-------------|---------|
| 経営管理委員会会長   | 西 川 一 郎 |
| 経営管理委員会副会長  | 作 田 実喜秋 |
| 経 営 管 理 委 員 | 田 村 政 博 |
| 経 営 管 理 委 員 | 山 本 好 和 |
| 経 営 管 理 委 員 | 藤 田 繁 信 |
| 経 営 管 理 委 員 | 寺 西 清 悟 |
| 経 営 管 理 委 員 | 得 田 恵 裕 |
| 経 営 管 理 委 員 | 柄 田 俊 樹 |
| 経 営 管 理 委 員 | 牧 康 晴   |
| 経 営 管 理 委 員 | 道 田 肇   |
| 経 営 管 理 委 員 | 南 優     |

## 〈会 員 数〉

| 資 格 別 | 令和6年3月末 | 令和7年3月末 |
|-------|---------|---------|
| 正 会 員 | 19      | 19      |
| 准 会 員 | 55      | 54      |
| 合 計   | 74      | 73      |

## 〈役員等の報酬体系〉

### 1. 役員

#### (1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

#### (2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

|                 | 支給総額（注2） |       |
|-----------------|----------|-------|
|                 | 基本報酬     | 退職慰労金 |
| 対象役員（注1）に対する報酬等 | 55       | 7     |

（注1）対象役員は、経営管理委員11名、理事3名、監事4名です。（期中に退任した者を含む。）

（注2）退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額）によっています。

#### (3) 対象役員の報酬等の決定等

##### ① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（構成：当会の会

## 〈理 事〉

| 役 職 名         | 氏 名     |
|---------------|---------|
| 代 表 理 事 理 事 長 | 川 岸 勘 造 |
| 常 務 理 事       | 蔵 量 弘   |
| 常 務 理 事       | 比 良 吉 宏 |

## 〈監 事〉

| 役 職 名   | 氏 名     |
|---------|---------|
| 代 表 監 事 | 新 谷 克 己 |
| 常 勤 監 事 | 東 出 晃 一 |
| 監 事     | 垣 内 達 史 |
| 監 事     | 長 谷 治 男 |

監事 長谷治男は農協法第30条第14項に定める員外監事であります。

## 〈職 員 数〉

(単位：人)

| 区 分       | 令和6年3月末 | 令和7年3月末 |
|-----------|---------|---------|
| 参 事       | —       | —       |
| 男 子 職 員   | 42      | 41      |
| 女 子 職 員   | 24      | 23      |
| 嘱 託 常 備 人 | 2       | 2       |
| 合 計       | 68      | 66      |

員JA組合長等から選出された委員5人）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

#### ② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当な会計慣行に即して引当金を計上しています。

### 2. 職員等

#### ・対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当するものはおりません。

（注1）対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

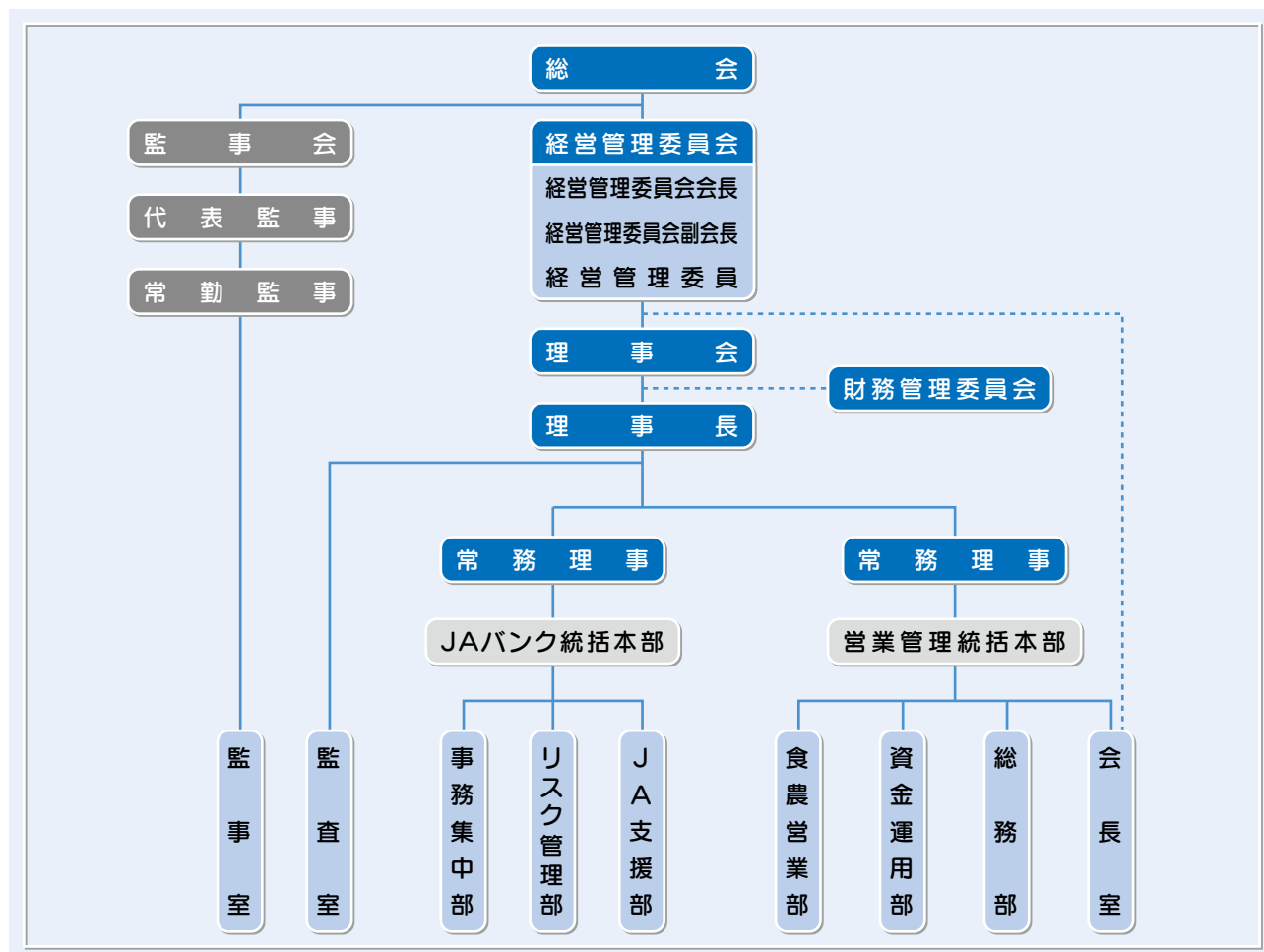
（注2）「同等額」は、令和6年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

### 3. その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありせん。

以上

〈機 構 図〉



〈事務所〉

| 店 舗 名 | 所 在 地                   | 代表電話番号       |
|-------|-------------------------|--------------|
| 本 所   | 〒920-0383 金沢市古府1丁目220番地 | 076-240-5111 |

〈会計監査人〉

| 名 称     | 所 在 地                     |
|---------|---------------------------|
| みのり監査法人 | 〒108-0014 東京都港区芝5丁目29番11号 |

〈特定信用事業代理業者の状況〉

該当する取引はありません。

〈子会社等〉

| 会社名              | 代表者名 | 所在地             | 主 要 な<br>事業内容 | 施設の<br>概 要     | 設 立<br>年月日    | 資本金<br>総 額 | 当連合会の<br>議決権比率 | 当連合会及び<br>他の子会社等<br>の議決権比率 | 役員数  | 職員数  |
|------------------|------|-----------------|---------------|----------------|---------------|------------|----------------|----------------------------|------|------|
| 銕石川県農協<br>電算センター | 西川一郎 | 金沢市古府<br>1丁目217 | 情報サー<br>ビス業   | デー<br>タ送<br>受信 | 昭和52年<br>4月1日 | 百万円<br>192 | %<br>20.79     | %<br>20.79                 | 18 人 | 41 人 |

(注) 関連会社(株)石川県農協電算センターについては重要性の原則により連結決算の対象としておりません。

# J Aバンク石川の事業のご案内

## 新しいサービスの提供

### JAバンクアプリプラスの取扱開始

既存のJAネットバンクサービスをアプリケーション化し、スマートフォンから従来の振込や各種料金の支払い等に加え、口座開設や諸届変更などの申し込みができる「JAバンクアプリプラス」の取扱いを開始しました。

## 貯金業務

当会では、当座貯金、普通貯金、貯蓄貯金、各種定期貯金等ご利用の目的や期間、金額等に応じた様々な貯金商品を取扱いし、地域の皆さまや地方公共団体、地元企業等の皆さまにご利用頂いております。その他、年金のお受け取り、給与振込、公共料金・都道府県税・市町村税・各種料金のお支払い等もご利用いただけます。

なお、JAの組合員や地域の皆さまがJAに預けられた資金は、組合員等の生活・事業資金に貸し出され、それ以外の資金がJAを通じて当会に預けられております。

### 〈貯金商品〉

| 貯金の種類           | 特 色                                                                                                   | 期 間                                  | お預け入れ額        |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|---------------|
| 普通貯金            | お財布代わりにいつでも簡単に出し入れできます。公共料金等の自動支払口座として、また、給与・年金等のお受取口座として最適です。                                        | 期間の制限はありません                          | 1円以上          |
| 普通貯金決済用         | 利息はつきませんが、貯金保険制度により全額保護されるのが最大の特色です。                                                                  | 期間の制限はありません                          | 1円以上          |
| JA教育資金贈与専用口座    | 「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応した商品です。                                                                     | お預け入れいただいた方が30歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで | 1円以上1,500万円以下 |
| JA結婚子育て資金贈与専用口座 | 「結婚子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応した商品です。                                                                  | お預け入れいただいた方が50歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで | 1円以上1,000万円以下 |
| 成年後見支援貯金        | 成年後見制度による支援を受ける方（ご本人）の貯金のうち、「通常使用しない金銭」（大口貯金口座）を家庭裁判所の「指示書」に基づき管理するための貯金であり、成年後見制度利用者の財産保護を図ることが可能です。 | 期間の制限はありません                          | 1円以上          |
| 貯蓄貯金            | お預け入れ残高に応じて、金額階層別金利となっていますので、普通貯金より高利回りで運用できます。                                                       | 期間の制限はありません                          | 1円以上          |
| 通知貯金            | まとまった資金の短期運用に有利です。                                                                                    | 7日以上                                 | 5万円以上         |

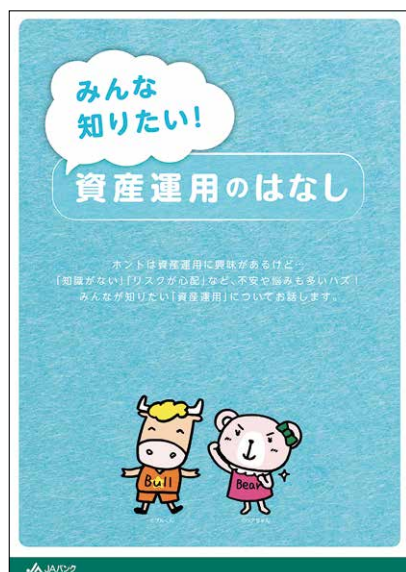
|        |          |                                                                           |                                      |                 |
|--------|----------|---------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|-----------------|
| 定期貯金   | スーパ－定期貯金 | お預け入れ期間は1か月以上で、確定利回りの定期貯金です。                                              | 1か月以上10年以内                           | 1円以上            |
|        | 大口定期貯金   |                                                                           |                                      | 1,000万円以上       |
|        | 変動金利定期貯金 | 6か月毎にその時点の金利動向によりお預かり利率が変動します。                                            | 1年、2年、3年                             | 1円以上            |
|        | 期日指定定期貯金 | 1年複利で高利回りの定期貯金です。1年経過後はお引き出し自由、また元金の一部お引き出しもできます。                         | 最長3年                                 | 1円以上<br>300万円未満 |
| 積立定期貯金 | エンドレス型   | 積立期間や満期日を定めずに自由に積立て、将来に備えてまとまった資金を貯えることができる定期貯金です。                        | 期間の制限はありません                          | 1円以上            |
|        | 満期型      | 目標額に合わせて無理なく積立てていただける定期貯金です。                                              | 7か月以上                                | 1円以上            |
|        | 年金型      | 予め受取開始日を定め、積立てた資金を定期的にお受け取りができる年金タイプの定期貯金です。                              | 積立期間1年以上、据置期間2か月以上、受取期間3か月以上         | 1円以上            |
| 財形貯金   | 一般財形貯金   | 給料からの天引きで、お勤めの方々の財産づくりには最適な積立貯金です。                                        | 3年以上                                 | 1円以上            |
|        | 財形住宅貯金   | 給料からの天引きで、マイホーム資金づくりに最適です。また、財形年金と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。               | 5年以上                                 |                 |
|        | 財形年金貯金   | 在職中に退職後のための積立を行い、60歳以降に2・3か月毎にお受け取りできます。また、財形住宅と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。 | 積立期間5年以上、据置期間4か月以上5年以内、受取期間5年以上20年以内 |                 |
| 定期積金   |          | 毎回一定のお積立てで、生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。                                       | 6か月以上10年以内                           | 1,000円以上        |
| 譲渡性貯金  |          | 大口の余裕資金を高利回りで運用できます。満期日前の譲渡も可能です。                                         | 7日以上5年以内                             | 1,000万円以上       |

※ご利用の際には、規定の内容等をご確認いただき、ご不明な点は店頭窓口でお尋ね下さい。

## 国債・投資信託の窓口販売業務

お客さまの多様化する資産運用ニーズにお応えするため、国債・投資信託の窓口販売業務など各種金融商品を取扱いしております。

|             |                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国債          | 長期利付国債（10年）、中期利付国債（2年・5年）、個人向け国債（3年・5年・10年）の窓口販売を行っています。                                                                                                                                                                                   |
| 投資信託        | 投資目的、投資経験やリスク認知度に応じて商品選択ができるよう、国内外の債券、株式、不動産などを組み込んだ様々なファンドの窓口販売を行っています。なお、毎年一定金額の範囲内（※）で購入した投資信託の売却益・分配金等が非課税となるNISAの取扱いもしております。<br>※NISAには併用可能な2つの枠（つみたて投資枠は年間120万円、成長投資枠は年間240万円）が設けられており、買付金額ベースで最大1,800万円（成長投資枠のみは最大1,200万円）まで利用可能です。 |
| ファンドラップサービス | お客さま一人ひとりの資産運用ニーズを踏まえ、目標を設定・共有し、資産運用の専門家がお客さまに代わって投資判断や売買などの運用・管理のすべてを行い、目標達成を長期的にサポートしていくサービスを行っています。                                                                                                                                     |



## 信託業務（農中信託銀行の信託契約代理業務）

農中信託銀行の信託契約代理店として、土地信託・特定贈与信託・公益信託等の信託契約代理業務の取扱いをしています。なお、当会が行う信託契約代理業務は、契約締結の媒介です。

※各種商品の詳細については、当会窓口でご確認ください。

## 貸出業務

農業専門金融機関および地域に根ざした金融機関として、安定的な資金の供給を通じて、地域の農業・経済活動の活性化に資することを使命としております。

(1) 農業金融

認定農業者、集落営農組織、農産加工組合から兼業農家に至るまで、あらゆる経営体に対する農業生産、農産加工及びこれらの流通・販売に必要な資金の対応を行っております。

さらに、県内15ＪＡ・当会に「担い手金融リーダー」及び「農業融資担当者」を設置し、担い手の皆さまの融資・経営相談にお応えしているほか、関係団体・機関と連携のもと、経営不振農業者の再生支援に努めております。

○農業及び農産加工・流通へのご融資を通じ、地域の振興・発展を応援いたします。

|                 |                                                                    |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------|
| 農業バックアップ資金      | 認定農業者、集落営農組織から兼業農家まで、農業を営む方の設備・運転資金を取扱いしています。                      |
| アグリビジネスローン      | 農業法人等の認定農業者及び集落営農組織が行う地域農業および農村地域の発展に資する前向きな事業に必要な短期運転資金を取扱いしています。 |
| パートナーズローン       | 迅速かつ簡便な借入・返済手続きにより、農家組合員の皆さまの農業運転資金・生活資金を取扱いしています。                 |
| 農 業 ア シ ス ト 資 金 | 認定農業者等の農業生産および農産物の加工・流通・販売等に必要な運転資金（当座貸越方式）を取扱いしています。              |
| ア グ リ パ ワ ー 資 金 | 地域農業および農村地域の発展に資する再生可能エネルギー利用の取組みに必要な資金を取扱いしています。                  |
| 農 業 制 度 融 資     | 農業近代化資金、農業振興資金、農業経営改善促進資金（スーパーＳ）など各種制度資金融資を取扱いしています。               |
| アグリパートナーローン     | 地域農業の核となる大規模農業者に対する運転資金を取扱いしています。                                  |
| 代 理 貸 付         | 株式会社日本政策金融公庫の業務を受託し、各種資金を取扱いしています。                                 |

※各種資金の詳細については、最寄りのJA・当会窓口にご相談ください。

なお、アグリパートナーローンについては当会窓口にご相談ください。

[illegible]

## （２）地域金融

地元還元・地域貢献を基本に、県内ＪＡ、農業関連団体はもとより、石川県をはじめとした地方公共団体、地元企業等に対し必要な資金対応を行っております。

また、地域の皆様の豊かなくらしづくりを強力にバックアップするため、住宅・マイカー等各種ローンのほか、政府系金融機関（独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人福祉医療機構、株式会社日本政策金融公庫など）の受託金融機関として、各種資金をお取扱いしています。

○事業の発展を応援致します。

|          |                                                |
|----------|------------------------------------------------|
| 法人向け事業資金 | 一般企業等の方々を対象に、通常の運転資金・設備資金等幅広く事業に係る資金を取扱いしています。 |
| 個人向け事業資金 | 県内JAの組合員の方々を対象に運転資金・設備資金・その他農業外の事業資金を取扱いしています。 |
| 制度融資     | 石川県制度資金の取扱金融機関として、各種制度資金を取扱いしています。             |

○豊かな生活を応援いたします。

|                            | ご利用いただける方                                            | お使いみち                | ご融資金額                | ご融資期間          | 保証および担保                                                                 |
|----------------------------|------------------------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 住宅ローン<br>(100%応援型、借換応援型など) | 満18歳以上でその他一定の要件を満たしている方                              | 新築、購入、増改築など（借換資金を含む） | 10万円以上<br>20,000万円以内 | 3年以上<br>50年以内  | ご融資対象の不動産を担保に提供していただきますが、その他の条件はご相談のうえ決定しています。なお、保証機関の債務保証を付保させていただきます。 |
| マイカーローン                    | 満18歳以上でその他一定の要件を満たしている方                              | 自家用自動車の購入、車検費用など     | 10万円以上<br>1,000万円以内  | 6か月以上<br>15年以内 | 保証機関の債務保証が必要です。                                                         |
| 代理貸付                       | 独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫などの業務を受託し、各種資金をお取扱いしています。 |                      |                      |                |                                                                         |

※その他、リフォームローン・カードローン・教育ローン・フリーローン・多目的ローンもお取扱いしております。  
各種資金の詳細については、最寄りのＪＡ・当会窓口にご相談下さい。

## 為替業務・その他のサービス業務

全国のＪＡをはじめ、すべての民間金融機関とオンライン提携し、送金・振込・代金取立等の内国為替業務を行っております。

また、日本銀行歳入復代理店として国庫歳入金の取扱いのほか、石川県収納代理金融機関、金沢市収納代理金融機関として、石川県および金沢市の公金の取扱いを行っています。

### 〈為替業務〉

|         |                                                                                                                |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 内 国 為 替 | 県内・全国のＪＡはもとより、国内の金融機関等への送金・振込・代金取立等を迅速かつ安全・確実に行います。                                                            |
| 給 与 振 込 | 給与・ボーナスがお客さまのご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。                                                                         |
| 自 動 受 取 | 各種年金、配当金等がお客さまのご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれますので、その都度お受取りに出かけられる手間が省け、期日忘れのご心配がなくなるほか、貯金口座に振り込まれた日からお利息がつきますので大変お得です。 |
| 自 動 送 金 | 毎月決まった日に、決まった先に自動的に送金する便利なシステムです。学費の仕送りや家賃・各種会費などのお支払いにお役に立ちます。                                                |
| 自 動 支 払 | 電気・電話・ＮＨＫ受信料などの各種公共料金、クレジットカード利用代金などの月々のお支払いを、ご指定口座から自動的にお支払いいたしますので、大変便利です。                                   |

## 〈インターネットバンク・各種サービス〉

|                  |                                                                                                                                                                                         |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| J A キャッシュサービス    | カード一枚で、JAバンク石川のキャッシュサービスコーナーはもちろん、全国のJA、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、ゆうちょ銀行等のキャッシュサービスコーナー、さらにセブン銀行、ローソン銀行、コンビニATM（ファミリーマート等）がご利用いただけます。<br>なお、ICキャッシュカードにより、セキュリティ上も安全にご利用いただけます。                 |
| デビットカードサービス      | J-Debit（ジェイデビット）のマークのあるお店でのお買い物やご飲食のお支払代金は、お手持ちのJAキャッシュカードで決済いただけます。                                                                                                                    |
| J A カ ー ド        | JAカードは、国内外でのショッピング、公共料金等のお支払いのご利用はもちろん、海外旅行傷害保険並びにショッピングパートナー保険サービスの標準付帯のほか、JAならではのサービスが用意されております。<br>また、ロードアシスタントサービス付JAカード、ICキャッシュカードとの一体型JAカードなど多彩に取り揃えており、便利で安全な機能を兼ね備えたものとなっております。 |
| J A ネットバンクサービス   | 窓口やATMに行かなくても、お手持ちのインターネットに接続されているパソコン・携帯電話からアクセスするだけで、平日・休日を問わず、残高照会や振込・振替（予約）などの各種サービスがお気軽にご利用できます。                                                                                   |
| 法人JAネットバンクサービス   | 法人・個人事業主様向けのネットバンクサービスで、インターネットに接続できるパソコンとスマートフォンがあれば、残高照会や振込・振替（予約）のほか、口座振替データや総合振込・給与振込など、複数件のお振込みデータを1回の操作でまとめてご依頼できる伝送サービスなどにご利用できます。                                               |
| 代金回収サービス（IS-NET） | 石川県内各金融機関はじめ全国の金融機関の取引口座より売掛代金の回収を行うサービスで、会社等の集金業務の合理化をご支援いたします。                                                                                                                        |
| J A バンクでんさいサービス  | 株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）が取り扱う電子記録債権の取引ができ、手形等に代わり資金決済が安全かつ円滑に行えるサービスです。                                                                                                                |

※各種サービスの詳細については、当会窓口でご確認ください。

## 〈為替手数料〉

（令和7年7月1日現在）

|           |                          |                                              |       | 店 内  | J A 宛 | 他行宛  |             |
|-----------|--------------------------|----------------------------------------------|-------|------|-------|------|-------------|
| 振<br>込    | 窓 口 利 用                  | 電 信 ・ 文 書                                    | 3万円未満 | 220円 | 330円  | 660円 | 組戻料<br>880円 |
|           |                          |                                              | 3万円以上 | 440円 | 550円  | 880円 |             |
|           | A T M 利 用                | 当会・J A ・ J F マリン<br>バンクのキャッシュカード             | 3万円未満 | 無料   | 220円  | 440円 |             |
|           |                          |                                              | 3万円以上 | 無料   | 440円  | 660円 |             |
|           |                          | そ の 他 の 金 融 機 関 の<br>キャッシュカード                | 3万円未満 | 220円 | 330円  | 550円 |             |
|           |                          |                                              | 3万円以上 | 440円 | 550円  | 770円 |             |
|           | インターネット等<br>利 用          | J A ネットバンク<br>法人J A ネットバンク・<br>J A データ伝送サービス | 3万円未満 | 無料   | 110円  | 220円 | 訂正料<br>880円 |
|           |                          |                                              | 3万円以上 | 無料   | 110円  | 330円 |             |
|           | 定 時 自 動 送 金              | 電 信 ・ 文 書                                    | 3万円未満 | 無料   | 110円  | 440円 |             |
|           |                          |                                              | 3万円以上 | 無料   | 330円  | 660円 |             |
| 給 与 ・ 賞 与 | 法人JAネットバンク・JAデータ伝送サービス利用 |                                              |       | 無料   | 無料    | 110円 |             |
|           | 上 記 利 用 以 外              |                                              |       | 無料   | 無料    | 220円 |             |

## 〈代金取立〉

(令和7年7月1日現在)

|                   |        |                              |
|-------------------|--------|------------------------------|
| 電 子 交 換 手 数 料     | 880円   | 不渡手形返却料 880円<br>取立手形組戻料 880円 |
| 個 別 取 立           | 1,100円 |                              |
| 取 立 手 形 店 頭 呈 示 料 | 880円   |                              |

## 〈その他手数料〉

(令和7年7月1日現在)

|                            |                                                |                |               |
|----------------------------|------------------------------------------------|----------------|---------------|
| 両 替                        |                                                | 1枚～50枚         | 無 料           |
|                            |                                                | 51枚～300枚       | 550円          |
|                            |                                                | 301枚～1,000枚    | 1,100円        |
|                            |                                                | 1,001枚以上       | 1,000枚毎550円追加 |
| 大 量 硬 貨 入 金                |                                                | 1枚～300枚        | 無 料           |
|                            |                                                | 301枚～1,000枚    | 550円          |
|                            |                                                | 1,001枚以上       | 1,000枚毎550円追加 |
| 再カ<br>発行<br>ド              | ICキャッシュカード(単体)                                 | 1 枚            | 1,100円        |
|                            | クレジット一体型ICキャッシュカード                             | 1 枚            | 1,100円        |
|                            | ロ ー ン カ ー ド                                    | 1 枚            | 1,100円        |
| 通 帳 、 証 書 再 発 行            |                                                | 1 枚 (冊)        | 1,100円        |
| J A ネ ッ ト バ ン ク 利 用        |                                                | 月 額            | 無 料           |
| ンネ法<br>クットJ<br>利トJ<br>用バA  | 基 本 機 能 ( 照 会 ・ 振 込 )                          | 月 額            | 1,100円        |
|                            | 基 本 機 能 + デ ー タ 伝 送 機 能<br>(総合振込、給与・賞与振込、口座振替) | 月 額            | 3,300円        |
| J A デ ー タ 伝 送 サ ー ビ ス 利 用  |                                                | 月 額            | 11,000円       |
| 小 切 手 帳                    |                                                | 1 冊 (50枚)      | 5,500円        |
| 手 形 帳                      |                                                | 1 冊 (50枚)      | 5,500円        |
| 自 己 宛 小 切 手 発 行            |                                                | 1 枚            | 1,100円        |
| ㊤ 専 用 手 形 用 紙              |                                                | 1 枚            | 550円          |
| ㊤ 専 用 当 座 口 座 開 設          |                                                | 割賦販売通知書 1 枚につき | 3,300円        |
| 貸残<br>付行高<br>を(証明<br>除く)理書 | 個 別 発 行                                        | 1 通            | 550円          |
|                            | 継 続 発 行                                        | 1 通            | 440円          |
|                            | 監 査 法 人                                        | 1 通            | 3,300円        |
| 取 引 履 歴 明 細 発 行            |                                                | 1 契約           | 550円          |
| 媒 体 持 込 手 数 料              |                                                | 1 回あたり         | 3,300円        |
| 個 人 情 報 開 示 請 求            |                                                | 1 件            | 1,100円        |
| 未 利 用 口 座 管 理              |                                                | 年 額            | 1,320円        |
| 国 債 保 護 預 り ・ 口 座 管 理      |                                                | 月 額            | 110円          |

## 〈当会ATM設置場所〉

(令和7年7月1日現在)

|           |               |
|-----------|---------------|
| J R 金 沢 駅 | 金沢市木ノ新保7-5-12 |
| 農 業 会 館   | 金沢市古府1-220    |

## 〈ATM利用手数料〉

(令和7年7月1日現在)

| ご利用カード                      | お取引  | 平 日           |                 |                  | 土 曜           |                 |                  | 日・祝日       |
|-----------------------------|------|---------------|-----------------|------------------|---------------|-----------------|------------------|------------|
|                             |      | 8:00<br>～8:45 | 8:45超<br>～18:00 | 18:00超<br>～21:00 | 8:00<br>～9:00 | 9:00超<br>～14:00 | 14:00超<br>～21:00 | 8:00～21:00 |
| 当会・県内JAの<br>キャッシュカード        | 出 金  | 無料            |                 |                  |               |                 |                  |            |
|                             | 振込出金 |               |                 |                  |               |                 |                  |            |
|                             | 入 金  |               |                 |                  |               |                 |                  |            |
| 県 外 J A の<br>キャッシュカード       | 出 金  | 無料            |                 |                  |               |                 |                  |            |
|                             | 振込出金 |               |                 |                  |               |                 |                  |            |
|                             | 入 金  |               |                 |                  |               |                 |                  |            |
| JFマリンバンクの<br>キャッシュカード       | 出 金  | 無料            |                 |                  |               |                 |                  |            |
|                             | 振込出金 |               |                 |                  |               |                 |                  |            |
| 北 国 銀 行 の<br>キャッシュカード       | 出 金  | 無料            |                 |                  |               |                 |                  |            |
|                             | 振込出金 |               |                 |                  |               |                 |                  |            |
| 三 菱 U F J 銀 行 の<br>キャッシュカード | 出 金  | 110円          | 無料              | 110円             | 110円          |                 |                  | 110円       |
|                             | 振込出金 | 220円          | 110円            | 220円             | 220円          |                 |                  | 220円       |
| ゆうちょ銀行の<br>キャッシュカード         | 出 金  | 220円          | 110円            | 220円             | 220円          | 110円            | 220円             | 220円       |
| その他提携金融機関の<br>キャッシュカード      | 出 金  | 220円          | 110円            | 220円             | 220円          |                 |                  | 220円       |
|                             | 振込出金 |               |                 |                  |               |                 |                  |            |

※年末年始は、日・祝日の取扱いとなります。

## 〈他行ATMでのJAバンク石川キャッシュカード利用手数料〉

(令和7年7月1日現在)

| 提携先ATM                    | お取引  | 平 日                                                                                               |                 |                  | 土 曜           |                 |                  | 日・祝日       |
|---------------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|------------------|---------------|-----------------|------------------|------------|
|                           |      | 8:00<br>～8:45                                                                                     | 8:45超<br>～18:00 | 18:00超<br>～21:00 | 8:00<br>～9:00 | 9:00超<br>～14:00 | 14:00超<br>～21:00 | 8:00～21:00 |
| ゆうちょ銀行                    | 出 金  | 220円                                                                                              | 110円            | 220円             | 220円          | 110円            | 220円             | 220円       |
|                           | 入 金  | 110円                                                                                              |                 |                  |               |                 |                  |            |
| セブン銀行<br>イーネット<br>ローソンATM | 出 金  | 110円                                                                                              | 無料              | 110円             | 110円          | 無料              | 110円             | 110円       |
|                           | 入 金  |                                                                                                   |                 |                  |               |                 |                  |            |
| JFマリンバンク                  | 出 金  | 無料                                                                                                |                 |                  |               |                 |                  |            |
|                           | 振込出金 |                                                                                                   |                 |                  |               |                 |                  |            |
| 北 国 銀 行                   | 出 金  | 無料                                                                                                |                 |                  |               |                 |                  |            |
|                           | 振込出金 |                                                                                                   |                 |                  |               |                 |                  |            |
| 三菱UFJ銀行                   | 出 金  | 110円                                                                                              | 無料              | 110円             | 110円          |                 |                  | 110円       |
|                           | 振込出金 | 220円                                                                                              | 110円            | 220円             | 220円          |                 |                  | 220円       |
| その他提携金融機関                 | 出 金  | ・お引出しについては、都銀・地銀・第二地銀・信金・信組などのATMでご利用可能です。<br>・ご利用可能時間、手数料は金融機関により異なりますので、詳しくはご利用先の金融機関にてご確認ください。 |                 |                  |               |                 |                  |            |
|                           | 振込出金 |                                                                                                   |                 |                  |               |                 |                  |            |

※全国のJAキャッシュコーナーのご利用は終日無料。

# 沿革・歩み

|      |       |     |                                   |
|------|-------|-----|-----------------------------------|
| 1921 | 大正10年 | 12月 | 石川県信用組合連合会設立                      |
| 1943 | 昭和18年 | 12月 | 石川県農業会に改組                         |
| 1948 | 23年   | 8月  | 石川県信用農業協同組合連合会設立 金沢市広坂通78番地       |
| 1954 | 29年   | 4月  | 農林漁業金融公庫（現 株式会社日本政策金融公庫）の受託業務取扱開始 |
| 1958 | 33年   | 6月  | 農業会館 金沢市本多町3丁目3番15号に移転            |
| 1962 | 37年   | 11月 | 住宅金融公庫（現 独立行政法人住宅金融支援機構）の業務代理取扱開始 |
| 1964 | 39年   | 4月  | 全国農協貯金者保護制度発足                     |
| 1966 | 41年   | 7月  | 内国為替業務取扱開始                        |
| 1969 | 44年   | 4月  | 金沢手形交換加盟                          |
| 1974 | 49年   | 3月  | 全国農協信用事業相互援助制度発足                  |
| 1975 | 50年   | 7月  | 農林中央金庫代理業務、国庫金振込事務取扱開始            |
| 1979 | 54年   | 2月  | 全国銀行内国為替制度加盟                      |
| 1980 | 55年   | 3月  | 農業会館 金沢市古府1丁目220番地（現在地）に移転        |
| 〃    | 55年   | 7月  | オンライン稼働                           |
| 1983 | 58年   | 10月 | 自動化機器（CD・ATM）稼働                   |
| 1984 | 59年   | 8月  | 農協全銀内為制度加盟                        |
| 1985 | 60年   | 9月  | 全国農協貯金ネットサービス稼働                   |
| 1986 | 61年   | 12月 | 国債窓販業務取扱開始                        |
| 1988 | 63年   | 8月  | 金沢市収納代理金融機関業務取扱開始                 |
| 1990 | 平成2年  | 12月 | 石川県下農協貯金量 5,000億円達成               |
| 1991 | 3年    | 2月  | 全国ネットサービス（MICS）稼働（業態間CDオン提携）      |
| 1994 | 6年    | 10月 | 日銀歳入復代理店業務取扱開始                    |
| 1997 | 9年    | 6月  | 信託代理店業務取扱開始                       |
| 1998 | 10年   | 10月 | 「JAバンク」統一呼称導入                     |
| 1999 | 11年   | 4月  | 石川県信用保証協会加盟                       |
| 〃    | 11年   | 10月 | 投信窓販業務取扱開始                        |
| 2000 | 12年   | 10月 | デビットカード取扱開始                       |
| 2001 | 13年   | 10月 | 郵便貯金との自動化機器利用提携開始                 |
| 〃    | 13年   | 11月 | JAネットバンク取扱開始                      |
| 2002 | 14年   | 1月  | JAバンク石川県本部設置                      |
| 2003 | 15年   | 4月  | 石川県制度資金（中小企業等向）取扱開始               |
| 2004 | 16年   | 12月 | JAバンク石川貯金量 1兆円達成                  |
| 2005 | 17年   | 5月  | 系統信用事業新電算システムへ移行                  |
| 2007 | 19年   | 3月  | JAバンク石川県内ネットATM手数料無料化             |
| 2008 | 20年   | 4月  | JAバンク石川アグリサポート事業開始                |
| 〃    | 20年   | 7月  | JAバンク全国ネットATM手数料無料化               |
| 〃    | 20年   | 10月 | 三菱東京UFJ銀行とのATM相互開放開始              |
| 2009 | 21年   | 4月  | JAポイントサービス開始                      |
| 2011 | 23年   | 4月  | 北國銀行とのATM手数料無料化                   |
| 2013 | 25年   | 11月 | イーネット、ローソンATMとのATM手数料無料化          |
| 2014 | 26年   | 1月  | NISA（少額投資非課税制度）取扱開始               |
| 〃    | 26年   | 10月 | 法人JAネットバンク取扱開始                    |
| 2015 | 27年   | 5月  | JAバンクでんさいサービス取扱開始                 |
| 2016 | 28年   | 11月 | ATMマルチペイメント収納業務取扱開始               |
| 2018 | 30年   | 1月  | つみたてNISA取扱開始                      |
| 〃    | 30年   | 4月  | デビットカードのキャッシュアウトサービスの取扱開始         |
| 2019 | 31年   | 2月  | JAネットバンクで定期貯金・住宅ローン関連サービスの取扱開始    |
| 〃    | 令和元年  | 12月 | 「JAバンクアプリ」の提供開始                   |
| 2021 | 3年    | 2月  | JAデータ伝送サービス（ADP方式）の取扱開始           |
| 2022 | 4年    | 4月  | ファンドラップサービスの取扱開始                  |
| 〃    | 4年    | 11月 | 電子交換所への移行                         |
| 2023 | 5年    | 4月  | JAバンク投信ネットサービスの提供開始               |
| 2024 | 6年    | 8月  | JAバンクアプリプラスの取扱開始                  |

## 財務・経営諸指標

|                    |    |
|--------------------|----|
| 貸借対照表              | 32 |
| 損益計算書              | 33 |
| 剰余金処分計算書           | 33 |
| キャッシュ・フロー計算書       | 34 |
| 令和5年度 注記表          | 35 |
| 令和6年度 注記表          | 40 |
| 財務諸表の適正性に係る確認      | 45 |
| 会計監査人の監査           | 45 |
| 経営諸指標              | 46 |
| 貯金に関する指標           | 47 |
| 貸出金等に関する指標         | 48 |
| 有価証券に関する指標         | 51 |
| リスク管理態勢と自己資本の充実の状況 | 54 |
| 索引                 |    |

# 財務・経営諸指標

## 貸借対照表

(単位：百万円)

(単位：百万円)

| 科 目         | 令和5年度     | 令和6年度     |
|-------------|-----------|-----------|
| (資産の部)      |           |           |
| 現金          | 1,068     | 1,218     |
| 預 け 金       | 654,512   | 624,560   |
| 系 統 預 け 金   | 653,500   | 621,548   |
| 系 統 外 預 け 金 | 1,011     | 3,011     |
| 買 入 金 銭 債 権 | 2,953     | 4,478     |
| 金 銭 の 信 託   | 800       | 673       |
| 有 価 証 券     | 227,974   | 221,664   |
| 国 債         | 119,888   | 116,942   |
| 地 方 債       | 24,407    | 24,025    |
| 政 府 保 証 債   | —         | 995       |
| 金 融 債       | —         | 489       |
| 社 債         | 73,210    | 69,886    |
| 外 国 証 券     | 499       | —         |
| 株 式         | 3,630     | 2,995     |
| 受 益 証 券     | 6,227     | 6,223     |
| 投 資 証 券     | 110       | 107       |
| 貸 出 金       | 176,596   | 177,944   |
| 手 形 貸 付     | 13        | 13        |
| 証 書 貸 付     | 122,742   | 122,323   |
| 当 座 貸 越     | 18,236    | 20,279    |
| 金 融 機 関 貸 付 | 35,603    | 35,328    |
| そ の 他 資 産   | 822       | 1,079     |
| 従 業 員 貸 付 金 | 12        | 10        |
| 差 入 保 証 金   | 0         | 0         |
| 仮 払 金       | 15        | 13        |
| そ の 他 の 資 産 | 95        | 76        |
| 未 収 収 益     | 664       | 960       |
| 前 払 費 用     | 15        | 6         |
| 未 決 済 為 替 貸 | 18        | 11        |
| 有 形 固 定 資 産 | 531       | 520       |
| 建 物         | 181       | 167       |
| 土 地         | 312       | 312       |
| その他の有形固定資産  | 38        | 40        |
| 無 形 固 定 資 産 | 40        | 46        |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 34        | 27        |
| その他の無形固定資産  | 5         | 19        |
| 外 部 出 資     | 46,548    | 55,791    |
| 系 統 出 資     | 46,077    | 55,020    |
| 系 統 外 出 資   | 430       | 730       |
| 子 会 社 等 出 資 | 40        | 40        |
| 繰 延 税 金 資 産 | 2,430     | 6,171     |
| 債 務 保 証 見 返 | 429       | 452       |
| 貸 倒 引 当 金   | △ 515     | △ 409     |
| 資 産 の 部 合 計 | 1,114,191 | 1,094,189 |

| 科 目               | 令和5年度     | 令和6年度     |
|-------------------|-----------|-----------|
| (負債の部)            |           |           |
| 貯 金               | 1,038,786 | 1,007,700 |
| 当 座 貯 金           | 26,146    | 19,143    |
| 普 通 貯 金           | 7,379     | 8,202     |
| 貯 蓄 貯 金           | 69        | 56        |
| 別 段 貯 金           | 10,861    | 10,834    |
| 定 期 貯 金           | 994,283   | 969,422   |
| 定 期 積 金           | 43        | 40        |
| 譲 渡 性 貯 金         | 10,650    | 31,500    |
| 借 用 金             | 4,400     | 3,100     |
| 代 理 業 務 勘 定       | 0         | 0         |
| そ の 他 負 債         | 2,084     | 2,847     |
| 貸 付 留 保 金         | —         | 31        |
| 未 払 法 人 税 等       | 105       | 345       |
| 貯 金 利 子 諸 税 其 他   | 5         | 1         |
| 仮 受 金             | 1,562     | 1,603     |
| そ の 他 の 負 債       | 3         | 94        |
| 未 払 費 用           | 379       | 759       |
| 前 受 収 益           | 1         | 1         |
| 未 決 済 為 替 借       | 25        | 9         |
| 諸 引 当 金           | 1,765     | 1,780     |
| 相 互 援 助 積 立 金     | 1,614     | 1,629     |
| 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | 33        | 40        |
| 退 職 給 付 引 当 金     | 72        | 61        |
| 賞 与 引 当 金         | 45        | 49        |
| 繰 延 税 金 負 債       | —         | —         |
| 債 務 保 証           | 429       | 452       |
| 負 債 の 部 合 計       | 1,058,115 | 1,047,380 |
| (純資産の部)           |           |           |
| 出 資 金             | 33,047    | 33,047    |
| (うち後配出資金)         | ( 15,579) | ( 15,579) |
| 再 評 価 積 立 金       | 0         | 0         |
| 利 益 剰 余 金         | 29,184    | 29,116    |
| 利 益 準 備 金         | 19,190    | 19,520    |
| その他利益剰余金          | 9,994     | 9,596     |
| システム基盤拡充積立金       | 800       | 800       |
| 経営基盤安定化積立金        | 800       | 800       |
| 特 別 積 立 金         | 6,316     | 6,316     |
| 当 期 未 処 分 剰 余 金   | 2,078     | 1,680     |
| (うち当期剰余金)         | ( 1,623)  | ( 1,024)  |
| 会 員 資 本 合 計       | 62,232    | 62,165    |
| その他有価証券評価差額金      | △ 6,157   | △ 15,356  |
| 評価・換算差額等合計        | △ 6,157   | △ 15,356  |
| 純 資 産 の 部 合 計     | 56,075    | 46,808    |
| 負債及び純資産の部合計       | 1,114,191 | 1,094,189 |

## 損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目           | 令和5年度    | 令和6年度    |
|---------------|----------|----------|
| 経 常 収 益       | 7,070    | 7,126    |
| 資 金 運 用 収 益   | 5,659    | 6,558    |
| 貸 出 金 利 息     | 932      | 698      |
| 預 金 利 息       | 14       | 386      |
| 有価証券利息配当金     | 1,720    | 1,862    |
| そ の 他 受 入 利 息 | 2,991    | 3,610    |
| (うち受取奨励金)     | ( 2,925) | ( 3,594) |
| (うち受取特別配当金)   | ( 57)    | ( -)     |
| 役 務 取 引 等 収 益 | 55       | 51       |
| 受入為替手数料       | 17       | 17       |
| その他の受入手数料     | 36       | 34       |
| その他の役務取引等収益   | 0        | 0        |
| そ の 他 事 業 収 益 | 785      | 27       |
| 受 取 助 成 金     | 1        | 1        |
| 国債等債券売却益      | 112      | 19       |
| その他の事業収益      | 671      | 6        |
| そ の 他 経 常 収 益 | 570      | 489      |
| 貸倒引当金戻入益      | 4        | -        |
| 株 式 等 売 却 益   | 477      | 465      |
| 金銭の信託運用益      | 67       | 3        |
| その他の経常収益      | 21       | 20       |
| 経 常 費 用       | 5,164    | 5,718    |
| 資 金 調 達 費 用   | 3,829    | 4,124    |
| 貯 金 利 息       | 20       | 466      |
| 譲渡性貯金利息       | 0        | 40       |
| そ の 他 支 払 利 息 | 3,808    | 3,617    |
| (うち支払奨励金)     | ( 3,808) | ( 3,617) |
| 役 務 取 引 等 費 用 | 15       | 13       |
| 支払為替手数料       | 5        | 5        |
| その他の支払手数料     | 8        | 6        |
| その他の役務取引等費用   | 0        | 0        |
| そ の 他 事 業 費 用 | -        | 233      |
| 国債等債券売却損      | -        | 233      |
| 経 費           | 1,285    | 1,326    |
| 人 件 費         | 561      | 573      |
| 物 件 費         | 671      | 701      |
| 税 金           | 51       | 50       |
| そ の 他 経 常 費 用 | 34       | 21       |
| 貸倒引当金繰入額      | -        | 5        |
| 相互援助積立金繰入額    | 13       | 14       |
| 株 式 等 償 却     | 20       | -        |
| 金銭の信託運用損      | -        | 1        |
| その他の経常費用      | 0        | 0        |
| 経 常 利 益       | 1,905    | 1,407    |
| 特 別 損 失       | 1        | 0        |
| 固定資産処分損       | 1        | 0        |
| 税引前当期利益       | 1,904    | 1,407    |
| 法人税、住民税及び事業税  | 288      | 389      |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △ 7      | △ 5      |
| 法 人 税 等 合 計   | 280      | 383      |
| 当 期 剰 余 金     | 1,623    | 1,024    |
| 前期繰越剰余金       | 454      | 655      |
| 当期末処分剰余金      | 2,078    | 1,680    |

## 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

| 科 目            | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------------|-------|-------|
| 1. 当期末処分剰余金    | 2,078 | 1,680 |
| 2. 剰 余 金 処 分 額 | 1,422 | 210   |
| (1)利 益 準 備 金   | 330   | 210   |
| (2)出 資 配 当 金   | 505   | -     |
| 普通出資に対する配当金    | 349   | -     |
| 後配出資に対する配当金    | 155   | -     |
| (3)事業分量配当金     | 587   | -     |
| 3. 次期繰越剰余金     | 655   | 1,470 |

(注) 令和5年度の配当率

普通出資金 年2.00%

後配出資金 年1.00%

事業分量配当金の分配基準

・イ種 年0.06%

・ロ種 年0.06%

(事業分量配当金は信用事業を行う会員JAのイ種奨励金交付対象平残およびロ種奨励金交付対象平残に対する配当です。)

# キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

| 科 目                       | 令 和 5 年 度       | 令 和 6 年 度       |
|---------------------------|-----------------|-----------------|
| <b>1 事業活動によるキャッシュ・フロー</b> |                 |                 |
| 税 引 前 当 期 利 益             | 1,904           | 1,407           |
| 減 価 償 却 費                 | 30              | 46              |
| 貸倒引当金の増減額（△は減少）           | △ 4             | △ 106           |
| 退職給付引当金の増減額（△は減少）         | 0               | △ 10            |
| その他の引当金・積立金の増減額（△は減少）     | 18              | 25              |
| 資 金 運 用 収 益               | △ 5,659         | △ 6,558         |
| 資 金 調 達 費 用               | 3,829           | 4,124           |
| 有価証券関係損益（△は益）             | △ 577           | △ 265           |
| 金銭の信託の運用損益（△は益）           | △ 67            | △ 1             |
| 固定資産処分損益（△は益）             | 1               | 0               |
| 貸 出 金 の 純 増（△）減           | △ 1,618         | △ 1,347         |
| 預 け 金 の 純 増（△）減           | 49,000          | 25,469          |
| 貯 金 の 純 増 減（△）            | △ 5,659         | △ 10,235        |
| 借 用 金 の 純 増 減（△）          | △ 2,900         | △ 1,300         |
| コールローン等の純増減額              | 1,002           | △ 1,525         |
| 事業分量配当金の支払額               | △ 603           | △ 587           |
| そ の 他                     | 1,586           | 110             |
| 資金運用による収入                 | 5,559           | 6,264           |
| 資金調達による支出                 | △ 3,840         | △ 3,747         |
| 小 計                       | 42,003          | 11,762          |
| 法人税等の支払額                  | △ 246           | △ 150           |
| <b>事業活動によるキャッシュ・フロー</b>   | <b>41,756</b>   | <b>11,612</b>   |
| <b>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</b> |                 |                 |
| 有価証券の取得による支出              | △ 44,226        | △ 32,426        |
| 有価証券の売却による収入              | 10,084          | 6,950           |
| 有価証券の償還による収入              | 17,344          | 19,190          |
| 金銭の信託の増加による支出             | —               | △ 75            |
| 金銭の信託の減少による収入             | 67              | 203             |
| 固定資産の取得による支出              | △ 65            | △ 40            |
| 外部出資の増加による支出              | △ 11            | △ 9,243         |
| 外部出資の減少による収入              | 0               | —               |
| <b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>   | <b>△ 16,806</b> | <b>△ 15,440</b> |
| <b>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</b> |                 |                 |
| 出 資 の 増 額 に よ る 収 入       | 1,089           | —               |
| 出 資 金 の 減 少 に よ る 支 出     | △ 1,089         | —               |
| 出 資 配 当 金 の 支 払 額         | △ 505           | △ 505           |
| <b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>   | <b>△ 505</b>    | <b>△ 505</b>    |
| <b>4 現金及び現金同等物の増加額</b>    | <b>24,445</b>   | <b>△ 4,333</b>  |
| <b>5 現金及び現金同等物の期首残高</b>   | <b>10,120</b>   | <b>34,565</b>   |
| <b>6 現金及び現金同等物の期末残高</b>   | <b>34,565</b>   | <b>30,232</b>   |

## 1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。
  - ・売買目的有価証券・・・時価法（売却原価は移動平均法により算定）
  - ・満期保有目的の債券・・・定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
  - ・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式・・・原価法（売却原価は移動平均法により算定）
  - ・その他有価証券・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。

|     |         |
|-----|---------|
| 建 物 | 15年～50年 |
| その他 | 5年～15年  |

- (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- (6) 引当金の計上方法
  - ① 貸倒引当金
 

貸倒引当金は、「資産の償却・引当基準」に則り、次のとおり計上しております。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
  - ② 相互援助積立金
 

相互援助積立金は、JAバンクの信用向上に資することを目的に、「石川県JAバンク支援制度要領」に基づき、必要額を計上しております。
  - ③ 賞与引当金
 

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。
  - ④ 退職給付引当金
 

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。
  - ⑤ 役員退職慰労引当金
 

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金支給規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。
- (7) 消費税等の会計処理
 

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- (1) 貸倒引当金
  - ① 当年度に係る計算書類に計上した額
 

貸倒引当金 515百万円
  - ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
    - a 算出方法
 

貸倒引当金の算出方法は、「1. 重要な会計方針に関する事項」「(6)引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しております。
    - b 主要な仮定
 

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
    - c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響
 

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (2) 金融商品の時価
  - ① 当年度に係る計算書類に計上した額
 

「5. 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。
  - ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
    - a 算出方法
 

金融商品の時価の算出方法は、「5. 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しております。
    - b 主要な仮定
 

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。
    - c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響
 

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

## 3. 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、911百万円であります。
- (2) 有形固定資産の圧縮記帳額は、271百万円であります。
- (3) 担保に供している資産は次のとおりであります。
 

債務に対応し担保に供している資産はありません。

為替決済、公金取扱等の取引の担保として、預け金122,011百万円を差し入れております。

- (4) 子会社等に対する金銭債務の総額は883百万円です。
- (5) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりであります。
- |                    |        |
|--------------------|--------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 348百万円 |
| 貸出条件緩和債権額          | 0百万円   |
| 合計額                | 348百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- (6) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,249百万円であります。
- (7) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金10,875百万円が含まれております。

#### 4. 損益計算書に関する事項

- |                     |       |
|---------------------|-------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | 0百万円  |
| うち事業取引高             | 0百万円  |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 24百万円 |
| うち事業取引高             | 24百万円 |

#### 5. 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
- 当会は、石川県を事業区域として、地元のＪＡ等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。
- ＪＡは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。
- 当会では、これを原資として、資金を必要とするＪＡや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。
- また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
- 当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であります。
- 貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、経済環境等の状況変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。
- 金銭の信託は、特定金外信託により運用しており、その構成資産は株式等であり、純投資目的（運用目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。
- 有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しており、それぞれ発行体の信用リスク及び金利変動リスク、市場価格変動リスクに晒されております。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- a 信用リスクの管理
- 当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、各営業部門のほか審査部門により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、リスク管理部門がチェックしております。
- 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- b 市場リスクの管理
- (a) 金利リスクの管理
- 当会は、ＡＬＭによって金利の変動リスクを管理しております。
- リスク管理委員会及びＡＬＭ委員会において決定された方針に基づき、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
- (b) 価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われております。
- 運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
- 総務部で管理している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。
- これらの情報はリスク管理部門を通じ、リスク管理委員会において定期的に報告されております。
- (c) 市場リスクに係る定量的情報
- 当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。
- 当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をＶａＲにより月次で計測し、取得したリスク量が配賦資本の範囲内となるよう管理しております。
- 当会のＶａＲは分散共分散法（信頼区間99％、保有期間60営業日、観測期間1,200営業日（一部資産は、保有期間240営業日、観測期間1,000営業日））により算出しており、令和6年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で20,661百万円です。
- なお、当会では、バックテストを実施のうえ、ＶａＲ計測モデルの妥当性を検証しております。
- ただし、ＶａＲは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。
- c 資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当会は、ＡＬＭを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。
- (2) 金融商品の時価等に関する事項
- ① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等
- 当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。
- なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

| (単位:百万円)     |           |           |         |
|--------------|-----------|-----------|---------|
|              | 貸借対照表計上額  | 時 価       | 差 額     |
| 預 け 金        | 654,512   | 654,236   | △ 275   |
| 買入金銭債権       |           |           |         |
| 有価証券に該当しないもの | 2,953     | 2,954     | 0       |
| 金銭の信託        |           |           |         |
| 運用目的の金銭の信託   | 800       | 800       | —       |
| 有価証券         |           |           |         |
| 満期保有目的の債券    | 27,299    | 26,593    | △ 706   |
| その他有価証券      | 200,674   | 200,674   | —       |
| 貸 出 金        | 176,596   |           |         |
| 貸倒引当金        | △ 515     |           |         |
| 貸倒引当金控除後     | 176,080   | 175,032   | △ 1,047 |
| 資 産 計        | 1,062,320 | 1,060,291 | △ 2,028 |
| 貯 金          | 1,049,436 | 1,048,915 | △ 520   |
| 借 用 金        | 4,400     | 4,387     | △ 12    |
| 負 債 計        | 1,053,836 | 1,053,302 | △ 533   |

- (注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。  
2. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金10,650百万円を含めております。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下「OIS」という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっております。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記dと同様の方法により評価しております。

d 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

変動金利によるものは該当ありません。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

|      |           |
|------|-----------|
|      | 貸借対照表計上額  |
| 外部出資 | 46,548百万円 |

- (注) 1. 外部出資については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

2. 外部出資には、非上場株式62百万円を含めております。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

|                   | 1年以内       | 1年超2年以内 | 2年超3年以内 | 3年超4年以内 | 4年超5年以内 | 5年超      |
|-------------------|------------|---------|---------|---------|---------|----------|
| 預 け 金             | 653,512百万円 | —百万円    | —百万円    | —百万円    | —百万円    | 1,000百万円 |
| 買入金銭債券            |            |         |         |         |         |          |
| 有価証券に該当しないもの      | 1,700      | 800     | 450     | —       | —       | —        |
| 有価証券              |            |         |         |         |         |          |
| 満期保有目的の債券         | —          | —       | —       | 3,400   | 4,200   | 19,700   |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 16,700     | 13,603  | 1,944   | 9,682   | 5,872   | 156,748  |
| 貸 出 金             | 47,533     | 16,436  | 17,184  | 12,856  | 14,764  | 67,472   |
| 合 計               | 719,445    | 30,839  | 19,579  | 25,939  | 24,836  | 244,921  |

- (注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越（融資型を除く）110百万円については、「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金10,875百万円については、「5年超」に含めております。

2. 貸出金のうち、期限の利益を喪失した債権等348百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

|       | 1年以内         | 1年超2年以内 | 2年超3年以内 | 3年超4年以内 | 4年超5年以内 | 5年超  |
|-------|--------------|---------|---------|---------|---------|------|
| 貯 金   | 1,038,511百万円 | 154百万円  | 78百万円   | 13百万円   | 27百万円   | 0百万円 |
| 譲渡性貯金 | 10,650       | —       | —       | —       | —       | —    |
| 借 用 金 | 1,300        | 2,900   | 200     | —       | —       | —    |
| 合 計   | 1,050,461    | 3,054   | 278     | 13      | 27      | 0    |

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

## 6. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

① 売買目的有価証券

売買目的有価証券はありません。

② 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                        | 種 類 | 貸借対照表<br>計上額 | 時 価      | 差 額   |
|------------------------|-----|--------------|----------|-------|
| 時価が貸借対照表計<br>上額を超えるもの  | 地方債 | 4,999百万円     | 5,022百万円 | 22百万円 |
|                        | 社債  | 1,300        | 1,306    | 6     |
|                        | 小 計 | 6,299        | 6,328    | 28    |
| 時価が貸借対照表計<br>上額を超えないもの | 地方債 | 3,000        | 2,981    | △ 18  |
|                        | 社債  | 18,000       | 17,283   | △ 716 |
|                        | 小 計 | 21,000       | 20,265   | △ 734 |
| 合 計                    |     | 27,299       | 26,593   | △ 706 |

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                              | 種 類 | 貸借対照表<br>計上額 | 取得原価     | 差 額      |
|------------------------------|-----|--------------|----------|----------|
| 貸借対照表計上額<br>が取得原価を超え<br>るもの  | 株式  | 3,214百万円     | 1,927百万円 | 1,287百万円 |
|                              | 債券  |              |          |          |
|                              | 国債  | 18,699       | 17,610   | 1,088    |
|                              | 地方債 | 11,537       | 11,499   | 38       |
|                              | 社債  | 18,056       | 18,000   | 56       |
|                              | その他 | 4,210        | 3,534    | 675      |
|                              | 小 計 | 55,717       | 52,571   | 3,146    |
| 貸借対照表計上額<br>が取得原価を超え<br>ないもの | 株式  | 416百万円       | 465百万円   | △ 49百万円  |
|                              | 債券  |              |          |          |
|                              | 国債  | 101,189      | 111,143  | △ 9,953  |
|                              | 地方債 | 4,869        | 5,499    | △ 630    |
|                              | 社債  | 35,853       | 36,682   | △ 828    |
|                              | その他 | 499          | 500      | △ 0      |
|                              | その他 | 2,127        | 2,336    | △ 208    |
|                              | 小 計 | 144,956      | 156,627  | △ 11,670 |
| 合 計                          |     | 200,674      | 209,198  | △ 8,524  |

(注) 上記差額合計から繰延税金資産2,366百万円を加えた金額△6,157百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当年度における減損処理額は20百万円（うち、株式20百万円）であります。

なお、減損処理にあたっては、当年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っております。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

|     | 売却額      | 売却益    | 売却損  |
|-----|----------|--------|------|
| 株 式 | 764百万円   | 284百万円 | －百万円 |
| 債 券 | 7,848百万円 | 112百万円 | －百万円 |
| その他 | 1046百万円  | 192百万円 | －百万円 |
| 合 計 | 9,660百万円 | 589百万円 | －百万円 |

## 7. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 貸借対照表計上額        | 800百万円 |
| 当年度の損益に含まれた評価差額 | 16百万円  |

## 8. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）および退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。確定給付企業年

金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金または年金を支給しております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

当会が有する確定給付企業年金制度および退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

|               |              |
|---------------|--------------|
| 期首における退職給付引当金 | 72百万円        |
| 退職給付費用        | 33百万円        |
| 退職給付の支払額      | △ 6百万円       |
| 制度への拠出額       | △ 29百万円      |
| その他           | 1百万円         |
| 期末における退職給付引当金 | <u>72百万円</u> |

b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

|                     |                  |
|---------------------|------------------|
| 積立型制度の退職給付債務        | 1,025百万円         |
| 年金資産                | <u>△1,005百万円</u> |
|                     | 20百万円            |
| 非積立型制度の退職給付債務       | <u>52百万円</u>     |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | <u>72百万円</u>     |
| 退職給付引当金             | 72百万円            |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | <u>72百万円</u>     |

c 退職給付に関連する損益

|                |       |
|----------------|-------|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 33百万円 |
|----------------|-------|

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、6百万円となっています。

また、存続組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、52百万円となっております。

## 9. 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

|              |                 |
|--------------|-----------------|
| 繰延税金資産       |                 |
| 相互援助積立金計上額   | 447百万円          |
| 退職給付引当金超過額   | 20百万円           |
| 貸出金未収利息不計上額  | 90百万円           |
| 未払事業税        | 17百万円           |
| 賞与引当金超過額     | 12百万円           |
| 減価償却超過額      | 4百万円            |
| その他有価証券評価差額金 | 2,366百万円        |
| その他          | 36百万円           |
| 繰延税金資産小計     | 2,995百万円        |
| 評価性引当額       | <u>△ 565百万円</u> |
| 繰延税金資産合計     | 2,430百万円        |

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

|                      |               |
|----------------------|---------------|
| 法定実効税率               | 27.70%        |
| (調整)                 |               |
| 事業分量配当金              | △ 8.53%       |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △ 5.21%       |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 0.09%         |
| 評価性引当額の増減            | 0.51%         |
| その他                  | 0.18%         |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | <u>14.73%</u> |

## 10. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

## 1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
  - (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。
    - ・ 売買目的有価証券・・・時価法（売却原価は移動平均法により算定）
    - ・ 満期保有目的の債券・・・定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
    - ・ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式・・・原価法（売却原価は移動平均法により算定）
    - ・ その他有価証券・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
  - (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
  - (4) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |     |         |
|-----|---------|
| 建 物 | 15年～50年 |
| その他 | 5年～15年  |
- (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
  - (6) 引当金の計上方法
    - ① 貸倒引当金
 

貸倒引当金は、「資産の償却・引当基準」に則り、次のとおり計上しております。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
    - ② 相互援助積立金
 

相互援助積立金は、ＪＡバンクの信用向上に資することを目的に、「石川県ＪＡバンク支援制度要領」に基づき、必要額を計上しております。
    - ③ 賞与引当金
 

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。
    - ④ 退職給付引当金
 

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。
    - ⑤ 役員退職慰労引当金
 

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金支給規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。
  - (7) 消費税等の会計処理
 

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- (1) 貸倒引当金
  - ① 当年度に係る計算書類に計上した額
 

貸倒引当金 409百万円
  - ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
    - a 算出方法
 

貸倒引当金の算出方法は、「1. 重要な会計方針に関する事項」「(6)引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しております。
    - b 主要な仮定
 

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
    - c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響
 

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (2) 金融商品の時価
  - ① 当年度に係る計算書類に計上した額
 

「5. 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。
  - ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
    - a 算出方法
 

金融商品の時価の算出方法は、「5. 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しております。
    - b 主要な仮定
 

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。
    - c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響
 

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

## 3. 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、941百万円であります。
- (2) 有形固定資産の圧縮記帳額は、271百万円であります。
- (3) 担保に供している資産は次のとおりであります。
 

債務に対応し担保に供している資産はありません。

為替決済、公金取扱等の取引の担保として、預け金122,011百万円を差し入れております。

- (4) 子会社等に対する金銭債務の総額は816百万円です。
- (5) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりであります。
- |                    |        |
|--------------------|--------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 230百万円 |
|--------------------|--------|
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- (6) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、17,537百万円であります。
- (7) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金4,531百万円が含まれております。

#### 4. 損益計算書に関する事項

- |                     |       |
|---------------------|-------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | 0百万円  |
| うち事業取引高             | 0百万円  |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 28百万円 |
| うち事業取引高             | 28百万円 |

#### 5. 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
- 当会は、石川県を事業区域として、地元のＪＡ等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。
- ＪＡは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。
- 当会では、これを原資として、資金を必要とするＪＡや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。
- また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
- 当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であります。
- 貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、経済環境等の状況変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。
- 金銭の信託は、特定金外信託及び指定金外信託により運用しており、その構成資産は有価証券であり、運用目的及びその他目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、為替の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。
- 有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しており、それぞれ発行体の信用リスク及び金利変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- a 信用リスクの管理
- 当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など各与信管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、各営業部門のほか審査部門により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っております。
- さらに、与信管理の状況については、リスク管理部門がチェックしております。
- 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- b 市場リスクの管理
- (a) 金利リスクの管理
- 当会は、ＡＬＭによって金利の変動リスクを管理しております。
- リスク管理委員会及びＡＬＭ委員会において決定された方針に基づき、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
- (b) 価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われております。
- 運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
- 総務部で管理している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。
- これらの情報はリスク管理部門を通じ、リスク管理委員会において定期的に報告されております。
- (c) 市場リスクに係る定量的情報
- 当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。
- 当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をＶａＲにより月次で計測し、取得したリスク量が配賦資本の範囲内となるよう管理しております。
- 当会のＶａＲは分散共分散法（信頼区間99%、保有期間60営業日、観測期間1,200営業日（一部資産は、保有期間240営業日、観測期間1,000営業日））により算出しており、令和7年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で13,708百万円です。
- なお、当会では、バックテストを実施のうえ、ＶａＲ計測モデルの妥当性を検証しております。
- ただし、ＶａＲは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。
- c 資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当会は、ＡＬＭを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。
- (2) 金融商品の時価等に関する事項
- ① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等
- 当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。
- なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位:百万円)

|              | 貸借対照表計上額  | 時 価       | 差 額     |
|--------------|-----------|-----------|---------|
| 預 け 金        | 624,560   | 623,292   | △ 1,267 |
| 買入金銭債権       |           |           |         |
| 有価証券に該当しないもの | 4,478     | 4,459     | △ 18    |
| 金銭の信託        |           |           |         |
| 運用目的の金銭の信託   | 598       | 598       | —       |
| その他の金銭の信託    | 75        | 75        | —       |
| 有価証券         |           |           |         |
| 満期保有目的の債券    | 31,199    | 29,101    | △ 2,098 |
| その他の有価証券     | 190,464   | 190,464   | —       |
| 貸 出 金        | 177,944   |           |         |
| 貸倒引当金        | △ 409     |           |         |
| 貸倒引当金控除後     | 177,534   | 174,731   | △ 2,803 |
| 資 産 計        | 1,028,911 | 1,022,723 | △ 6,187 |
| 貯 金          | 1,039,200 | 1,036,838 | △ 2,362 |
| 借 用 金        | 3,100     | 3,090     | △ 9     |
| 負 債 計        | 1,042,300 | 1,039,928 | △ 2,372 |

- (注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。  
2. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金31,500百万円を含めております。

## ② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

### 【資産】

#### a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下「OIS」という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっております。

#### c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記dと同様の方法により評価しております。

#### d 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

#### e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

### 【負債】

#### a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

#### b 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

変動金利によるものは該当ありません。

## ③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額

外部出資 55,791百万円

- (注) 1. 外部出資については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

2. 外部出資には、非上場株式62百万円を含めております。

## ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

|                    | 1年以内       | 1年超2年以内 | 2年超3年以内   | 3年超4年以内 | 4年超5年以内 | 5年超      |
|--------------------|------------|---------|-----------|---------|---------|----------|
| 預 け 金              | 611,560百万円 | —百万円    | 10,000百万円 | —百万円    | —百万円    | 3,000百万円 |
| 買入金銭債券             |            |         |           |         |         |          |
| 有価証券に該当しないもの       | 1,800      | 1,200   | 1,000     | 500     | —       | —        |
| 有価証券               |            |         |           |         |         |          |
| 満期保有目的の債券          | —          | —       | 3,400     | 4,200   | 700     | 22,900   |
| その他の有価証券のうち満期があるもの | 12,400     | 3,157   | 11,079    | 5,856   | 9,015   | 165,786  |
| 貸 出 金              | 37,637     | 22,900  | 16,818    | 19,603  | 23,743  | 57,009   |
| 合 計                | 663,397    | 27,258  | 42,297    | 30,159  | 33,459  | 248,696  |

- (注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越（融資型を除く）141百万円については、「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金4,531百万円については、「5年超」に含めております。

2. 貸出金のうち、期限の利益を喪失した債権等230百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

|       | 1年以内       | 1年超2年以内 | 2年超3年以内   | 3年超4年以内 | 4年超5年以内   | 5年超  |
|-------|------------|---------|-----------|---------|-----------|------|
| 貯 金   | 958,240百万円 | 285百万円  | 33,123百万円 | 28百万円   | 16,019百万円 | 2百万円 |
| 譲渡性貯金 | 31,500     | —       | —         | —       | —         | —    |
| 借 用 金 | 2,900      | 200     | —         | —       | —         | —    |
| 合 計   | 992,640    | 485     | 33,123    | 28      | 16,019    | 2    |

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

## 6. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

① 売買目的有価証券

売買目的有価証券はありません。

② 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                        | 種 類 | 貸借対照表<br>計上額 | 時 価       | 差 額      |
|------------------------|-----|--------------|-----------|----------|
| 時価が貸借対照表計<br>上額を超えないもの | 地方債 | 11,499百万円    | 10,917百万円 | △ 582百万円 |
|                        | 社債  | 19,700       | 18,183    | △ 1,516  |
|                        | 小 計 | 31,199       | 29,101    | △ 2,098  |
|                        | 合 計 | 31,199       | 29,101    | △ 2,098  |

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                              | 種 類 | 貸借対照表<br>計上額 | 取得原価     | 差 額     |
|------------------------------|-----|--------------|----------|---------|
| 貸借対照表計上額<br>が取得原価を超え<br>るもの  | 株式  | 2,440百万円     | 1,468百万円 | 971百万円  |
|                              | 債券  |              |          |         |
|                              | 国債  | 10,227       | 10,040   | 186     |
|                              | 地方債 | 1,500        | 1,499    | 0       |
|                              | 社債  | 500          | 499      | 0       |
|                              | その他 | 3,750        | 3,310    | 439     |
|                              | 小 計 | 18,417       | 16,818   | 1,598   |
| 貸借対照表計上額<br>が取得原価を超え<br>ないもの | 株式  | 555百万円       | 642百万円   | △ 87百万円 |
|                              | 債券  |              |          |         |
|                              | 国債  | 106,715      | 126,141  | △19,426 |
|                              | 地方債 | 11,025       | 12,199   | △ 1,174 |
|                              | 社債  | 49,686       | 51,784   | △ 2,098 |
|                              | その他 | 1,484        | 1,498    | △ 14    |
|                              | その他 | 2,580        | 2,837    | △ 256   |
|                              | 小 計 | 172,047      | 195,104  | △23,057 |
| 合 計                          |     | 190,464      | 211,923  | △21,458 |

(注) 上記差額合計から繰延税金資産6,102百万円を加えた金額△15,356百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

|     | 売却額      | 売却益    | 売却損    |
|-----|----------|--------|--------|
| 株 式 | 828百万円   | 322百万円 | －百万円   |
| 債 券 | 5,261百万円 | 19百万円  | 233百万円 |
| その他 | 756百万円   | 142百万円 | －百万円   |
| 合 計 | 6,846百万円 | 484百万円 | 233百万円 |

## 7. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的の区分別の内訳は次のとおりであります。

① 運用目的の金銭の信託

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 貸借対照表計上額        | 598百万円  |
| 当年度の損益に含まれた評価差額 | △ 29百万円 |

② 満期保有目的の金銭の信託はありません。

③ その他の金銭の信託

|               | 貸借対照表<br>計上額 | 取得原価  | 差 額  | うち貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えるもの | うち貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えないもの |
|---------------|--------------|-------|------|---------------------------|----------------------------|
| その他の<br>金銭の信託 | 75百万円        | 75百万円 | －百万円 | －百万円                      | －百万円                       |

## 8. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）および退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金または年金を支給しております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

当会が有する確定給付企業年金制度および退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

|               |              |
|---------------|--------------|
| 期首における退職給付引当金 | 72百万円        |
| 退職給付費用        | 37百万円        |
| 退職給付の支払額      | △ 20百万円      |
| 制度への拠出額       | △ 29百万円      |
| その他           | 2百万円         |
| 期末における退職給付引当金 | <u>61百万円</u> |

b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

|                     |              |
|---------------------|--------------|
| 積立型制度の退職給付債務        | 992百万円       |
| 年金資産                | △ 986百万円     |
|                     | 5百万円         |
| 非積立型制度の退職給付債務       | 56百万円        |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | <u>61百万円</u> |
| 退職給付引当金             | 61百万円        |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | <u>61百万円</u> |

c 退職給付に関連する損益

|                |       |
|----------------|-------|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 37百万円 |
|----------------|-------|

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、6百万円となっています。

また、存続組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、46百万円となっております。

## 9. 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

|              |                 |
|--------------|-----------------|
| 繰延税金資産       |                 |
| 相互援助積立金計上額   | 462百万円          |
| 退職給付引当金超過額   | 17百万円           |
| 貸出金未収利息不計上額  | 85百万円           |
| 未払事業税        | 24百万円           |
| 賞与引当金超過額     | 13百万円           |
| 減価償却超過額      | 4百万円            |
| その他有価証券評価差額金 | 6,102百万円        |
| その他          | 33百万円           |
| 繰延税金資産小計     | 6,744百万円        |
| 評価性引当額       | △ 573百万円        |
| 繰延税金資産合計     | <u>6,171百万円</u> |

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

|                      |               |
|----------------------|---------------|
| 法定実効税率               | 27.70%        |
| (調整)                 |               |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △ 0.49%       |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 0.34%         |
| 評価性引当額の増減            | 0.54%         |
| その他                  | △ 0.84%       |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | <u>27.25%</u> |

- (3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

防衛特別法人税が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の27.7%から28.4%に変更されました。これによる影響は軽微であります。

## 10. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

### 確 認 書

- (1) 私は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
- (2) 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
- ①業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - ②業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - ③重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年7月1日

石川県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 川岸 勘造

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書及び注記表を指しています。

## 会計監査人の監査

令和5年度及び令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

## 経営諸指標

### ■ 利益率

(単位：％)

| 項 目       | 令和5年度 | 令和6年度 | 増 減    |
|-----------|-------|-------|--------|
| 総資産経常利益率  | 0.17  | 0.12  | △ 0.04 |
| 純資産経常利益率  | 3.08  | 2.27  | △ 0.81 |
| 総資産当期純利益率 | 0.14  | 0.09  | △ 0.05 |
| 純資産当期純利益率 | 2.62  | 1.65  | △ 0.97 |

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100  
 2. 純資産経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100  
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100  
 4. 純資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

### ■ 利益総括表

(単位：百万円、％)

| 項 目     | 令和5年度 | 令和6年度 | 増 減    |
|---------|-------|-------|--------|
| 資金運用収支  | 1,832 | 2,437 | 604    |
| 役務取引等収支 | 39    | 38    | △ 1    |
| その他事業収支 | 785   | △ 206 | △ 991  |
| 事業粗利益   | 2,657 | 2,269 | △ 387  |
| 事業粗利益率  | 0.24  | 0.21  | △ 0.03 |

- (注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－（資金調達費用－金銭の信託運用見合費用）  
 2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用  
 3. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用  
 4. 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支  
 5. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

### ■ 事業純益

(単位：百万円)

| 項 目                     | 令和5年度 | 令和6年度 | 増 減   |
|-------------------------|-------|-------|-------|
| 事業純益                    | 1,366 | 935   | △ 431 |
| 実質事業純益                  | 1,371 | 943   | △ 428 |
| コア事業純益                  | 1,259 | 1,157 | △ 101 |
| コア事業純益<br>（投資信託解約損益を除く） | 1,185 | 1,119 | △ 66  |

- (注) 1. 事業純益＝事業収益－（事業費用－金銭の信託運用見合費用）－一般貸倒引当金繰入額  
 2. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額  
 3. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益  
 国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

### ■ 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、％)

| 項 目     | 令和5年度     |       |      | 令和6年度     |       |      |
|---------|-----------|-------|------|-----------|-------|------|
|         | 平均残高      | 利 息   | 利回り  | 平均残高      | 利 息   | 利回り  |
| 資金運用勘定  | 1,093,265 | 5,659 | 0.52 | 1,098,246 | 6,558 | 0.60 |
| うち貸出金   | 166,050   | 932   | 0.56 | 167,574   | 698   | 0.42 |
| うち有価証券  | 229,402   | 1,720 | 0.75 | 245,732   | 1,862 | 0.76 |
| うち預け金   | 694,228   | 2,997 | 0.43 | 682,001   | 3,980 | 0.58 |
| 資金調達勘定  | 1,076,342 | 3,826 | 0.36 | 1,086,153 | 4,121 | 0.38 |
| うち貯金・定積 | 1,023,991 | 3,828 | 0.37 | 1,042,256 | 4,083 | 0.39 |
| うち譲渡性貯金 | 46,934    | 0     | 0.00 | 40,726    | 40    | 0.10 |
| うち借入金   | 6,203     | —     | —    | 3,972     | —     | —    |
| 総資金利ざや  |           |       | 0.05 |           |       | 0.10 |

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率  
 資金調達原価率＝（資金調達費用（貯金利息＋譲渡性貯金利息＋借入金利息＋その他支払利息）＋経費－金銭の信託運用見合費用）／（貯金＋譲渡性貯金＋借入金＋その他（貸付留保金等）－金銭の信託運用見合額）×100  
 2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、農林中金からの受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。  
 3. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、JAへの支払奨励金が含まれています。  
 4. 資金調達勘定計の平均残高及び利息は、金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

## ■受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

| 項 目     | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|
| 受 取 利 息 | △ 97  | 899   |
| うち貸出金   | 49    | △ 233 |
| うち有価証券  | 135   | 142   |
| うち預け金   | △ 283 | 983   |
| 支 払 利 息 | △ 241 | 294   |
| うち貯金・定積 | △ 241 | 254   |
| うち譲渡性貯金 | 0     | 40    |
| 差 引     | 143   | 604   |

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。  
 2. 受取利息の「うち預け金」には農林中金からの受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。  
 3. 支払利息の「うち貯金・定積」にはJAへの支払奨励金が含まれています。  
 4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

## ■貯貸率・貯証率

(単位：%)

(単位: %)

| 区 分   |      | 令和5年度 | 令和6年度 | 増 減    |
|-------|------|-------|-------|--------|
| 貯 貸 率 | 期 末  | 16.83 | 17.12 | 0.29   |
|       | 期中平均 | 15.51 | 15.47 | △ 0.04 |
| 貯 証 率 | 期 末  | 21.72 | 21.33 | △ 0.39 |
|       | 期中平均 | 21.42 | 22.69 | 1.27   |

- (注) 1. 貯貸率＝貸出金／(貯金＋譲渡性貯金)  
 2. 貯証率＝有価証券／(貯金＋譲渡性貯金)

## 貯金に関する指標

### ■科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

| 科 目       | 令和5年度             | 令和6年度             | 増 減     |
|-----------|-------------------|-------------------|---------|
| 流 動 性 貯 金 | 17,131 ( 1.6)     | 24,698 ( 2.3)     | 7,566   |
| 当 座 貯 金   | 9,451 ( 0.9)      | 16,584 ( 1.5)     | 7,132   |
| 普 通 貯 金   | 7,345 ( 0.7)      | 7,897 ( 0.7)      | 552     |
| 貯 蓄 貯 金   | 71 ( 0.0)         | 61 ( 0.0)         | △ 10    |
| 別 段 貯 金   | 262 ( 0.0)        | 154 ( 0.0)        | △ 107   |
| 定 期 性 貯 金 | 1,006,860 ( 94.0) | 1,017,558 ( 94.0) | 10,698  |
| 定 期 貯 金   | 1,006,810 ( 94.0) | 1,017,520 ( 94.0) | 10,710  |
| 定 期 積 金   | 49 ( 0.0)         | 37 ( 0.0)         | △ 11    |
| 計         | 1,023,991 ( 95.6) | 1,042,256 ( 96.2) | 18,264  |
| 譲 渡 性 貯 金 | 46,934 ( 4.4)     | 40,726 ( 3.8)     | △ 6,208 |
| 合 計       | 1,070,926 (100.0) | 1,082,983 (100.0) | 12,056  |

(注) ( ) 内は構成比です。

### ■定期貯金残高

(単位：百万円、%)

| 項 目      | 令和5年度           | 令和6年度           | 増 減      |
|----------|-----------------|-----------------|----------|
| 定 期 貯 金  | 994,283 (100.0) | 969,422 (100.0) | △ 24,861 |
| うち固定金利定期 | 994,281 (100.0) | 969,420 (100.0) | △ 24,861 |
| うち変動金利定期 | 2 ( 0.0)        | 2 ( 0.0)        | 0        |

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金です。  
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金です。  
 3. ( ) 内は構成比です。

## 貸出金等に関する指標

### 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

| 科 目         | 令 和 5 年 度 | 令 和 6 年 度 | 増 減   |
|-------------|-----------|-----------|-------|
| 手 形 貸 付     | 14        | 14        | △ 0   |
| 証 書 貸 付     | 123,550   | 122,782   | △ 768 |
| 当 座 貸 越     | 9,141     | 9,070     | △ 71  |
| 金 融 機 関 貸 付 | 33,343    | 35,708    | 2,364 |
| 合 計         | 166,050   | 167,574   | 1,523 |

### 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

| 項 目         | 令 和 5 年 度       | 令 和 6 年 度       | 増 減     |
|-------------|-----------------|-----------------|---------|
| 固 定 金 利 貸 出 | 144,952 ( 82.1) | 152,334 ( 85.6) | 7,381   |
| 変 動 金 利 貸 出 | 31,643 ( 17.9)  | 25,609 ( 14.4)  | △ 6,033 |
| 合 計         | 176,596 (100.0) | 177,944 (100.0) | 1,347   |

(注) ( ) 内は構成比です。

### 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

| 項 目                 | 令 和 5 年 度 | 令 和 6 年 度 | 増 減   |
|---------------------|-----------|-----------|-------|
| 貯 金 ・ 定 期 積 金 等     | 18        | 19        | 0     |
| 有 価 証 券             | —         | —         | —     |
| 動 産                 | —         | —         | —     |
| 不 動 産               | 2,558     | 2,795     | 237   |
| そ の 他 担 保 物         | —         | —         | —     |
| 計                   | 2,576     | 2,815     | 238   |
| 農 業 信 用 基 金 協 会 保 証 | 568       | 869       | 300   |
| そ の 他 保 証           | 138       | 131       | △ 7   |
| 計                   | 707       | 1,000     | 292   |
| 信 用                 | 173,311   | 174,128   | 816   |
| 合 計                 | 176,596   | 177,944   | 1,347 |

### 債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

| 項 目             | 令 和 5 年 度 | 令 和 6 年 度 | 増 減 |
|-----------------|-----------|-----------|-----|
| 貯 金 ・ 定 期 積 金 等 | —         | —         | —   |
| 有 価 証 券         | —         | —         | —   |
| 動 産             | —         | —         | —   |
| 不 動 産           | —         | —         | —   |
| そ の 他 担 保 物     | 15        | 10        | △ 4 |
| 計               | 15        | 10        | △ 4 |
| 信 用             | 414       | 441       | 27  |
| 合 計             | 429       | 452       | 22  |

### 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

| 項 目     | 令 和 5 年 度       | 令 和 6 年 度       | 増 減   |
|---------|-----------------|-----------------|-------|
| 設 備 資 金 | 13,198 ( 7.5)   | 12,830 ( 7.2)   | △ 368 |
| 運 転 資 金 | 163,397 ( 92.5) | 165,113 ( 92.8) | 1,716 |
| 合 計     | 176,596 (100.0) | 177,944 (100.0) | 1,347 |

(注) ( ) 内は構成比です。

## ■貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

| 業 種           | 令和5年度           | 令和6年度           | 増 減     |
|---------------|-----------------|-----------------|---------|
| 農 業           | 412 ( 0.2)      | 676 ( 0.4)      | 264     |
| 林 業           | — ( —)          | — ( —)          | —       |
| 水 産 業         | — ( —)          | — ( —)          | —       |
| 製 造 業         | 1,224 ( 0.7)    | 1,990 ( 1.1)    | 766     |
| 鉱 業           | — ( —)          | — ( —)          | —       |
| 建 設 業         | 30 ( 0.0)       | 30 ( 0.0)       | —       |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 10,000 ( 5.7)   | 10,000 ( 5.6)   | —       |
| 運 輸 ・ 通 信 業   | — ( —)          | — ( —)          | —       |
| 卸売・小売業・飲食業    | 7,827 ( 4.4)    | 9,605 ( 5.4)    | 1,778   |
| 金 融 ・ 保 険 業   | 36,743 ( 20.8)  | 36,951 ( 20.8)  | 207     |
| 不 動 産 業       | 1,044 ( 0.6)    | 2,050 ( 1.2)    | 1,005   |
| サ ー ビ ス 業     | 30,822 ( 17.5)  | 31,197 ( 17.5)  | 375     |
| 地 方 公 共 団 体   | 87,185 ( 49.4)  | 84,229 ( 47.3)  | △ 2,956 |
| そ の 他         | 1,305 ( 0.7)    | 1,213 ( 0.7)    | △ 91    |
| 合 計           | 176,596 (100.0) | 177,944 (100.0) | 1,347   |

(注) ( ) 内は構成比です。

## ■主要な農業関係の貸出金残高

### ①営農類型別

(単位：百万円)

| 種 類           | 令和5年度  | 令和6年度  | 増 減   |
|---------------|--------|--------|-------|
| 農 業           | 431    | 710    | 278   |
| 穀 作           | 167    | 234    | 66    |
| 野 菜 ・ 園 芸     | 41     | 39     | △ 2   |
| 果 樹 ・ 樹 園 農 業 | —      | —      | —     |
| 工 芸 作 物       | —      | —      | —     |
| 養豚・肉牛・酪農      | 167    | 386    | 219   |
| 養 鶏 ・ 養 卵     | —      | —      | —     |
| 養 蚕           | —      | —      | —     |
| そ の 他 農 業     | 54     | 49     | △ 4   |
| 農 業 関 連 団 体 等 | 19,097 | 22,203 | 3,105 |
| 合 計           | 19,529 | 22,913 | 3,383 |

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。なお、上記の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

### ②資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

| 種 類           | 令和5年度  | 令和6年度  | 増 減   |
|---------------|--------|--------|-------|
| プ ロ パ ー 資 金   | 19,346 | 22,730 | 3,384 |
| 農 業 制 度 資 金   | 183    | 182    | △ 0   |
| 農 業 近 代 化 資 金 | 32     | 31     | △ 0   |
| そ の 他 制 度 資 金 | 151    | 151    | —     |
| 合 計           | 19,529 | 22,913 | 3,383 |

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

| 種 類             | 令和5年度 | 令和6年度 | 増 減 |
|-----------------|-------|-------|-----|
| 日 本 政 策 金 融 公 庫 | 2,702 | 2,808 | 105 |
| 合 計             | 2,702 | 2,808 | 105 |

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

## ■農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

| 自己査定債務者区分 |                             | 債 権 区 分         |         | 債権額     | 保 全 額 |     |     |     |
|-----------|-----------------------------|-----------------|---------|---------|-------|-----|-----|-----|
|           |                             |                 |         |         | 担 保   | 保 証 | 引 当 | 合 計 |
| 破 綻 先     | 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(ア)        | 令和6年度           | 230     | —       | —     | —   | 230 | 230 |
| 実 質 破 綻 先 |                             | 令和5年度           | 348     | 3       | —     | —   | 344 | 348 |
| 破 綻 懸 念 先 | 危 険 債 権 (イ)                 | 令和6年度           | —       | —       | —     | —   | —   | —   |
|           |                             | 令和5年度           | —       | —       | —     | —   | —   | —   |
| 要 注 意 先   | 要管理先                        | 要 管 理 債 権 (ウ)   | 令和6年度   | —       | —     | —   | —   | —   |
|           |                             |                 | 令和5年度   | 0       | —     | 0   | —   | 0   |
|           |                             | 三 月 以 上 延 滞 債 権 | 令和6年度   | —       | —     | —   | —   | —   |
|           |                             |                 | 令和5年度   | —       | —     | —   | —   | —   |
|           | その他注意先                      | 貸 出 条 件 緩 和 債 権 | 令和6年度   | —       | —     | —   | —   | —   |
|           |                             |                 | 令和5年度   | 0       | —     | 0   | —   | 0   |
|           |                             | 正 常 債 権 (エ)     | 令和6年度   | 178,313 |       |     |     |     |
|           |                             |                 | 令和5年度   | 176,803 |       |     |     |     |
| 正 常 先     | 開 示 債 権 合 計 (ア) + (イ) + (ウ) | 令和6年度           | 230     | —       | —     | —   | 230 | 230 |
|           |                             | 令和5年度           | 348     | 3       | 0     | —   | 344 | 348 |
|           | 総 与 信 額 (ア)+(イ)+(ウ)+(エ)     | 令和6年度           | 178,543 |         |       |     |     |     |
|           |                             | 令和5年度           | 177,151 |         |       |     |     |     |

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権  
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権  
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権  
農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権  
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権  
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権  
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1. 2. 4. 5. に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

## ■元本補填契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

## ■貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

| 区 分     | 令 和 5 年 度 |       |       |     |      | 令 和 6 年 度 |       |       |     |      |
|---------|-----------|-------|-------|-----|------|-----------|-------|-------|-----|------|
|         | 期首残高      | 期中増加額 | 期中減少額 |     | 期末残高 | 期首残高      | 期中増加額 | 期中減少額 |     | 期末残高 |
|         |           |       | 目的使用  | その他 |      |           |       | 目的使用  | その他 |      |
| 一般貸倒引当金 | 166       | 171   |       | 166 | 171  | 171       | 179   |       | 171 | 179  |
| 個別貸倒引当金 | 354       | 344   | —     | 354 | 344  | 344       | 230   | 111   | 233 | 230  |
| 合 計     | 520       | 515   | —     | 520 | 515  | 515       | 409   | 111   | 404 | 409  |

## ■貸出金償却の額

(単位：百万円)

| 項 目         | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------|-------|-------|
| 貸 出 金 償 却 額 | —     | 111   |

## 有価証券に関する指標

### ■種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

|       | 令和5年度   | 令和6年度   | 増減      |
|-------|---------|---------|---------|
| 国債    | 119,632 | 135,915 | 16,283  |
| 地方債   | 28,047  | 25,269  | △ 2,777 |
| 政府保証債 | 240     | 839     | 599     |
| 金融債   | —       | 398     | 398     |
| 社債    | 71,646  | 75,028  | 3,382   |
| 外国証券  | 907     | 80      | △ 826   |
| 株式    | 2,666   | 2,206   | △ 459   |
| 受益証券  | 6,137   | 5,868   | △ 269   |
| 投資証券  | 124     | 124     | △ 0     |
| 合計    | 229,402 | 245,732 | 16,329  |

### ■商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

### ■有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

| 種類    | 令和5年度  |             |             |             |              |         |                | 合計      |
|-------|--------|-------------|-------------|-------------|--------------|---------|----------------|---------|
|       | 1年以下   | 1年超<br>3年以下 | 3年超<br>5年以下 | 5年超<br>7年以下 | 7年超<br>10年以下 | 10年超    | 期間の定め<br>のないもの |         |
| 国債    | —      | —           | —           | —           | 15,805       | 104,083 | —              | 119,888 |
| 地方債   | 6,312  | 5,022       | 699         | 203         | 7,598        | 4,571   | —              | 24,407  |
| 政府保証債 | —      | —           | —           | —           | —            | —       | —              | —       |
| 金融債   | —      | —           | —           | —           | —            | —       | —              | —       |
| 社債    | 10,415 | 8,906       | 20,931      | 5,038       | 13,152       | 14,766  | —              | 73,210  |
| 外国証券  | —      | 499         | —           | —           | —            | —       | —              | 499     |
| 株式    | —      | —           | —           | —           | —            | —       | 3,630          | 3,630   |
| 受益証券  | —      | 1,147       | 1,455       | 210         | 232          | 306     | 2,875          | 6,227   |
| 投資証券  | —      | —           | —           | —           | —            | —       | 110            | 110     |
| 合計    | 16,728 | 15,576      | 23,086      | 5,451       | 36,788       | 123,726 | 6,616          | 227,974 |

| 種類    | 令和6年度  |             |             |             |              |         |                | 合計      |
|-------|--------|-------------|-------------|-------------|--------------|---------|----------------|---------|
|       | 1年以下   | 1年超<br>3年以下 | 3年超<br>5年以下 | 5年超<br>7年以下 | 7年超<br>10年以下 | 10年超    | 期間の定め<br>のないもの |         |
| 国債    | —      | —           | 981         | —           | 21,849       | 94,111  | —              | 116,942 |
| 地方債   | 4,996  | 196         | 1,000       | 194         | 13,496       | 4,140   | —              | 24,025  |
| 政府保証債 | —      | 995         | —           | —           | —            | —       | —              | 995     |
| 金融債   | —      | —           | 489         | —           | —            | —       | —              | 489     |
| 社債    | 7,389  | 14,216      | 16,270      | 5,425       | 13,237       | 13,348  | —              | 69,886  |
| 外国証券  | —      | —           | —           | —           | —            | —       | —              | —       |
| 株式    | —      | —           | —           | —           | —            | —       | 2,995          | 2,995   |
| 受益証券  | —      | 2,037       | 671         | —           | 390          | 195     | 2,927          | 6,223   |
| 投資証券  | —      | —           | —           | —           | —            | —       | 107            | 107     |
| 合計    | 12,385 | 17,444      | 19,413      | 5,619       | 48,973       | 111,796 | 6,031          | 221,664 |

### ■有価証券の時価情報

#### ① 売買目的有価証券

売買目的有価証券はありません。

② 満期保有目的の有価証券

(単位：百万円)

|                    | 種 類   | 令 和 5 年 度 |        |       | 令 和 6 年 度 |        |         |
|--------------------|-------|-----------|--------|-------|-----------|--------|---------|
|                    |       | 貸借対照表計上額  | 時 価    | 差 額   | 貸借対照表計上額  | 時 価    | 差 額     |
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの  | 地 方 債 | 4,999     | 5,022  | 22    | —         | —      | —       |
|                    | 社 債   | 1,300     | 1,306  | 6     | —         | —      | —       |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 地 方 債 | 3,000     | 2,981  | △ 18  | 11,499    | 10,917 | △ 582   |
|                    | 社 債   | 18,000    | 17,283 | △ 716 | 19,700    | 18,183 | △ 1,516 |
| 合 計                |       | 27,299    | 26,593 | △ 706 | 31,199    | 29,101 | △ 2,098 |

③ その他有価証券

(単位：百万円)

|                      | 種 類   | 令 和 5 年 度 |         |          | 令 和 6 年 度 |         |          |
|----------------------|-------|-----------|---------|----------|-----------|---------|----------|
|                      |       | 貸借対照表計上額  | 取得原価    | 差 額      | 貸借対照表計上額  | 取得原価    | 差 額      |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  | 株 式   | 3,214     | 1,927   | 1,287    | 2,440     | 1,468   | 971      |
|                      | 債 券   |           |         |          |           |         |          |
|                      | 国 債   | 18,699    | 17,610  | 1,088    | 10,227    | 10,040  | 186      |
|                      | 地 方 債 | 11,537    | 11,499  | 38       | 1,500     | 1,499   | 0        |
|                      | 社 債   | 18,056    | 18,000  | 56       | 500       | 499     | 0        |
|                      | そ の 他 | 4,210     | 3,534   | 675      | 3,750     | 3,310   | 439      |
|                      | 小 計   | 55,717    | 52,571  | 3,146    | 18,417    | 16,818  | 1,598    |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株 式   | 416       | 465     | △ 49     | 555       | 642     | △ 87     |
|                      | 債 券   |           |         |          |           |         |          |
|                      | 国 債   | 101,189   | 111,143 | △ 9,953  | 106,715   | 126,141 | △ 19,426 |
|                      | 地 方 債 | 4,869     | 5,499   | △ 630    | 11,025    | 12,199  | △ 1,174  |
|                      | 社 債   | 35,853    | 36,682  | △ 828    | 49,686    | 51,784  | △ 2,098  |
|                      | そ の 他 | 499       | 500     | △ 0      | 1,484     | 1,498   | △ 14     |
|                      | そ の 他 | 2,127     | 2,336   | △ 208    | 2,580     | 2,837   | △ 256    |
|                      | 小 計   | 144,956   | 156,627 | △ 11,670 | 172,047   | 195,104 | △ 23,057 |
| 合 計                  |       | 200,674   | 209,198 | △ 8,524  | 190,464   | 211,923 | △ 21,458 |

■ 金銭の信託の時価情報

① 運用目的の金銭の信託

|            | 令 和 5 年 度 |                | 令 和 6 年 度 |                |
|------------|-----------|----------------|-----------|----------------|
|            | 貸借対照表計上額  | 当年度の損益に含まれた評価額 | 貸借対照表計上額  | 当年度の損益に含まれた評価額 |
| 運用目的の金銭の信託 | 800       | 16             | 598       | △ 29           |

② 満期保有目的の金銭の信託

満期保有目的の金銭の信託はありません。

③ その他の金銭の信託

|           | 令 和 5 年 度 |      |     |                       |                        | 令 和 6 年 度 |      |     |                       |                        |
|-----------|-----------|------|-----|-----------------------|------------------------|-----------|------|-----|-----------------------|------------------------|
|           | 貸借対照表計上額  | 取得原価 | 差 額 | うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 貸借対照表計上額  | 取得原価 | 差 額 | うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの |
| その他の金銭の信託 | —         | —    | —   | —                     | —                      | 75        | 75   | —   | —                     | —                      |

■デリバティブ取引等（デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引）

- ① 金利関連取引  
該当する取引はありません。
- ② 通貨関連取引  
該当する取引はありません。
- ③ 株式関連取引  
該当する取引はありません。
- ④ 債券関連取引  
該当する取引はありません。

# リスク管理態勢と自己資本の充実の状況

## 1. 自己資本の状況

### (1) 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年3月末における自己資本比率は、16.71%となりました。

### (2) 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は、会員からの普通出資金のほか、後配出資金により調達しています。

#### 普通出資金

| 項 目               | 内 容                     |
|-------------------|-------------------------|
| 発行主体              | 石川県信用農業協同組合連合会          |
| 資本調達手段の種類         | 普通出資金                   |
| コア資本に係る基礎項目に算入した額 | 17,468百万円（前年度17,468百万円） |

#### 後配出資金

| 項 目               | 内 容                     |
|-------------------|-------------------------|
| 発行主体              | 石川県信用農業協同組合連合会          |
| 資本調達手段の種類         | 後配出資金                   |
| コア資本に係る基礎項目に算入した額 | 15,579百万円（前年度15,579百万円） |

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

## (3) 自己資本の構成

(単位：百万円)

| 項 目                                                        | 令和5年度  | 令和6年度  |
|------------------------------------------------------------|--------|--------|
| コア資本に係る基礎項目                                                |        |        |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額                                  | 61,140 | 62,165 |
| うち、出資金及び資本準備金の額                                            | 33,047 | 33,047 |
| うち、再評価積立金の額                                                | 0      | 0      |
| うち、利益剰余金の額                                                 | 29,184 | 29,116 |
| うち、外部流出予定額（△）                                              | 1,092  | －      |
| うち、上記以外に該当するものの額                                           | －      | －      |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額                                 | 1,785  | 1,808  |
| うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額                                 | 1,785  | 1,808  |
| うち、適格引当金コア資本算入額                                            | －      | －      |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | －      | －      |
| コア資本に係る基礎項目の額（イ）                                           | 62,926 | 63,973 |
| コア資本に係る調整項目                                                |        |        |
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額                    | 29     | 33     |
| うち、のれんに係るものの額                                              | －      | －      |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額                          | 29     | 33     |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額                                    | －      | －      |
| 適格引当金不足額                                                   | －      | －      |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額                                     | －      | －      |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額                         | －      | －      |
| 前払年金費用の額                                                   | －      | －      |
| 自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額                             | －      | －      |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額                               | －      | －      |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額                                        | －      | －      |
| 特定項目に係る10パーセント基準超過額                                        | －      | －      |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額                        | －      | －      |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額                      | －      | －      |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額                          | －      | －      |
| 特定項目に係る15パーセント基準超過額                                        | －      | －      |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額                        | －      | －      |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額                      | －      | －      |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額                          | －      | －      |
| コア資本に係る調整項目の額（ロ）                                           | 29     | 33     |
| 自己資本                                                       |        |        |
| 自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）                                         | 62,897 | 63,939 |

|                                                                                           |         |         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|
| リスク・アセット等                                                                                 |         |         |
| 信用リスク・アセットの額の合計額                                                                          | 371,451 | 377,967 |
| 資産（オン・バランス）項目                                                                             | 366,106 | 371,899 |
| うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△） |         | —       |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額                                                           | —       |         |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー                                                                      | —       |         |
| うち、上記以外に該当するものの額                                                                          | —       |         |
| オフ・バランス項目                                                                                 | 5,344   | 6,068   |
| CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額                                                                   | —       | —       |
| 中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額                                                           | —       | —       |
| マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額                                                            |         | —       |
| 勘定間の振替分                                                                                   |         | —       |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額                                                         | 4,625   | 4,521   |
| 信用リスク・アセット調整額                                                                             | —       |         |
| 資本フロア調整額                                                                                  |         | —       |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額                                                                        | —       |         |
| リスク・アセット等の額の合計額（二）                                                                        | 376,077 | 382,489 |
| 自己資本比率                                                                                    |         |         |
| 自己資本比率（（ハ）／（二））                                                                           | 16.72%  | 16.71%  |

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。  
 なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、2024年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

#### (4) 自己資本の充実度に関する事項

##### 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

|                                                                         |                               | 令和5年度             |           |         |     |  |  |
|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|-------------------|-----------|---------|-----|--|--|
|                                                                         |                               | エクスポージャーの<br>期末残高 | リスク・アセット額 | 所要自己資本額 |     |  |  |
|                                                                         |                               |                   | a         | b=a×4%  |     |  |  |
| 現金                                                                      | 現金                            | 1,068             | —         | —       |     |  |  |
|                                                                         | 我が国の中央政府及び中央銀行向け              | 128,892           | —         | —       |     |  |  |
|                                                                         | 我が国の地方公共団体向け                  | 112,329           | —         | —       |     |  |  |
|                                                                         | 地方公共団体金融機構向け                  | 4,900             | 490       | 19      |     |  |  |
|                                                                         | 我が国の政府関係機関向け                  | 25,205            | 2,520     | 100     |     |  |  |
|                                                                         | 地方三公社向け                       | 400               | 0         | 0       |     |  |  |
|                                                                         | 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け           | 671,685           | 134,337   | 5,373   |     |  |  |
|                                                                         | 法人等向け                         | 109,190           | 64,930    | 2,597   |     |  |  |
|                                                                         | 中小企業等向け及び個人向け                 | 99                | 70        | 2       |     |  |  |
|                                                                         | 抵当権付住宅ローン                     | 502               | 175       | 7       |     |  |  |
|                                                                         | 不動産取得等事業向け                    | 516               | 497       | 19      |     |  |  |
|                                                                         | 三月以上延滞等                       | 348               | 1         | 0       |     |  |  |
|                                                                         | 取立未済手形                        | 18                | 3         | 0       |     |  |  |
|                                                                         | 信用保証協会等による保証付                 | 676               | 67        | 2       |     |  |  |
|                                                                         | 出資等                           | 出資等               | 3,093     | 3,093   | 123 |  |  |
| (うち出資等のエクスポージャー)                                                        |                               | 3,093             | 3,093     | 123     |     |  |  |
| 上記以外                                                                    |                               | 64,941            | 160,576   | 6,423   |     |  |  |
| (うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー) |                               | 6,517             | 16,292    | 651     |     |  |  |
| (うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)                                          |                               | 56,721            | 141,804   | 5,672   |     |  |  |
| (うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)                                     |                               | 521               | 1,303     | 52      |     |  |  |
| (うち上記以外のエクスポージャー)                                                       |                               | 1,181             | 1,175     | 47      |     |  |  |
| 証券化                                                                     |                               | 5,839             | 1,166     | 46      |     |  |  |
| (うち非STC要件適用分)                                                           |                               | 5,839             | 1,166     | 46      |     |  |  |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー                                            |                               | 6,670             | 3,520     | 140     |     |  |  |
| 標準的手法を適用するエクスポージャー別計                                                    | (うちルックスルー方式)                  | 6,670             | 3,520     | 140     |     |  |  |
|                                                                         | 標準的手法を適用するエクスポージャー別計          | 1,136,381         | 371,451   | 14,858  |     |  |  |
| 合計(信用リスク・アセットの額)                                                        |                               | 1,136,381         | 371,451   | 14,858  |     |  |  |
| オペレーショナル・リスク<br>に対する所要自己資本の額<br><基礎的手法>                                 | オペレーショナル・リスク<br>相当額を8%で除して得た額 |                   |           | 所要自己資本額 |     |  |  |
|                                                                         | c                             |                   |           | d=c×4%  |     |  |  |
|                                                                         |                               |                   | 4,625     | 185     |     |  |  |
| 所要自己資本額                                                                 | リスク・アセット等(分母)計                |                   |           | 所要自己資本額 |     |  |  |
|                                                                         | e=a+c                         |                   |           | f=e×4%  |     |  |  |
|                                                                         |                               |                   | 376,077   | 15,043  |     |  |  |

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
7. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。  
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>  

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

|                                                                                 |  | 令和6年度                         |           |         |
|---------------------------------------------------------------------------------|--|-------------------------------|-----------|---------|
|                                                                                 |  | エクスポージャーの<br>期末残高             | リスク・アセット額 | 所要自己資本額 |
|                                                                                 |  |                               | a         | b=a×4%  |
| 現金                                                                              |  | 1,218                         | —         | —       |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け                                                                |  | 136,324                       | —         | —       |
| 我が国の地方公共団体向け                                                                    |  | 109,792                       | —         | —       |
| 地方公共団体金融機構向け                                                                    |  | 700                           | 70        | 2       |
| 我が国の政府関係機関向け                                                                    |  | 22,705                        | 2,170     | 86      |
| 地方三公社向け                                                                         |  | 400                           | 0         | 0       |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者及び保険会社向け                                                       |  | 647,308                       | 133,937   | 5,357   |
| （うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）                                                         |  | 1,101                         | 270       | 10      |
| 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）                                                             |  | 123,617                       | 68,428    | 2,737   |
| 中堅中小企業等向け及び個人向け                                                                 |  | 3,187                         | 2,725     | 109     |
| （うちトラザクター向け）                                                                    |  | 0                             | 0         | 0       |
| 不動産関連向け                                                                         |  | 545                           | 365       | 14      |
| （うち自己居住用不動産等向け）                                                                 |  | 76                            | 25        | 1       |
| （うち賃貸用不動産向け）                                                                    |  | 468                           | 339       | 13      |
| 劣後債券及びその他資本性証券等                                                                 |  | 601                           | 601       | 24      |
| 延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）                                                         |  | 230                           | 0         | 0       |
| 取立未済手形                                                                          |  | 11                            | 2         | 0       |
| 信用保証協会等による保証付                                                                   |  | 970                           | 96        | 3       |
| 株式等                                                                             |  | 3,112                         | 3,112     | 124     |
| 上記以外                                                                            |  | 64,218                        | 160,422   | 6,416   |
| （うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及び<br>その他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエク<br>スポージャー） |  | 4,214                         | 10,535    | 421     |
| （うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）                                                  |  | 59,321                        | 148,303   | 5,932   |
| （うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポー<br>ジャー）                                         |  | 600                           | 1,501     | 60      |
| （うち上記以外のエクスポージャー）                                                               |  | 82                            | 82        | 3       |
| 証券化                                                                             |  | 8,419                         | 1,676     | 67      |
| （うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）                                                           |  | 8,419                         | 1,676     | 67      |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー                                                    |  | 7,304                         | 4,357     | 174     |
| （うちルックスルー方式）                                                                    |  | 7,304                         | 4,357     | 174     |
| 標準的手法を適用するエクスポージャー計                                                             |  | 1,130,658                     | 377,967   | 15,118  |
| 合計（信用リスク・アセットの額）                                                                |  | 1,130,658                     | 377,967   | 15,118  |
| マーケット・リスクに対する所要自己資本の額<br>＜簡易方式又は標準的方式＞                                          |  | マーケット・リスク<br>相当額を8%で除して得た額    |           | 所要自己資本額 |
|                                                                                 |  | c                             |           | d=c×4%  |
|                                                                                 |  | —                             |           | —       |
| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<br>＜標準的計測手法＞                                           |  | オペレーショナル・リスク<br>相当額を8%で除して得た額 |           | 所要自己資本額 |
|                                                                                 |  | c                             |           | d=c×4%  |
|                                                                                 |  | 4,521                         |           | 180     |
| 所要自己資本額                                                                         |  | リスク・アセット等（分母）計                |           | 所要自己資本額 |
|                                                                                 |  | e=a+c                         |           | f=e×4%  |
|                                                                                 |  | 382,489                       |           | 15,299  |

## オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

|                               | 令和6年度 |
|-------------------------------|-------|
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | 4,521 |
| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額      | 180   |
| B I                           | 3,014 |
| B I C                         | 361   |

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法施行規則に規定する「破産更生債権およびこれび準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
  - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
  - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接精算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
6. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

## 2. 信用リスクに関する事項

### (1) 信用リスク・アセット額の算出手法等について

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

- ①リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

| 適 格 格 付 機 関                             |
|-----------------------------------------|
| 株式会社格付投資情報センター (R & I)                  |
| 株式会社日本格付研究所 (J C R)                     |
| ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y ' s) |
| S & P グローバル・レーティング (S & P)              |
| フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h)            |

- ②リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

| エ ク ス ポ ー ジ ャ ー           | 適 格 格 付 機 関                       | カントリー・リスク・スコア |
|---------------------------|-----------------------------------|---------------|
| 中央政府及び中央銀行                |                                   | 日 本 貿 易 険 保   |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー |                                   | 日 本 貿 易 険 保   |
| 国際開発銀行向けエクスポージャー          | R & I, Moody's, JCR, S & P, Fitch |               |
| 金融機関向けエクスポージャー            | R & I, Moody's, JCR, S & P, Fitch |               |
| 法人等向けエクスポージャー             | R & I, Moody's, JCR, S & P, Fitch |               |

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

## (2) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び

## 延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

|            |                | 令和5年度                |         |         |            |                | 令和6年度                |         |         |            |                |
|------------|----------------|----------------------|---------|---------|------------|----------------|----------------------|---------|---------|------------|----------------|
|            |                | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等  | うち債券    | うち店頭デリバティブ | 三月以上延滞エクスポージャー | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等  | うち債券    | うち店頭デリバティブ | 三月以上延滞エクスポージャー |
| 国          | 内              | 1,123,369            | 186,423 | 227,986 | —          | 348            | 1,114,935            | 190,399 | 253,137 | —          | 230            |
| 国          | 外              | 501                  | —       | 501     | —          | —              | —                    | —       | —       | —          | —              |
| 地域別残高計     |                | 1,123,870            | 186,423 | 228,487 | —          | 348            | 1,114,935            | 190,399 | 235,137 | —          | 230            |
| 法人         | 農業             | 674                  | 674     | —       | —          | —              | 1,282                | 1,282   | —       | —          | —              |
|            | 林業             | —                    | —       | —       | —          | —              | —                    | —       | —       | —          | —              |
|            | 水産業            | —                    | —       | —       | —          | —              | —                    | —       | —       | —          | —              |
|            | 製造業            | 22,856               | 4,053   | 15,418  | —          | —              | 23,425               | 4,552   | 16,719  | —          | —              |
|            | 鉱業             | —                    | —       | —       | —          | —              | —                    | —       | —       | —          | —              |
|            | 建設・不動産業        | 13,889               | 4,476   | 9,307   | —          | —              | 19,088               | 10,534  | 7,705   | —          | —              |
|            | 電気・ガス・熱供給・水道業  | 24,999               | 11,013  | 13,723  | —          | —              | 27,849               | 11,012  | 16,836  | —          | —              |
|            | 運輸・通信業         | 10,604               | 2,781   | 6,892   | —          | —              | 10,009               | 890     | 7,194   | —          | —              |
|            | 金融・保険業         | 758,658              | 31,352  | 26,133  | —          | —              | 735,562              | 32,544  | 21,530  | —          | —              |
|            | 卸売・小売・飲食・サービス業 | 46,346               | 43,340  | 2,702   | —          | 348            | 47,315               | 43,892  | 3,202   | —          | 230            |
|            | 日本国政府・地方公共団体   | 241,261              | 87,350  | 153,910 | —          | —              | 245,953              | 84,405  | 161,547 | —          | —              |
|            | 上記以外           | 962                  | —       | 400     | —          | —              | 1,262                | —       | 400     | —          | —              |
| 個人         |                | 1,380                | 1,380   | —       | —          | 0              | 1,284                | 1,284   | —       | —          | —              |
| その他        |                | 2,236                | —       | —       | —          | —              | 1,901                | —       | —       | —          | —              |
| 業種別残高計     |                | 1,123,870            | 186,423 | 228,487 | —          | 348            | 1,114,935            | 190,399 | 235,137 | —          | 230            |
| 1年以下       |                | 719,076              | 47,145  | 16,709  | —          |                | 660,410              | 34,471  | 12,406  | —          |                |
| 1年超3年以下    |                | 46,061               | 30,398  | 14,409  | —          |                | 70,548               | 42,720  | 15,612  | —          |                |
| 3年超5年以下    |                | 46,757               | 25,034  | 21,722  | —          |                | 60,568               | 40,951  | 19,126  | —          |                |
| 5年超7年以下    |                | 25,930               | 20,624  | 5,306   | —          |                | 31,447               | 25,539  | 5,907   | —          |                |
| 7年超10年以下   |                | 84,125               | 47,162  | 35,962  | —          |                | 90,151               | 37,835  | 49,309  | —          |                |
| 10年超       |                | 150,081              | 15,704  | 134,376 | —          |                | 139,740              | 6,962   | 132,777 | —          |                |
| 期限の定めのないもの |                | 51,838               | 353     | —       | —          |                | 62,069               | 1,918   | —       | —          |                |
| 残存期間別残高計   |                | 1,123,870            | 186,423 | 228,487 | —          |                | 1,114,935            | 190,399 | 235,137 | —          |                |

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。

4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機関の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

(3) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

|         | 令和5年度 |       |       |     |      | 令和6年度 |       |       |     |      |
|---------|-------|-------|-------|-----|------|-------|-------|-------|-----|------|
|         | 期首残高  | 期中増加額 | 期中減少額 |     | 期末残高 | 期首残高  | 期中増加額 | 期中減少額 |     | 期末残高 |
|         |       |       | 目的使用  | その他 |      |       |       | 目的使用  | その他 |      |
| 一般貸倒引当金 | 166   | 171   |       | 166 | 171  | 171   | 179   |       | 171 | 179  |
| 個別貸倒引当金 | 354   | 344   | —     | 354 | 344  | 344   | 230   | 111   | 233 | 230  |

b. 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

（単位：百万円）

|    |                | 令和５年度   |       |       |     |      |           | 令和６年度   |       |       |     |      |           |
|----|----------------|---------|-------|-------|-----|------|-----------|---------|-------|-------|-----|------|-----------|
|    |                | 個別貸倒引当金 |       |       |     |      | 貸出金<br>償却 | 個別貸倒引当金 |       |       |     |      | 貸出金<br>償却 |
|    |                | 期首残高    | 期中増加額 | 期中減少額 |     | 期末残高 |           | 期首残高    | 期中増加額 | 期中減少額 |     | 期末残高 |           |
|    |                |         |       | 目的使用  | その他 |      |           |         |       | 目的使用  | その他 |      |           |
| 法人 | 農 業            | —       | —     | —     | —   | —    | —         | —       | —     | —     | —   | —    | —         |
|    | 林 業            | —       | —     | —     | —   | —    | —         | —       | —     | —     | —   | —    | —         |
|    | 水 産 業          | —       | —     | —     | —   | —    | —         | —       | —     | —     | —   | —    | —         |
|    | 製 造 業          | —       | —     | —     | —   | —    | —         | —       | —     | —     | —   | —    | —         |
|    | 鉱 業            | —       | —     | —     | —   | —    | —         | —       | —     | —     | —   | —    | —         |
|    | 建設・不動産業        | —       | —     | —     | —   | —    | —         | —       | —     | —     | —   | —    | —         |
|    | 電気・ガス・熱供給・水道業  | —       | —     | —     | —   | —    | —         | —       | —     | —     | —   | —    | —         |
|    | 運輸・通信業         | —       | —     | —     | —   | —    | —         | —       | —     | —     | —   | —    | —         |
|    | 金融・保険業         | —       | —     | —     | —   | —    | —         | —       | —     | —     | —   | —    | —         |
|    | 卸売・小売・飲食・サービス業 | 354     | 344   | —     | 354 | 344  | —         | 344     | 230   | 111   | 233 | 230  | —         |
| 個人 | 日本国政府・地方公共団体   | —       | —     | —     | —   | —    | —         | —       | —     | —     | —   | —    | —         |
|    | 上 記 以 外        | —       | —     | —     | —   | —    | —         | —       | —     | —     | —   | —    | —         |
|    | 業 種 別 計        | 354     | 344   | —     | 354 | 344  | —         | 344     | 230   | 111   | 233 | 230  | —         |

- (注) 1. 当会では、一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。  
2. 当会では、貸倒引当金の引当対象となる国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

## (4) 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

|                                                                         | 令和6年度        |                  |             |                  |             |              |                    |
|-------------------------------------------------------------------------|--------------|------------------|-------------|------------------|-------------|--------------|--------------------|
|                                                                         | リスク・ウェイト (%) | CCF・信用リスク削減効果適用前 |             | CCF・信用リスク削減効果適用後 |             |              | リスク・ウェイトの加重平均値 (%) |
|                                                                         |              | オン・バランス資産項目      | オフ・バランス資産項目 | オン・バランス資産項目      | オフ・バランス資産項目 | 信用リスク・アセットの額 |                    |
|                                                                         | —            | A                | B           | C                | D           | E            | F(=E/(C+D))        |
| 現金                                                                      | 0            | 1,218            | —           | 1,218            | —           | —            | —                  |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け                                                        | 0            | 136,324          | —           | 136,324          | —           | —            | —                  |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け                                                         | 0～150        | —                | —           | —                | —           | —            | —                  |
| 国際決済銀行等向け                                                               | 0            | —                | —           | —                | —           | —            | —                  |
| 我が国の地方公共団体向け                                                            | 0            | 109,792          | —           | 109,792          | —           | —            | —                  |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け                                                       | 20～150       | —                | —           | —                | —           | —            | —                  |
| 国際開発銀行向け                                                                | 0～150        | —                | —           | —                | —           | —            | —                  |
| 地方公共団体金融機構向け                                                            | 10～20        | 700              | —           | 700              | —           | 70           | 0                  |
| 我が国の政府関係機関向け                                                            | 10～20        | 22,705           | —           | 22,705           | —           | 2,170        | 0                  |
| 地方三公社向け                                                                 | 20           | 400              | —           | 400              | —           | 0            | —                  |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け                                                | 20～150       | 647,694          | 15,113      | 647,694          | 1,613       | 134,337      | 0                  |
| (うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)                                                 | 20～150       | 1,101            | —           | 1,101            | —           | 270          | 0                  |
| カバード・ボンド向け                                                              | 10～100       | —                | —           | —                | —           | —            | —                  |
| 法人等向け(特定貸付債権向けを含む)                                                      | 20～150       | 104,923          | 19,500      | 104,900          | 18,694      | 68,428       | 0                  |
| (うち特定貸付債権向け)                                                            | 20～150       | —                | —           | —                | —           | —            | —                  |
| 中堅中小企業等向け及び個人向け                                                         | 45～100       | 2,770            | 1,126       | 2,761            | 407         | 2,725        | 0                  |
| (うちトランザクター向け)                                                           | 45           | —                | 0           | —                | 0           | 0            | 0                  |
| 不動産関連向け                                                                 | 20～150       | 545              | —           | 537              | —           | 365          | 0                  |
| (うち自己居住用不動産等向け)                                                         | 20～75        | 76               | —           | 76               | —           | 25           | 0                  |
| (うち賃貸用不動産向け)                                                            | 30～150       | 468              | —           | 461              | —           | 339          | 0                  |
| (うち事業用不動産関連向け)                                                          | 70～150       | —                | —           | —                | —           | —            | —                  |
| (うちその他不動産関連向け)                                                          | 60           | —                | —           | —                | —           | —            | —                  |
| (うちADC向け)                                                               | 100～150      | —                | —           | —                | —           | —            | —                  |
| 劣後債券及びその他資本性証券等                                                         | 150          | 601              | —           | 601              | —           | 601          | 0                  |
| 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)                                                  | 50～150       | —                | —           | —                | —           | —            | —                  |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞                                                | 100          | —                | —           | —                | —           | —            | —                  |
| 取立未済手形                                                                  | 20           | 11               | —           | 11               | —           | 2            | 0                  |
| 信用保証協会等による保証付                                                           | 0～10         | 970              | —           | 969              | —           | 96           | 0                  |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付                                                  | 10           | —                | —           | —                | —           | —            | —                  |
| 株式等                                                                     | 250～400      | 3,112            | —           | 3,112            | —           | 3,112        | 0                  |
| 上記以外                                                                    | 100～1250     | 62,218           | —           | 62,218           | —           | 155,421      | 0                  |
| (うち重要な出資のエクスポージャー)                                                      | 1250         | —                | —           | —                | —           | —            | —                  |
| (うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー) | 250～400      | 4,214            | —           | 4,214            | —           | 10,535       | 0                  |
| (うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)                                          | 250          | 57,320           | —           | 57,320           | —           | 143,302      | 0                  |
| (うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)                                     | 250          | 600              | —           | 600              | —           | 1,501        | 0                  |
| (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)    | 250          | —                | —           | —                | —           | —            | —                  |
| (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)    | 150          | —                | —           | —                | —           | —            | —                  |
| (うち上記以外のエクスポージャー)                                                       | 100          | 82               | —           | 82               | —           | 82           | 0                  |
| 証券化                                                                     | —            | 8,419            | —           | 8,419            | —           | 1,676        | 0                  |
| (うちSTC要件適用分)                                                            | —            | —                | —           | —                | —           | —            | —                  |
| (うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)                                                   | —            | 8,419            | —           | 8,419            | —           | 1,676        | 0                  |
| 再証券化                                                                    | —            | —                | —           | —                | —           | —            | —                  |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー                                            | —            | 7,304            | —           | 7,304            | —           | 4,357        | 0                  |
| 未決済取引                                                                   | —            | —                | —           | —                | —           | —            | —                  |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)         | —            | —                | —           | —                | —           | —            | —                  |
| 合計(信用リスク・アセットの額)                                                        | —            | —                | —           | —                | —           | 373,366      | —                  |

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

(5) ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後の  
エクスポージャーの額

令和6年度

(単位:百万円)

|                          | 信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後） |        |        |         |        |        |         |         |         |         |     |     |    |
|--------------------------|------------------------------------|--------|--------|---------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|-----|-----|----|
|                          | 0%                                 | 20%    | 50%    | 100%    | 150%   | その他    | 合計      |         |         |         |     |     |    |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け         | 136,324                            | —      | —      | —       | —      | —      | 136,324 |         |         |         |     |     |    |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け          | —                                  | —      | —      | —       | —      | —      | —       |         |         |         |     |     |    |
| 国 際 決 済 銀 行 等 向 け        | —                                  | —      | —      | —       | —      | —      | —       |         |         |         |     |     |    |
|                          | 0%                                 | 10%    | 20%    | 50%     | 100%   | 150%   | その他     | 合計      |         |         |     |     |    |
| 我が国の地方公共団体向け             | 109,792                            | —      | —      | —       | —      | —      | —       | 109,792 |         |         |     |     |    |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け        | —                                  | —      | —      | —       | —      | —      | —       | —       |         |         |     |     |    |
| 地方公共団体金融機構向け             | —                                  | 700    | —      | —       | —      | —      | —       | 700     |         |         |     |     |    |
| 我が国の政府関係機関向け             | 998                                | 21,706 | —      | —       | —      | —      | 0       | 22,705  |         |         |     |     |    |
| 地 方 三 公 社 向 け            | 400                                | —      | —      | —       | —      | —      | —       | 400     |         |         |     |     |    |
|                          | 0%                                 | 20%    | 30%    | 50%     | 100%   | 150%   | その他     | 合計      |         |         |     |     |    |
| 国 際 開 発 銀 行 向 け          |                                    |        |        |         |        |        |         |         |         |         |     |     |    |
|                          | 20%                                | 30%    | 40%    | 50%     | 75%    | 100%   | 150%    | その他     | 合計      |         |     |     |    |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け | 626,160                            | 1,531  | 21,613 | —       | —      | —      | —       | 2       | 649,308 |         |     |     |    |
| （うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け） | 600                                | 500    | —      | —       | —      | —      | —       | —       | 1,101   |         |     |     |    |
|                          | 10%                                | 15%    | 20%    | 25%     | 35%    | 50%    | 100%    | その他     | 合計      |         |     |     |    |
| カバード・ボンド向け               |                                    |        |        |         |        |        |         |         |         |         |     |     |    |
|                          | 20%                                | 50%    | 75%    | 80%     | 85%    | 100%   | 130%    | 150%    | その他     | 合計      |     |     |    |
| 法人等向け<br>（特定貸付債権向けを含む。）  | 37,916                             | 49,566 | 200    | —       | —      | 35,912 | —       | —       | —       | 123,595 |     |     |    |
| （うち特定貸付債権向け）             | —                                  | —      | —      | —       | —      | —      | —       | —       | —       | —       |     |     |    |
|                          | 100%                               | 150%   | 250%   | 400%    | その他    | 合計     |         |         |         |         |     |     |    |
| 劣後債権及びその他資本性証券等          | —                                  | 601    | —      | —       | —      | 601    |         |         |         |         |     |     |    |
| 株 式 等                    | —                                  | —      | 3,011  | 100     | —      | 3,112  |         |         |         |         |     |     |    |
|                          | 45%                                | 75%    | 100%   | その他     | 合計     |        |         |         |         |         |     |     |    |
| 中堅中小企業等向け及び個人向け          | 0                                  | 39     | 343    | 2,785   | 3,169  |        |         |         |         |         |     |     |    |
| （うちトランザクター向け）            | 0                                  | —      | —      | —       | 0      |        |         |         |         |         |     |     |    |
|                          | 20%                                | 25%    | 30%    | 31.25%  | 35%    | 37.50% | 40%     | 50%     | 62.50%  | 70%     | 75% | その他 | 合計 |
| 不動産関連向け<br>うち自己居住用不動産等向け | 8                                  | 9      | 20     | —       | —      | —      | —       | —       | —       | 15      | —   | 22  | 76 |
|                          | 30%                                | 35%    | 43.75% | 45%     | 56.25% | 60%    | 75%     | 93.75%  | 105%    | 150%    | その他 | 合計  |    |
| 不動産関連向け<br>うち賃貸用不動産向け    | 128                                | 3      | —      | 16      | —      | 79     | —       | —       | 232     | 0       | —   | 461 |    |
|                          | 70%                                | 90%    | 110%   | 112.50% | 150%   | その他    | 合計      |         |         |         |     |     |    |
| 不動産関連向け<br>うち事業用不動産関連向け  | —                                  | —      | —      | —       | —      | —      | —       |         |         |         |     |     |    |
|                          | 60%                                | その他    | 合計     |         |        |        |         |         |         |         |     |     |    |
| 不動産関連向け<br>うちその他不動産関連向け  | —                                  | —      | —      |         |        |        |         |         |         |         |     |     |    |
|                          | 100%                               | 150%   | その他    | 合計      |        |        |         |         |         |         |     |     |    |
| 不動産関連向け<br>うちADC向け       | —                                  | —      | —      | —       |        |        |         |         |         |         |     |     |    |
|                          | 50%                                | 100%   | 150%   | その他     | 合計     |        |         |         |         |         |     |     |    |
| 延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）   | —                                  | —      | —      | —       | —      |        |         |         |         |         |     |     |    |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 | —                                  | —      | —      | —       | —      |        |         |         |         |         |     |     |    |
|                          | 0%                                 | 10%    | 20%    | 100%    | その他    | 合計     |         |         |         |         |     |     |    |
| 現金                       | 1,218                              | —      | —      | —       | —      | 1,218  |         |         |         |         |     |     |    |
| 取立未済手形                   | —                                  | —      | 11     | —       | —      | 11     |         |         |         |         |     |     |    |
| 信用保証協会等による保証付            | —                                  | 969    | —      | —       | —      | 969    |         |         |         |         |     |     |    |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付   | —                                  | —      | —      | —       | —      | —      |         |         |         |         |     |     |    |

(注) 最終化されたパーセルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

## (6) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

|                |        | 令和5年度  |           |           |  |  |  |
|----------------|--------|--------|-----------|-----------|--|--|--|
|                |        | 格付あり   | 格付なし      | 計         |  |  |  |
| 信用リスク削減効果勘案後残高 | 0 %    | —      | 242,754   | 242,754   |  |  |  |
|                | 2 %    | —      | —         | —         |  |  |  |
|                | 4 %    | —      | —         | —         |  |  |  |
|                | 10 %   | —      | 30,781    | 30,781    |  |  |  |
|                | 20 %   | 23,815 | 631,733   | 699,548   |  |  |  |
|                | 35 %   | —      | 500       | 500       |  |  |  |
|                | 50 %   | 50,307 | 348       | 50,655    |  |  |  |
|                | 75 %   | —      | 93        | 93        |  |  |  |
|                | 100 %  | 1,301  | 38,474    | 39,776    |  |  |  |
|                | 150 %  | —      | 0         | 0         |  |  |  |
|                | 250 %  | —      | 63,760    | 63,760    |  |  |  |
|                | その他    | —      | —         | —         |  |  |  |
|                | 1250 % | —      | —         | —         |  |  |  |
|                | 合計     | 75,424 | 1,048,446 | 1,123,870 |  |  |  |

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

## (7) 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円、%)

| リスク・ウェイト区分 | 令和6年度                    |                 |               |                                               |
|------------|--------------------------|-----------------|---------------|-----------------------------------------------|
|            | CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー |                 | CCFの加重平均値 (%) | 資産の額及び<br>与信相当額の合計額<br>(CCF・信用リスク<br>削減効果適用後) |
|            | オン・バランス<br>資産項目          | オフ・バランス<br>資産項目 |               |                                               |
| 40%未満      | 923,024                  | 28,443          | 53%           | 937,946                                       |
| 40%～70%    | 66,037                   | 5,250           | 100%          | 71,292                                        |
| 75%        | 204                      | 37              | 95%           | 240                                           |
| 80%        | —                        | —               | —             | —                                             |
| 85%        | 2,436                    | 1,045           | 32%           | 2,763                                         |
| 90%～100%   | 36,121                   | 960             | 15%           | 36,256                                        |
| 105%～130%  | 232                      | —               | —             | 232                                           |
| 150%       | 601                      | —               | —             | 601                                           |
| 250%       | 3,011                    | —               | —             | 3,011                                         |
| 400%       | 100                      | —               | —             | 100                                           |
| 1250%      | —                        | —               | —             | —                                             |
| その他        | 0                        | 1               | 98%           | 1                                             |
| 合計         | 1,031,770                | 35,740          | 58%           | 1,052,446                                     |

(注) 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

### 3. 信用リスク削減手法に関する事項

#### (1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポート・ジャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポート・ジャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポート・ジャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポート・ジャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポート・ジャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

#### (2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポート・ジャーの額

(単位：百万円)

|                     | 令和5年度        |     |                  |  |  |  |
|---------------------|--------------|-----|------------------|--|--|--|
|                     | 適格金融<br>資産担保 | 保 証 | クレジット・<br>デリバティブ |  |  |  |
| 地方公共団体金融機構向け        | —            | —   | —                |  |  |  |
| 我が国の政府関係機関向け        | —            | —   | —                |  |  |  |
| 地 方 三 公 社 向 け       | —            | 400 | —                |  |  |  |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け | —            | —   | —                |  |  |  |
| 法 人 等 向 け           | 13           | —   | —                |  |  |  |
| 中小企業等向け及び個人向け       | —            | 4   | —                |  |  |  |
| 抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン   | —            | —   | —                |  |  |  |
| 不動産取得等事業向け          | —            | 22  | —                |  |  |  |
| 三 月 以 上 延 滞 等       | —            | —   | —                |  |  |  |
| 証 券 化               | —            | —   | —                |  |  |  |
| 中央清算機関関連            | —            | —   | —                |  |  |  |
| 上 記 以 外             | —            | 3   | —                |  |  |  |
| 合 計                 | 13           | 430 | —                |  |  |  |

- (注) 1. 「エクスポート・ジャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポート・ジャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポート・ジャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポート・ジャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

|                          | 令和6年度        |       |                  |
|--------------------------|--------------|-------|------------------|
|                          | 適格金融<br>資産担保 | 保 証   | クレジット・<br>デリバティブ |
| 地方公共団体金融機構向け             | —            | —     | —                |
| 我が国の政府関係機関向け             | —            | 998   | —                |
| 地方三公社向け                  | —            | 400   | —                |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け | —            | —     | —                |
| 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）      | —            | —     | —                |
| 中堅中小企業等向け及び個人向け          | 13           | 7     | —                |
| 自己居住用不動産等向け              | —            | 23    | —                |
| 賃貸用不動産向け                 | —            | —     | —                |
| 事業用不動産関連向け               | —            | —     | —                |
| 延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）   | —            | —     | —                |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 | —            | —     | —                |
| 証券化                      | —            | —     | —                |
| 中央清算機関関連                 | —            | —     | —                |
| 上記以外                     | —            | —     | —                |
| 合 計                      | 13           | 1,429 | —                |

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
  - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
  - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

## 4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

### (1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

なお、当会が実施した派生商品取引及び長期決済期間取引はありません。

### (2) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

|                | 令和5年度           | 令和6年度           |
|----------------|-----------------|-----------------|
| 与信相当額の算出に用いる方式 | カレント・エクスポージャー方式 | カレント・エクスポージャー方式 |

該当取引はありません。

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
2. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

### (3) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当取引はありません。

- (注) 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

### (4) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当取引はありません。

## 5. 証券化エクスポージャーに関する事項

### (1) リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

証券化エクスポージャーの取得においては、フロント部署が裏付資産の状況やパフォーマンス、商品に含まれるリスクの構造上の特性等の分析を行い、審査担当部署がその妥当性を確認のうえ、投資を行っています。

なお、当会においては、再証券化エクスポージャーを保有しておりません。

### (2) 体制の整備およびその運用状況の概要

証券化取引については、投資の体制、投資時のデューデリジェンス、投資後の管理等の取り扱い態勢等を「証券化案件にかかる管理要領」で規定しています。

また、全投資案件について裏付資産等のモニタリングを行い、その結果をALM委員会へ報告しています。

### (3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

該当する取引はありません。

(4) 信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

(5) 当会が証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産にかかる証券化取引

該当する取引はありません。

(6) 当会が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有している子会社等および関連法人等

該当する子会社等および関連法人等はありません。

(7) 証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

(8) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

| 適 格 格 付 機 関                             |
|-----------------------------------------|
| 株式会社格付投資情報センター (R & I)                  |
| 株式会社日本格付研究所 (J C R)                     |
| ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y ' s) |
| S & P グローバル・レーティング (S & P)              |
| フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h)            |

(9) 内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

(10) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(11) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

①保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

|        |             | 令 和 5 年 度   |              | 令 和 6 年 度   |              |
|--------|-------------|-------------|--------------|-------------|--------------|
|        |             | 証券化エクスポージャー | 再証券化エクスポージャー | 証券化エクスポージャー | 再証券化エクスポージャー |
| オンバランス | クレジットカード与信  | —           | —            | —           | —            |
|        | 住 宅 ロ ー ン   | —           | —            | —           | —            |
|        | 自 動 車 ロ ー ン | 5,103       | —            | 7,765       | —            |
|        | そ の 他       | 736         | —            | 653         | —            |
|        | 合 計         | 5,839       | —            | 8,419       | —            |
| オフバランス | クレジットカード与信  | —           | —            | —           | —            |
|        | 住 宅 ロ ー ン   | —           | —            | —           | —            |
|        | 自 動 車 ロ ー ン | —           | —            | —           | —            |
|        | そ の 他       | —           | —            | —           | —            |
|        | 合 計         | —           | —            | —           | —            |

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

②リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額

(単位：百万円)

| 令和5年度  |             |       |         |        |              |     |         |
|--------|-------------|-------|---------|--------|--------------|-----|---------|
|        | 証券化エクスポージャー |       |         |        | 再証券化エクスポージャー |     |         |
|        | リスク・ウェイト区分  | 残 高   | 所要自己資本額 |        | リスク・ウェイト区分   | 残 高 | 所要自己資本額 |
| オンバランス | 0～15%未満     | —     | —       | オンバランス | 0～100%未満     | —   | —       |
|        | 15～50%未満    | 5,389 | 46      |        | 100～250%未満   | —   | —       |
|        | 50～100%未満   | —     | —       |        | 250～400%未満   | —   | —       |
|        | 100～250%未満  | —     | —       |        | 400～1250%未満  | —   | —       |
|        | 250～400%未満  | —     | —       |        | 1250%        | —   | —       |
|        | 400～1250%未満 | —     | —       |        |              |     |         |
|        | 1250%       | —     | —       |        |              |     |         |
|        | 合計          | 5,389 | 46      |        | 合計           | —   | —       |
| オフバランス | 0～15%未満     | —     | —       | オフバランス | 0～100%未満     | —   | —       |
|        | 15～50%未満    | —     | —       |        | 100～250%未満   | —   | —       |
|        | 50～100%未満   | —     | —       |        | 250～400%未満   | —   | —       |
|        | 100～250%未満  | —     | —       |        | 400～1250%未満  | —   | —       |
|        | 250～400%未満  | —     | —       |        | 1250%        | —   | —       |
|        | 400～1250%未満 | —     | —       |        |              |     |         |
|        | 1250%       | —     | —       |        |              |     |         |
|        | 合計          | —     | —       |        | 合計           | —   | —       |

| 令和6年度  |             |       |         |        |              |     |         |
|--------|-------------|-------|---------|--------|--------------|-----|---------|
|        | 証券化エクスポージャー |       |         |        | 再証券化エクスポージャー |     |         |
|        | リスク・ウェイト区分  | 残 高   | 所要自己資本額 |        | リスク・ウェイト区分   | 残 高 | 所要自己資本額 |
| オンバランス | 0～15%未満     | —     | —       | オンバランス | 0～100%未満     | 0   | 0       |
|        | 15～50%未満    | 8,419 | 67      |        | 100～250%未満   | 0   | 0       |
|        | 50～100%未満   | —     | —       |        | 250～400%未満   | 0   | 0       |
|        | 100～250%未満  | —     | —       |        | 400～1250%未満  | 0   | 0       |
|        | 250～400%未満  | —     | —       |        | 1250%        | 0   | 0       |
|        | 400～1250%未満 | —     | —       |        |              |     |         |
|        | 1250%       | —     | —       |        |              |     |         |
|        | 合計          | 8,419 | 67      |        | 合計           | 0   | 0       |
| オフバランス | 0～15%未満     | —     | —       | オフバランス | 0～100%未満     | 0   | 0       |
|        | 15～50%未満    | —     | —       |        | 100～250%未満   | 0   | 0       |
|        | 50～100%未満   | —     | —       |        | 250～400%未満   | 0   | 0       |
|        | 100～250%未満  | —     | —       |        | 400～1250%未満  | 0   | 0       |
|        | 250～400%未満  | —     | —       |        | 1250%        | 0   | 0       |
|        | 400～1250%未満 | —     | —       |        |              |     |         |
|        | 1250%       | —     | —       |        |              |     |         |
|        | 合計          | —     | —       |        | 合計           | 0   | 0       |

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

③自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号および第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

該当する取引はありません。

④保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当する取引はありません。

## 6. CVAリスクに関する事項

CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA-CVA、完全なBA-CVA、限定的なBA-CVA又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

CVAリスク相当額は、「簡便法」により算出しておりますが、当会に該当する取引はありません。

## 7. マーケット・リスクに関する事項

当会は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としておりますが、該当する取引はありません。

## 8. オペレーショナル・リスクに関する事項

### （1）オペレーショナル・リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことで、当会では収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。

事務リスク、システムリスクなどを回避するために、各種事務要領・手続等の規程類を整備し確実な事務処理を行うとともに、定期的な自主点検・内部監査による内部管理態勢の強化に努めているほか、システム障害発生時などにおける危機管理体制ならびに業務マニュアルなどを定めた「コンティンジェンシープラン（危機管理計画）」を制定しております。

また、事故・事務ミスなどが発生した場合は、「事故等対応要領」・「利用者サポート等対応要領」に基づき、速やかな状況の把握と再発防止に取り組むとともに、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映できるよう努めております。

### （2）BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

### （3）ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

### （4）オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無 該当ありません。

### （5）オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無 該当ありません。

## 9. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

### (1) 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当会においては、これらをその他有価証券、系統及び系統外出資、子会社及び関連会社株式に区分して管理しています。

その他有価証券については、中長期的な運用目的で保有しており、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況などを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに、ALM委員会で取引方針等を決定しています。

運用部門は、運用方針及び取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジなどを行っています。運用部門が行った取引については、内部監査部門が定期的に監査を行うほか、リスク管理部門がリスク量の測定を行い、リスク管理委員会等に報告をしております。

系統出資・系統外出資並びに子会社及び関連会社株式については、出資先等の毎期の決算書類の分析のほか、定期的に連絡会議を行うなど適切な業況把握に努めています。なお、子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当会の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。

出資等又は株式等の評価等について、その他有価証券については時価評価を行ったうえで、取得原価と時価との評価差額について税効果会計適用額を考慮のうえ「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。系統及び系統外出資並びに子会社及び関連会社については取得原価を計上し、毀損の状況に応じて「外部出資等損失引当金」を設定することとしています。

また、評価等重要な会計方針の変更があれば、注記表にその旨記載することとしています。

### (2) 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

|     | 令和5年度    |        | 令和6年度    |        |
|-----|----------|--------|----------|--------|
|     | 貸借対照表計上額 | 時価評価額  | 貸借対照表計上額 | 時価評価額  |
| 上場  | 3,630    | 3,630  | 2,995    | 2,995  |
| 非上場 | 46,548   | 46,548 | 55,791   | 55,791 |
| 合計  | 50,178   | 50,178 | 58,786   | 58,786 |

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

### (3) 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：百万円)

| 令和5年度 |     |     | 令和6年度 |     |     |
|-------|-----|-----|-------|-----|-----|
| 売却益   | 売却損 | 償却額 | 売却益   | 売却損 | 償却額 |
| 284   | —   | 20  | 322   | —   | —   |

### (4) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

| 令和5年度 |     | 令和6年度 |     |
|-------|-----|-------|-----|
| 評価益   | 評価損 | 評価益   | 評価損 |
| 1,287 | 49  | 971   | 87  |

### (5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

| 令和5年度 |     | 令和6年度 |     |
|-------|-----|-------|-----|
| 評価益   | 評価損 | 評価益   | 評価損 |
| —     | —   | —     | —   |

## 10. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

|                               | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------------------------|-------|-------|
| ルックスルー方式を適用するエクスポージャー         | 6,670 | 7,304 |
| マンドート方式を適用するエクスポージャー          | —     | —     |
| 蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー      | —     | —     |
| 蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー      | —     | —     |
| フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー | —     | —     |

## 11. 金利リスクに関する事項

### （1）リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

#### ①リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

#### ②リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

当会は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

#### ③金利リスク計測の頻度

四半期末を基準日として、IRRBBを計測しています。

### （2）金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta$ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティーブ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

#### ①流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

#### ②流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

#### ③流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

#### ④固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

#### ⑤複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

#### ⑥スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

#### ⑦内部モデルの使用等、 $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

#### ⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明

$\Delta$ EVEの前事業年度末からの変動要因は、中長期債券の取得に伴う残存年数の短期化等によるものです。

#### ⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

(3)  $\Delta E V E$  及び  $\Delta N I I$  以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

当会では、 $\Delta E V E$  及び  $\Delta N I I$  以外に、分散共分散法による V a R（信頼区間99%、保有期間20日）の計測を行っています。リスク計測の頻度は月次とし、計測対象は全ての金融資産・負債としています。

(4) 金利リスクに関する事項

IRRBB1：金利リスク

(単位：百万円)

| 項番 |           | イ              | ロ      | ハ              | ニ     |
|----|-----------|----------------|--------|----------------|-------|
|    |           | $\Delta E V E$ |        | $\Delta N I I$ |       |
|    |           | 令和5年度          | 令和6年度  | 令和5年度          | 令和6年度 |
| 1  | 上方パラレルシフト | 26,369         | 23,413 | 1,312          | 1,751 |
| 2  | 下方パラレルシフト | —              | —      | —              | —     |
| 3  | スティープ化    | 21,605         | 19,337 |                |       |
| 4  | フラット化     | —              | —      |                |       |
| 5  | 短期金利上昇    | 1,682          | 163    |                |       |
| 6  | 短期金利低下    | —              | —      |                |       |
| 7  | 最大値       | 26,369         | 23,413 | 1,312          | 1,751 |
|    |           | ホ              |        | ヘ              |       |
|    |           | 令和5年度          |        | 令和6年度          |       |
| 8  | 自己資本の額    | 62,897         |        | 63,973         |       |

- (注) 1. 「 $\Delta E V E$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。  
2. 「 $\Delta N I I$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。  
3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。  
4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。  
5. 「スティープ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。  
6. 「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。  
7. 「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。  
8. 「短期金利低下」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

# 索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第54条の3に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しております。

## <単体開示項目（農業協同組合法施行規則第204条関連）>

### 1 概況及び組織に関する事項

- (1) 業務の運営の組織…………… 20～21
- (2) 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名 … 20
- (3) 会計監査人の名称…………… 21
- (4) 事務所の名称及び所在地…………… 21
- (5) 特定信用事業代理業者に関する事項…………… 21

### 2 主要な業務の内容…………… 22～29

### 3 主要な業務に関する事項

- (1) 直近の事業年度における事業の概況…………… 10
- (2) 直近の5事業年度における主要な業務の状況
  - ① 経常収益…………… 10
  - ② 経常利益又は経常損失…………… 10
  - ③ 当期剰余金又は当期損失金…………… 10
  - ④ 出資金及び出資口数…………… 10
  - ⑤ 純資産額…………… 10
  - ⑥ 総資産額…………… 10
  - ⑦ 貯金等残高…………… 10
  - ⑧ 貸出金残高…………… 10
  - ⑨ 有価証券残高…………… 10
  - ⑩ 単体自己資本比率…………… 10
  - ⑪ 剰余金の配当の金額…………… 10
  - ⑫ 職員数…………… 10
- (3) 直近の2事業年度における事業の状況
  - ① 主要な業務の状況を示す指標…………… 46～47
  - ② 貯金に関する指標…………… 47
  - ③ 貸出金等に関する指標…………… 48～50
  - ④ 有価証券に関する指標…………… 51～53

### 4 業務の運営に関する事項

- (1) リスク管理の体制…………… 19
- (2) 法令遵守の体制…………… 14～18
- (3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況…………… 5～9
- (4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容…………… 16

### 5 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

- (1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書…………… 32～44
- (2) 債権にかかる額及びその合計額
  - ① 破綻更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する債権…………… 50
  - ② 危険債権に該当する債権…………… 50
  - ③ 三月以上延滞債権に該当する債権…………… 50
  - ④ 貸出条件緩和債権に該当する債権…………… 50
- (3) 元本補填契約のある信託に係る債権に関する事項…………… 50
- (4) 自己資本の充実の状況 54～73(5) 取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
  - ① 有価証券…………… 51
  - ② 金銭の信託…………… 52
  - ③ デリバティブ取引…………… 53
  - ④ 金融等デリバティブ取引…………… 53
  - ⑤ 有価証券関連店頭デリバティブ取引…………… 53
- (6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額…………… 50
- (7) 貸出金償却の額…………… 50
- (8) 会計監査人の監査を受けている旨…………… 45



 **JAバンク 石川信連**  
石川県信用農業協同組合連合会

〒920-0383 金沢市古府1丁目220番地 TEL:076-240-5111

お客様ダイヤル  0120-30-7766  
ホームページ <https://www.is-ja.jp/jabank/>  
E-mail [jabank@sin.is-ja.jp](mailto:jabank@sin.is-ja.jp)